

予算審査特別委員会記録

| | | | |
|-------------------------------------|--|-------|-------|
| 令和 6年 第1回議会 (定例会・臨時会)、(開会中・休会中・閉会中) | | | |
| 会議日時 | 令和 6年 3月 8日 午前 9時30分開会 令和 6年 3月12日 午後 1時57分閉会 | | |
| 場 所 | 各種委員会室 | | |
| 出席者数 | 委員定数10名中10名出席 | | |
| 出席委員 | 石川 康弘 | 熊木 恵子 | 湯本 要 |
| | 西股 裕司 | 星 真希 | 佐藤 妙子 |
| | 細川美喜男 | 加藤 真悟 | 高橋 修平 |
| | 石川 康弘 | | |
| 上記以外の出席者 | 側瀬 議長 | | |
| 欠席委員 | 0名 | | |
| | | | |
| 説明のため 出席した者 | 各課長以下 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 付議事件 | 令和6年度各会計予算及び関連条例の審査について | | |
| 傍聴者 | 8日0名 / 11日0名 / 12日0名 | | |
| 会議の概要 | 別紙のとおり | | |

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会記録

(1日目 R6.3.8 9:30 ~15:34)

議会事務局長 先日付託されました予算審査特別委員会を開催してまいりたいと思います。開会に当たりまして、石川委員長より御挨拶をお願いいたします。

石川委員長 皆様おはようございます。今日も寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日から始まります予算特別委員会でございます。新年度に向けて重要な事業やいろんな課題がありますので、それに向けてこの予算の中でどういうふうな形で進めていくかを十分審査していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。職員の皆様には、大勢の方が来られていますけれども、ぜひまた質問に対しまして適切な回答をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1回定例会において本予算審査特別委員会が設置され、令和6年度一般会計ほか5特別会計予算並びに関連5議案の審査が付託されております。予算審査特別委員会の日程は、3月8日と11日、12日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり審査を行っていきます。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には、挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いをいたします。私語は慎むようお願いいたします。また、質問事項については、予算書などのページを示し、会議時間の短縮のため要点を簡潔明瞭に発言してください。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力のほうをよろしくお願いいたします。傍聴者の方はおられませんので、ここは省略させていただきます。本日の出席人員は10名全員であります。それでは直ちに会議を開会いたします。

それでは審査順序1番目、第1款議会費について審査を行います。説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは、予算書37ページをごらんください。1款1項1目議会費、本年度予算額5,303万1,000円。前年と比較しまして103万5,000円の減額となっております。説明欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動費交付金など議員に係る経費と、議会だより発行に係る経費などをあわせ5,175万5,000円を計上しています。昨年と比較いたしまして107万1,000円の減額となっております。減額の主な内容は、共済費及び旅費の減額等によるものとなっております。なお、旅費の減額につきましては、昨年度姉妹町である多良木町への行政視察を11名全員分計上しておりましたけれども、2カ年に分けて実施することとしたことから減額となったものです。次のページをごらんください。

38ページ、事業名、事務局経費では、議会事務局運営に係る経費として127万6,000円を計上しております。ほぼ昨年同様の予算計上となっております。以上で議会費の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。総務費の中でも一般管理費から防災諸費までの、予算資料55ページまでを審査いたします。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書の38ページをごらん願います。下段、2款1項1目一般管理費、本年度予算額1億2,088万3,000円。増減の主なものは、ふるさと応援寄附事業及び地域おこし協力隊設置事業について、6款商工費に科目を移行したことから減額となっております。説明欄、一般管理経費として2,463万6,000円。ここでは、行政運営全般に係る経費として、次ページにかけまして各委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、特別職及び職員旅費、町長交際費、消耗品費、次ページ、通信運搬費、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、3節職員手当等におきまして、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を計上しています。後ほど関連議案として説明をさせていただきます。

次に、40ページ下段、電算機器管理運営経費として7,100万円。ここでは、電算機器全般に係る管理経費として、41ページにかけまして、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備、電算機器借上料、情報系システム譲渡事業償還金などを計上しています。

次に、42ページ上段、職員研修事業として395万2,000円。ここでは、職員の資質向上を目的に、各種専門研修への派遣経費などを計上しています。

次に、地方公共団体情報システム標準化対応事業として2,129万5,000円。基幹系20業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステム移行に係る委託料を計上しており、令和7年度末までに移行完了を予定しています。本年度は、総合行政情報、戸籍、健康管理システムの標準化対応を行います。以上です。

まちづくり課長 続きまして、42ページ下段をごらんください。あわせて予算資料8ページ上段をごらんください。2目文書広報費、本年度予算額455万9,000円。説明欄、広報・広聴活動事業では、次ページにかけまして、広報なんぼろ発行に係る経費、町ホームページ管理運用経費、公式SNSアカウント運用経費を計上しています。なお、町内4施設に設置したデジタルサイネージの運用経費につきましては、予算計上科目を変更して、6款商工費2目観光振興費において、デジタルサイネージ運用業務委託料101万円を計上しています。以上です。

総務課長 次に、43ページ上段、3目財産管理費、本年度予算額2億8,995万8,000円。説明欄、庁舎等管理経費として3,504万7,000円。次ページにかけて、役場庁舎管理に係る経費一式を計上しています。

次に、44ページ下段、公用車管理経費として1,491万9,000円。次ページにかけて、公用車、中型バスの運行管理に係る経費などを計上しています。

次に、45ページ中段、財産管理経費として2億3,994万1,000円。次ページにかけて、町有財産に係る消耗品費、修繕料、火災保険料、複写機使用料、各種

基金の積立金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、24節積立金において、前年度、減債基金積立金を計上していたことから減額となっています。

次に、46ページ中段、指定管理者制度推進事業として5万1,000円。ここでは、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費を計上しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、46ページ下段をごらんください。4目企画振興費、本年度予算額1億7,837万8,000円。説明欄、移住促進事業では、次ページにかけまして、本町への移住促進を図るため、令和4年度、5年度で整備した2棟の移住体験住宅を活用した移住体験事業や、移住イベント及び北海道移住・交流フェアへの出展などに係る経費として287万2,000円を計上しています。次に、47ページ中段、説明欄をごらんください。

みどり野団地等販売管理事業では、公社管理用地草刈業務に係る経費、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいるヴィレッジ・ゼロカーボンヴィレッジ事業の負担金として1,626万2,000円を計上しています。なお、公社管理用地草刈業務に係る経費は、同額を公社から受託事業収入として受けるものです。増減額の主な理由は、12節委託料で、みどり野団地販売実績及び準工業用地造成工事に伴う公社管理用地草刈対象面積の減少による委託料332万円の減額、18節負担金補助及び交付金で、きた住まいるヴィレッジのエリア拡大、ゼロカーボンヴィレッジの新規エリア設定による事業負担金226万9,000円の増額によるものです。

次に、生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいる一との運行に係る経費、北海道中央バス高速ゆうばり号・高速くりやま号の運行に係る生活交通対策確保対策負担金として2,572万6,000円を計上しています。あいる一との運行につきましては、アンケート調査や行政懇談会での意見を踏まえ、令和6年4月から回数券の導入、介護認定者の介添人運賃の設定を導入するほか、町内イベント開催時の試験運行を実施します。増減額の主な理由は、12節委託料で、人件費単価の増加によるオンデマンド運行業務148万2,000円の増額、18節負担金補助及び交付金の生活交通対策負担金では、前年度、夕鉄バス路線、本年度、中央バス路線と対象路線と対象運行経費の相違による419万4,000円の増額によるものです。

次に、48ページ下段、姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との児童相互交流及び物産交流、住民交流研修などに係る経費として331万3,000円を計上しています。

次に、企画振興経費では、次ページにかけまして、住居表示及び企業版ふるさと納税受付に係る経費のほか、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など256万9,000円を計上しています。増額の主な理由は、住居表示台帳図補正業務委託料177万1,000円の計上によるものです。

次に、49ページ中段、協働まちづくり推進事業では、住民の自主的な地域コミュニティ活性化や協働のまちづくりの活動を支援するため、個人町民税現年課税予算額の1%相当額を活用したまちづくり活動支援事業補助金を交付する経費として、329万7,000円を計上しています。

次に、下段、予算資料は9ページになります。学生支援推進事業では、江別市内の大学や自治体などで構成する学生地域定着支援推進協議会負担金61万9,000円を計上しています。

次に、予算書50ページ上段、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代を対象とした住宅建築費の助成により移住定住を図るため、事業期間を令和6年度から令和8年度までの3年間の延長による、子育て世代住宅建築費助成金6,300万円を計上しています。

次に、総合戦略策定事業では、新規事業として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和6年度で終了することから、国の総合戦略を踏まえ、これまでの地方創生の取組にデジタル技術の活用を加えて、新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する経費700万6,000円を計上しています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の保守委託料、支障移転工事費などの経費として1,607万2,000円を計上しています。なお、支障移転工事費のうち、道央圏連絡道路長沼南幌道路工事に係る450万円は、同額が国から補償されるものです。増額の主な理由は、14節工事請負費で光ファイバケーブル支障移設工事の見込み増加に伴う496万2,000円の増額によるものです。

次に、観光周遊策推進事業では、次ページにかけまして、令和5年度に町界4か所に設置を計画していたウェルカムサインにつきまして、設置場所やサイン形状から設置が困難であり設置を取り止め、改めて北海道開発局と協議を行い、カントリーサインの更新について検討を進めております。カントリーサインは、町の名所や特産品などと町名をあわせた看板で、観光振興の役割を持っているものであり、令和6年度は道央圏連絡道路中樹林道路の開通が予定されていることから、令和7年度に国道、道道のカントリーサインの更新とあわせて町道の町界に統一したデザインによるカントリーサインの設置を計画しています。令和6年度は、デザインの公募、選定のほか、町道7か所への設置工事に向けた実施設計などに係る経費として、141万2,000円を計上しています。減額の主な理由は、前年度のウェルカムサイン、公共施設誘導看板に係る設置工事費1,967万8,000円の減額によるものです。

次に、51ページ中段、地域おこし協力隊設置事業では、本町への移住・定住を促進するため、移住観光情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む活動を行う地域おこし協力隊員1名の設置・活動経費として618万円を計上しています。なお、令和6年度は、会計年度任用職員の任用から委託契約による委嘱に設置形態を変更しています。増額の主な理由は、18節負担金補助及び交付金で、隊員の町内の起業に対する支援として、起業・事業継承支援補助金100万円の計上によるものです。

次に、子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっぱの施設管理運営に係る経費として3,005万円を計上しています。指定管理料は、令和5年度の施設管理運営の実績を踏まえた積算を行い、維持管理運営費見込4,080万円から利用料収入見込1,100万円を差し引き2,980万円を計上し、前年度対比では880万円増額となっています。次に、52ページをごらんください。

5目企業誘致推進費、本年度予算額965万3,000円。説明欄、企業誘致推進事業では、準工業用地販売戦略に基づく企業訪問経費、分譲事前エントリーに係る経費、工業団地立地企業に対する奨励金交付などの経費として965万3,000円を計上しています。以上です。

総務課長 次に52ページ下段、6目公平委員会費、本年度予算額4万3,000円。説明欄、公平委員会運営経費として、委員3名分の報酬を計上しています。以上です。

住民課長 次に53ページをごらんください。7目交通安全対策費、本年度予算額1,014万8,000円。説明欄、交通安全対策推進事業では、次ページにかけまして、交通安全推進員1名及び交通安全指導員19名の設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援業務委託料、交通安全運動推進協議会補助金などを計上しています。前年度対比、増額の主な理由は、配備から23年経過する交通安全指導車の更新に伴う車両購入費470万円の計上によるものです。以上です。

総務課長 次に54ページ中段、8目防災諸費、本年度予算額1,165万3,000円。説明欄、防災対策事業として、次ページにかけて、防災会議委員報酬、災害備蓄品整備計画に基づく消耗品費並びに備品購入費、戸別受信機設置等手数料、防災行政無線保守点検、全国瞬時警報システム保守委託料、電波使用料などを計上しています。前年度との主な相違ですが、指定避難所の見直しに伴う、洪水ハザードマップ及び避難所パンフレットの作成経費と全国瞬時警報システムの改修費を計上しています。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

家塚委員 2点ほど質問をさせていただくのですが、まず1点目、予算書の47ページ中段の、みどり野団地等販売管理事業です。この1,600万円の大方が草刈り業務ということで、あとは18節負担金及び交付金の中で、みどり野団地販売促進事業負担金として412万1,000円計上していて、先ほど話があったようにきた住まいるヴィレッジとゼロカーボンヴィレッジの事業負担金だと思うのですが、それぞれ積算内容をお聞きしたいというのが1点です。

続いて、予算書52ページになりますが、上段で企業誘致推進費の企業誘致推進事業で965万3,000円計上しているのですが、この中で18節の交付金、企業立地等奨励金で700万円計上していて、晩翠と南幌工業団地でそれぞれ対象企業がいるんだろうと思うのですが、それぞれ両団地の企業数、積算内容をお願いしたいと思います。この2点です。

地域振興G主査 それでは2点のご質問にお答えいたします。まず1点目、みどり野団地販売管理事業における負担金の内訳ということなんですけれども、この負担金につきましては、みどり野団地の販売ですとか本町の住宅建築助成金のPRをするために、北海道マイホームセンターへのイベント出展ですとか、あとは南幌町内で開催していますマイホームセミナー、こちらの開催経費を計上しております。あわせて、今委員のほうから質問があったように、きた住まいるヴィレッジですとかゼロカーボンヴィレッジ、こちらは建築された際にオープンハウスを開催することになっておりまして、そのオープンハウス開催に係る謝金として、来年度におきましてはきた

住まいるヴィレッジ8棟、ゼロカーボンヴィレッジ4棟分のオープンハウスの謝金を計上しています。オープンハウスにつきましては、きた住まいるヴィレッジは2週間、ゼロカーボンヴィレッジは4週間という期間の設定をしております、それぞれオープンハウスの謝礼金としましては、きた住まいるヴィレッジが30万円、そのうち半分を南幌町が負担ということで15万円。ゼロカーボンヴィレッジにつきましては100万円、そのうち半分を南幌町が負担ということで50万円を計上しております。本事業につきましては、北海道の建築指導課ですとか、住宅供給公社、南幌町と連携して行っておりますので、こちらの予算計上につきましても、それぞれ協議を図った上で計上しているところです。

それから2点目のご質問ですが、企業誘致推進事業の企業立地奨励金の内容ということでお答えさせていただきます。今回計上している金額につきましては、企業立地奨励金のいくつかあるメニューの中の、事業用設備等整備奨励金に該当するものです。こちらの内容としては、町内の事業に供する工場等を新設、増設または賃貸により事業の操業を行った事業者が取得した設備等の取得価格が3,000万円以上の場合において、上限を3,500万円として固定資産税課税標準額の20%を交付するといった内容となっております。今回、令和5年に晩翠工業団地内に土地を取得し工場を新設、操業開始した事業者がございまして、こちらが奨励金の条件に当てはまり、また取得価格の条件であります3,000万円以上というところに該当する可能性があることから、予算計上を行ったところでありまして、以上となります。

家塚委員 まず、みどり野団地の販売促進事業で、それぞれオープンハウスに係る経費の2分の1を南幌町が負担するというので、きた住まいるヴィレッジ8棟で2週間ですか。30万円の2分の1で15万円、ゼロカーボンが4棟で4週間やって、100万円の2分の1で50万円それぞれ負担しますという説明があったかと思えます。道も含めて協議してこの積算価格になっているのかということ、再度確認をさせていただきます。道と事業者が入った価格設定というか、この経費の負担ということで理解していいのかどうかということです。

それと企業誘致推進事業のほうでは、事業用設備等の奨励金ということで、晩翠に1件該当があるということなんですね。それで、大体見込額は700万円で、限度額もあるのですが、大体この金額で間にあうのかどうか。今回3月の補正の中で300万円弱減額をしていることがあったんですが、大体そのぐらいの予算計上を毎年していると思うので、その辺で今の晩翠1件の立地で間にあうのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

地域振興G主幹 まず初めに、きた住まいるヴィレッジ、ゼロカーボンヴィレッジの事業負担金の関係でございまして、先ほどご質問いただきましたとおり、この事業につきましては、北海道庁の建築指導課、北海道住宅供給公社、南幌町、そして建築事業者や設計事業者などの参加事業者との官民連携事業というように位置づけられております。その上で協議を行っていただいたなかで予算計上を行っているということで改めてご説明をさせていただきたいと思えます。

また、2点目の奨励金の考え方でも、予算計上の時には事業者との聞き取りも踏まえて計上しているということでございまして、先ほど担当のほうか

らもご説明をさせていただきましたが、事業用設備の取得価格が3,000万円を超えるというような形の聞き取りを踏まえたなかで、対象となる事業費に係る奨励金の予算を計上しているということでご承知おきをいただきたいと思います。以上です。

家塚委員 みどり野と企業誘致について、両方わかりました。企業誘致の関係で、参考までにホームページに入っていくと、うちの今の奨励金の関係、それと国・道の補助金の関係が出ていますが、そのほかに札幌圏設備投資促進補助金というものがあるんですね。これにも当然要件があるのですが、この辺で今まで該当になったものがあるのかどうかをお聞きすると、ちょっとこの補助金はうちのエリアが該当になるので、この原資となるものがどういう形になっているのか、その辺をお願いしたいと思います。

地域振興G主幹 札幌圏における設備投資の促進補助金の関係の内容だったかと思えますけれども、まずこの札幌圏の設備投資の促進補助金の関係につきましては、札幌市をはじめとする小樽・岩見沢・江別・千歳・恵庭・北広島・石狩・当別、そして南幌町と、いわゆる札幌圏を対象とした投資の促進という補助金で、これは札幌市のほうで事業を展開しているような状況となっておりまして、あくまでも設備投資額として3億円以上、そして札幌圏内に本社、既存施設がないことなどの対象要件を考慮した上で助成を行っております。現在本町の企業数が晩翠・南幌あわせて47社ほどあるんですけれども、この補助金に該当している企業は現時点ではないということで御承知おきをいただきたいと思います。以上です。

石川委員長 今の質疑に関連して質問される方はいらっしゃいますか。

加藤議員 今説明がありました企業立地等奨励金について、わからないことがあるので質問させていただきます。この奨励金というのは、町の手出しで行うものだと認識しておりますが、この制度は町民にあまり聞き馴染みのないものだと思うんですけれども、この制度が始まったのがいつ頃なのかと、どういう経過で始まったのか、あとはもし見直し等を行っているのであればお伺いしたいと思います。

地域振興G主幹 この奨励金の開始につきましては、夕張太にございます南幌工業団地の分譲を加速化させるために制度を構築しておりますので、制度の開始がたしか平成19年か20年だったと思うんですけれども、その頃から行っておりまして、現状としては金額の見直しもなく取り進めているような状況となっております。また、対象となる企業数も、以前にもお話をさせていただいたかもしれませんが、それぞれの項目に基づく条件がございますので、必ず全ての事業者が対象になっているものではないということだけ改めてご説明をさせていただきたいと思います。以上です。

加藤委員 私がお伺いしたかったのは、見直しがあったのかどうかという部分が少し気になっておりました。というのは、今後準工業用地の造成が終わりましたらもちろん販売になると思うんですけれども、その時に平成20年頃と同じようなものでいいのか、またもし見直しをする計画とございますか、見直しがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

地域振興G主幹 先ほどお話をさせていただきました、本町の奨励金制度、そして

残念ながら今は対象になっていないんですけれども、先ほど家塚議員からご質問がありました札幌圏の設備投資の奨励金補助、そしてそれに加えて北海道においても企業立地、企業誘致を促進するための様々な補助制度というものがございますので、それを全てあわせるような形の企業誘致、企業立地を進めるような形になっております。ですから我々のほうの補助制度としては、現時点では見直す考えはないということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

石川委員長 ほかに質問はありませんか。

星委員 2点質問させていただきます。まず予算書の50ページ下段の、観光周遊策推進事業の中のカントリーサインについてなんですけれども、今の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、55ページの防災対策事業の中の備品購入費になるんですけれども、災害備蓄用備品の内訳をお聞かせ願いたいと思います。

地域振興G主査 1点目のご質問の、カントリーサインの進捗状況ということでお答えさせていただきます。まずカントリーサインの事業概要ということで若干説明させていただきます。冒頭で課長からの説明でもありましたが、今年度設置を予定していたウェルカムサインの設置が困難ということで見送らせていただきまして、その代わりといたしまして、カントリーサインのデザインの変更、それから設置について、現在関係機関との協議を進めております。来年度末に道央圏連絡道路南幌ランプまでが開通予定となっておりますので、南幌町と江別市との境界、こちらについてもカントリーサインの設置がされる予定となっております。そのサインを新たなデザインのものとして設置されるように、令和6年度中にこのデザインの変更に関する町民への作品の募集ですとか、あとは選定の作業、それからカントリーサイン自体が国のものですので、国の登録など、そういった業務が必要となってきます。それらを進めまして、令和7年度に道央圏連絡道路以外の国道ですとか、道道に設置されているカントリーサインのデザインを新たなデザインへ変更を行うということを進めております。こちらの国道・道道については、それぞれ設置機関が国道であれば国、道であれば北海道が行っておりますので、経費も含めた負担は国・道のほうで行う予定となっております。現在、カントリーサインは国道に2か所、それから道道に5か所設置されているのですが、町道においても、特に岩見沢側との境界が多いんですけれども、カントリーサインではなくて、南幌町ですとか、あとはキャベッチくんがデザインされたような看板がいくつか設置されています。それらも今回カントリーサインのデザインを変更いたしますので、それにあわせて町道に設置されている既存の看板も令和7年度に更新をするといった業務を進めております。現在の進捗状況としては、国ですとか道とそういった協議を進めている段階で、スケジュールとしては令和6年度にカントリーサインデザインの変更業務、そして先ほど説明したように、令和7年度にそれを更新するといった、実際の施工に移るといったような流れとなっております。以上です。

総務G主査 2点目の災害備蓄用備品の内訳につきましては、カセットガスコンロ2台、ポータブルストーブ2台となっております。以上です。

星委員 カントリーデザインの進捗状況は理解いたしました。最終確認なんですけ

れども、最終的には令和7年度中に完成ということによろしいかどうか確認させていただきます。

それともう1点、災害用備蓄品のストーブやコンロということで理解いたしました。事業内容の中には食料品ということも書いてあったんですけども、食料品は足りているという、十分今は間にあっているということによろしいかどうか、お願いします。

地域振興G主査 今委員おっしゃられたとおり、令和7年度中に施工も含めて全て完了するという計画で進めております。以上です。

総務G主査 2点目の食品につきましては、目標数量を設定しておりまして、特に食料品は賞味期限がありますので、毎年ローリングした中で計画的に購入しており、目標数量には達しているという状況になっております。以上です。

星委員 食料品について理解いたしました。もう1点、ストーブについてなんですけれども、現在どのくらいの数があるのかどうかを教えていただきたいです。

総務G主査 ストーブの数量としましては、今年度購入分も含めると、現在ポータブルストーブ36台、大型ストーブ18台となっております。あと2年ほどで目標数量を整備する予定となっております。以上です。

石川委員長 今の質問に関連して、何かほかにご質問がありませんか。

細川委員 防災備蓄品整備事業の関係で、重ねて質問いたします。ポータブルストーブが現在36台になる予定ということなんですけれども、計画上36台で終わりなのか、まだ増やすのか、その辺を1点お聞きします。それと、避難所の大型暖房設備の関係ですが、今どのようなものがあって、多分大型ですので結構な面積を暖房できるのかなと思うんですけど、その規模の暖房機はどんなものなのかを教えてくださいと思います。

総務G主幹 細川委員のご質問についてですが、まず大型ストーブについては、全避難所に配備されるということで、2台ずつ、47畳、平米にすると1台で85平米を対応できるような容量になっております。なお、全避難所に対応できるという数量になっておりますので、足りているというようにお答えさせていただきます。以上です。

石川委員長 あとは、暖房機はそれだけだということですか。ストーブ以外の暖房機としては。

総務G主幹 ポータブルストーブについても、数量はこれで満たしているということによろしく願いいたします。

石川委員長 では、ほかにご質問はありませんか。

佐藤委員 防災対策事業のところでお聞きしたいと思います。4点ほどあります。

まず南幌高校についてですが、今南幌高校は避難所になっていると思うんですけども、閉校になっているので、住民の中ではもう避難所ではなくなったと思っている方がいるようなんですね。そういう声が担当部局のほうに届いているかどうか。また、そのような考えの住民の方がいらっしゃるということであれば、どのような対策をしようと考えているのかということが1点です。

2点目が、今回ハザードマップの予算が書いてあって、ハザードマップはあるんですけども、ほかの町に行くと、水害になった場合はこのぐらいまで水が浸かります

よという形でいろんな所で表示している所があると思うんですね。そして特に、江別のゆめみ野辺りは小学校とか公園とか電信柱とか、そういう所に水位はこのぐらいまでありますよというのが表示されているんですけども、うちの町としてはそのことをどのように考えているのか。ハザードマップの予算が今回あるんですけども、それほど予算がかからないのであれば、何とか考えていただけないかなという思いがあります。

3点目に、自主防災組織なんですけど、今回西町と緑町でもう自主防災組織が立ち上がっているということで、ほかの所が立ち上がる予定はあるのかどうか、そこを教えてください。

それと4点目ですが、防災対策なのかどうかというものではあるのですが、公共施設の中にAEDがいろいろ設置されていると思うんですけども、女性が使用した場合、やはりどうしても肌が見えてしまうという部分もあったりして、いろんな所で今AEDの中に女性用の胸を覆う三角巾のようなものを取り入れている所があるんですけども、そういうことも可能なのかどうか。この4点お願いいたします。

総務G主幹 まず、南幌高校の避難所の指定についてお答えさせていただきます。南幌高校の避難所については、令和5年4月から北海道と協定を結びまして、現在も指定避難所として継続使用しているのですが、委員おっしゃったとおり、実は行政懇談会の中で町民の方からご質問がございまして、今のような継続して利用できますといったようなことで回答をさせていただいております。また、昨年12月の広報におきましても、南幌高校の記事の中で継続して避難所として指定しておりますといったような内容を掲載しておりますが、なかなか浸透していないということであれば、再度違った広報なりで、継続して避難所として指定されているということで周知をしていくところなんですけど、実は来年度、令和6年度に南幌高校を指定避難所から外し、ほかの施設に分散できないかといった検討をする予定になっております。ですからそこも含めまして、こちらのほうで事務を進めていきたいと考えております。

総務G主査 2点目の、洪水時の浸水の水位の表示についてでございますけれども、北海道開発局における、まるごとまちごとハザードマップという取組のことかなというふうに思いますが、こちらにつきましては、想定浸水深ですとか、避難所の情報等をまちなかに表示することで洪水への意識を高めるとともに、浸水深、避難所等の知識の普及を図るというものだと思っております。本町においては、避難所看板とステッカー表示の設置を行っているところですけども、先ほどのまるごとまちごとハザードマップの効果やメリット、また、設置においては河川管理者と町、地域住民の連携も必要であるというように考えておりますので、それらの課題ですとか、進め方などについて調べていきたいと考えております。

3点目の自主防災組織につきましては、令和4年から設立に向けた動きが少しずつみられている状況で、令和5年1月に緑町、令和6年1月に西町が設立をしていただいております。こちらにつきましては、行政区長会議ですとか区長会議において、設立についてその都度毎年説明してございまして、現在はそういった話はきておりませんが、そういった設立についての説明は引き続き行っていきたいと考えております。以上です。

財務G主査 4点目の、AEDの設置の際の女性に配慮したものが可能かどうかというご質問ですが、他の自治体では大きめの三角巾を用意して、そして万が一の際に、そういった女性に配慮するようなものを用意している所もあります。ただ、南幌町につきましては、公共施設に設置しているAED機器につきましては全てリースによるものですから、可能かどうかというところはまずリース会社に確認を取らなければいけないこととなります。やはりそういった緊急時に1秒でも早くそういった機器を当てるといことが大事になりますので、万が一ためらってしまつては、せっかくある機器を無駄にしてしまう可能性がありますので、まずはそういった大きい三角巾など、女性に配慮できるものを設置していかどうかをリース会社に聞いた上で、早急に対応したいと考えております。ただ、そのものを入れていただけでは何のためにあるのかわからない可能性もありますので、やはりチラシ1枚、こういう時のためにこれが用意されていますよというものをつけて対応できればというように考えております。

佐藤委員 ありがとうございます。皆さん前向きに考えていただいていることなので、ぜひ期待しておりますので、実現のほどよろしく願いいたします。

石川委員長 それではほかに質問は。

湯本委員 関連して、防災備品計画の必需品のところでお伺いします。まず最近の災害で最も懸念されているのは冬期間の防災ということですね。いろいろ関心を呼んでいると思うんですけども、昨日私も一般質問をしましたが、冬場には低体温症などが想定されます。避難者だけではなくて、そこには至らずとも、ストーブなどの防寒というか、暖房設備は整っているんですけど、冬場の加温が重要だと思います。来た方々の身体をいかに温めるかというようなことなどが想定されるんですが、簡単に言えばハクキンカイロみたいなものなども含めて、低体温症ということになれば、直接的に体を加温するような方法が必要だというふうに思うんですが、この備品機材を見たところ、ちょっとそうした資材の備蓄ということに関してはないように思うのですが、冬期間のそういった対応についてはどのように考えているのでしょうか。検討する方向で考えているのかどうか、教えてください。

総務G主幹 ただいまの湯本委員のご質問についてですが、加温について、現在の備蓄品としましては、毛布と床に引くマットを、それぞれ避難するであろう人数の1,000人分備蓄しています。また、寝る時には寝袋も同じ数量を用意しておりますので、まずはこちらの備蓄品を使いながらというところで検討しているのですが、来年度、冬に防災訓練を行います。その中で今ある備蓄品を活用してみて、実際に町民と体験してみて、加温ができるのかどうかということも含めて皆さんと意見交換をしながら、もし足りないということであれば追加するといったようなことで検討していきたいと考えております。以上です。

湯本委員 よくわかりました。日本の防災学会だとか、いろいろなところで冬期間のこの対応については検討中でもあるので、こうした形で低体温症に対する対策の仕方なども新たに出てくるというふうに思いますので、そういった部分が出てきた場合にはいち早く検討をお願いして、備えていただきたいというふうに思います。

石川委員長 ほかにご質問はありませんか。

西股委員 2点なんですけど、1点目につきましては予算書49ページ、資料8ペー

ジの、協働のまちづくり事業についてお聞きします。この事業というのは、町の活性化につながっている事業だということに私たちは捉えております。そして話題性のある事業が実施されているということも認識はしております。ただ、その中で一部やはり事業の継続というものがされていないものも多くなってきているのかなというように思っております。町税の1%を基準として取り組んでいるということなんですが、その利用の関係については、今まで見ていくと大体2分の1程度かなというように思っております。せっかくこのようないい事業があるわけですから、事業をもっと周知していく必要があるのではないだろうかと思ひまして、質問させていただきます。まず、町のホームページの中では協働のまちづくり事業というタイトルではなくて、まちづくり活動支援事業という形でやっているんですが、表の部分というのはやはり言っているのは協働のまちづくり事業だということであれば、そのようにタイトルも見直してはどうかというように思っております。それと、活動報告は毎年行っているようなんですが、これもホームページに出ているのですが、これも載っている事業というのは非常に少ないと。いい事業がたくさんあるのにそれが出ていないということになってくると、やはり見ている方は、こういう事業しか支援していただけないのかなというふうに思われるような感じになりますので、こういう部分もきめ細かな報告をしてはいかがかなというふうに、事業の改善を少し求めたいと思ひますので、それに対してお願いいたします。

それと2点目ですが、53ページ、資料は9ページで、高齢者の運転免許返納の関係です。これにつきましては、高齢者が南幌町内で免許証の返納ができることは喜ばれている事業だと思っております。ただ、これも昨年から栗山へ行くバス、夕鉄バスが廃止になったということになってくると、南幌での手続きというのが重要になるのではないかなというふうに思うんです。それで、今予算で見ている部分というのは、若干先に聞いてしまったのですが年4回だということ、例年並みの形にはなっているようなんですが、これをもう少し拡大というか、2カ月に1回程度できるような形で事前に予約しながらやるですとか、利便性を広げることにはできないのかなということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。この2点をお願ひいたします。

企画情報G主幹 1点目の、まちづくり活動支援事業につきまして回答させていただきます。まず事業の継続がされていないのではないかなというご意見がございました。まち活動事業は大きく分けると、イベント開催、それと商品開発といったものが多いんですけども、イベントにつきましては、農猿さんの野祭につきましてはかなり長くやっていただいております。それと、うたポロのコンサートにつきましても、コロナ期間はやっていなかった時期はあるんですけども、本年度も含めまして継続して実施していただいております。それと、昨年からは始まりましたラジフェスのほうも今年2回目ということで、来年以降も実施したいというようなことも伺っておりますので、イベント事業につきましては基本的に継続してやっていただいているのかなと思っております。ただ、イベント関係につきましてはこの事業が基本3年間ということで、それ以降につきましてはフォローアップという形で継続といったつくりになっておりますので、4年目以降につきましては事業者と相談しながら、フォローアップの対象になるかどうかといったことも含めまして、採択等について検討してい

くものかと思っております。商品開発等につきましては、基本的に単年の事業になりますので、継続性は特にないのかなと思っております。それと利用状況ということなんですけれども、令和2年、3年につきましては、コロナもありまして、イベントにつきましても野祭のほうは農猿さんのほうで、野祭という名前ではないんですけれどもコロナ禍でもできるイベントということでやっていただきましたが、それ以外につきましてはやはり人と人の接触が制限されたこともありまして、実績がございました。ただ、昨年度につきましては先ほど申し上げました、農猿さんの野祭、ラジフェス、うたポロのコンサートの3事業、そのほかにも若葉のしずくアイス製作委員会ということで、特産品の開発が1件、それと10区の子ども会さんのほうでの防災体験会、これが最初の町内会での活用になります。この5件が出てきております。ほかにも商品開発ということで2件申請があったんですけれども、審査の段階でまだ内容が煮詰まっていないということで不採択になった事業もございました。それらを含めると、申請額のベースでいきますと令和4年度で312万1,000円ということで、ほぼ予算額に達するような状況でございました。最終的に交付した額については141万円ということにはなっているんですけれども、令和4年度につきましてはそういった状況でございました。本年度におきましては、先ほど申し上げましたイベントが3つ継続して実施されました。そのほかにも、ふらっと南幌さんのほうではフェノロジーカレンダーということで、南幌町の季節ごとの作物や見どころなどをカレンダーにしたものをつくっていただいております。それと、結丸さんという農業者の団体のほうで、小松菜ときくらげのキムチということで商品開発を実施していただいております。これら5件の事業のほかにも、町内会活動としまして、10区の子ども会さんのほうで引き続きまた防災体験会、それと緑町町内会におきましても防災体験会を実施していただきまして、7事業の実施で採択額としましては合計で231万5,000円ということで、数年前から見ますと活用が進んでいるのかなというふうには思っております。それと周知の部分でございまして、ホームページのタイトル等につきましては、委員がおっしゃるとおり、よりわかりやすいタイトルということにつきましては検討してもいいのかなと考えております。最後に活動報告の部分ですけれども、ホームページにつきましては今申し上げました事業につきましては、令和元年度からの分になりますけれども、一応全事業を掲載している状況でございまして、以上です。

環境交通G主幹 2点目の、運転免許証の返納事務のこととございまして、現在臨時窓口ということで年4回、6月から始まりまして9月、12月、3月の第1木曜日ということで、栗山警察署のほうで南幌町の役場1階に来ていただきまして、臨時窓口という形で開催をしているところでございまして、利用者につきましても、昨日今年度分が終了しまして、臨時窓口の利用者につきましては18名、栗山警察署全体でいきますと46名ということで、今年につきましては約4割程度の方が臨時窓口を利用しているということで、例年からみまると今年度は臨時窓口の活用がやや少ないという状況でございまして、例年になると5割強の方が臨時窓口を活用しているという状況でございまして、委員のほうからありました夕鉄バスの廃止に伴いまして、栗山警察署のほうにもお話をさせていただきまして、ある程度の理解をいただいているところでございまして、その中で、年間の開催日数を増やしていただきたいということ

で要請もしてございます。それで、予算書のほうにございます委託料につきましては、これはあくまでもハイヤー利用をした部分の委託料になりますので、臨時窓口の経費という部分につきましてはかかってこないものですから、栗山警察署には年度途中であっても増やしていただけるような形で引き続きお願いをしていきたいということで考えております。以上です。

西股委員 協働のまちづくり事業については、タイトルの見直しも考えるということでございますので、見やすいような形になって利用が増えるというような形になればいいのかなというように思っております。掲載の関係につきましては、私が見た段階ではなかったということでございます。

それと、免許返納の関係はわかりました。引き続き栗山警察署と連携を取りながら、利便性を図るような形でよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

石川委員長 では、ほかにございませんでしょうか。

熊木委員 4点質問します。主には予算資料のところ、8ページからなんですけれども、移住促進事業の移住体験住宅2棟の活用状況と今後の計画について伺います。またいろいろ企画されていると思うんですけれども、令和5年度に実施した中ではどのようなものが好評だったのか、それも伺います。また、体験住宅を活用した後で移住者が増えたのか、体験したうえで移住につながったのかどうか、その件数もお願いします。

それから2点目は、生活路線等交通対策事業で、先日の全員協議会の中で高速バスの減便が示されました。それで、特に札幌間の夕方に3時間の空白がありますよね。あれは移住してきた方々も結構高速バスを利用していると思うんですけれども、それは早く周知するというのと、それからその対策を何か考えているのかどうか。前に公共交通のアンケートとかを取った中で、結構高速バスについても意見があったと思います。それを考えると、この3時間の空白というのは大変なことだと思うので、その辺を伺います。

3点目は、子育て世代住宅建築費助成事業について、令和6年度から令和8年度の3年間延長するというので、今年の年間6,300万円というのは、やはり町の予算の中でもかなり大きな額を占めると思います。これは3回延長しているんですけれども、今回で終わりというように考えているのか。推移をみながらだとは思いますが、その辺の考えを伺います。それと、最大200万円ということになっているんですけれども、以前は美園の地域に限定して200万円というところがありました。今回はどこの地域を限定しているのかというのが1点と、町民は最大100万円ということになっているんですけれども、これは移住促進ということであるので、町民が家を建てる時には該当しないというか、最大の金額にはならないというような答弁を以前いただいたかと思うんですけれども、同じく子育て世代の町民でそのまま住み続けて新しく家を建てるという時には、もう少し考える必要があるのではないかと。少し引き上げるべきではないかと私は考えるんですけれども、その辺について意見を伺います。

4点目は、地域おこし協力隊設置事業について、現在隊員は3名だと思うんですけれども、今年度で退任する隊員はいるのかどうか。さらに、今この場所ではないで

すけども、教育のところで1名増えることになっていますよね。それでいくと、令和6年度の協力隊員の人数が何人になるのかということが1点です。それから先日の新聞に、空知の協力隊のつながり強化ということで、新しく組織ができて交流をすることが載っていたんですけども、こういうものにはもちろん参加していくという計画であるのかを伺います。以上です。

地域振興G主査 まず1点目のご質問です。移住促進事業の移住体験住宅の関係についてお答えさせていただきます。まず、活用状況ということです。今回2棟建設したのですが、昨年度建設した1棟目を今年度の4月から稼働しております。実績としましては、17組50名の方に利用していただいております。2棟目に関しましては、今年度建設をしまして今年の1月から稼働しておりますので、まだ期間がそれほど経っていないのですが、こちらについては2組7名の方に利用していただいております。こちらは旧移住体験住宅と比べますと、以前は高齢の方が利用することが多かったんですけども、今回利用されている方の約半分が、30代ですとか40代のご夫婦、またはお子さんがいるようなご家族ということで、アンケートなどの結果を見ても、本格的に移住を検討されている方の利用が増えているのかなというように思っております。それからいろいろな体験プログラムを実施しているということで、どのような成果になっているかということかと思えます。こちらにつきましては、特に利用が多い移住体験プログラムについては、農業の収穫体験というものが多いかと思っております。キクラゲの収穫体験が5組の方、それから小松菜の収穫体験やトウモロコシの収穫体験については1組の方が体験をしております、そのほかでいきますと出張クッキングというものもやっているんですけども、地域の方に入ってきて、地場産のものを使った料理体験ということで、そちらは2組の方が利用しております。そのほか、体験住宅の中庭で行う焚き火体験というの、4組の方に利用していただいております。いずれも大変好評で、地域の方との交流も生まれるということで、こちらも引き続き継続、拡大していきながらやっていければというふうに思っております。それから、実際に移住された方の実績ということですが、今年度利用された方のうち、2世帯が移住につながっております。そのうち1件については現在建設工事中となっております、もう1組の方は土地の申し込みを終えているような状況となっております。それから、今後の計画ということでご質問があったかと思うんですけども、移住体験住宅につきましては引き続きホームページですとか、地域おこし協力隊のInstagramといったところでPRをして、またイベント出展の際にも活用についてPRを行っていきたいと思っておりますし、今後、今回きた住まいるヴィレッジが拡大したということと、あとはゼロカーボンヴィレッジも続いておりますので、こちらの購入希望者に対して事前に南幌町を体験してもらえるとということで、道庁や住宅供給公社と連携して、移住体験住宅の利用を促進していくようなPRもしていければというふうに思っております。1点目の質問については以上です。

企画情報G主査 生活路線の減便の関係でございますが、先日の2月21日の全員協議会におきましてご説明いたしました、高速ゆうばり号の廃止と、高速くりやま号の減便についてでございますが、高速ゆうばり号に関しましては、現在廃止に向けて手続きをこれから進めていく段階に入っております。ただ、くりやま号に関しまして

は、南幌町と中央バスで今後協議していくという段階でございまして、先日ご提示させていただいたのは、あくまでも中央バスからの要望といった状況になってございます。ですので、今後南幌町としましては、中央バスに対しては今の便数を維持してほしいということで、まずは要望していきたいというふうに考えております。また、この廃止の予定が令和6年の10月ということもございまして、確かに委員の言うとおりの時間があまりないのもございますので、廃止に関して近隣の市町や中央バスとの協議が整い次第、速やかに周知を図りたいと考えております。また、くりやま号に関しましてもこれから協議を進めていくのですが、並行してそういった空白が起きた時に、例えば遅い時間ですとかそういったところで、近隣のJR駅と接続する何かはできるのか、そういったものも検討しなくてはならないのですが、基本的には関係する町ですとか、あとは公共事業者等の関係もございまして、それは公共交通協議会もありますので、その中で協議を進めていきたいと考えております。

次に、先に4点目の地域おこし協力隊の関係でございまして、令和5年度につきましては3名いらっしゃいます。総務課の佐々木さん、産業振興課の外間さん、まちづくり課の宮崎さんの3名いらっしゃいますが、佐々木さんと外間さんに関しましては、本来令和5年度末で退任だったのですが、ちょうど採用がコロナの期間と被っているということで、1年間の延長の特例がございまして、退任時期は令和6年末になります。宮崎さんは予定どおり令和6年末の退任になりますので、令和6年度の当初としましてはまず3名いらっしゃいます。それで、今の予定では教育委員会のICT支援員の関係がお一人採用になる予定でございまして、あわせまして令和6年度は4名での活動になる予定です。また、空知のそういったつながりに関しての部分でございまして、今の地域おこし協力隊に関しての組織体としましては、まず全国ネットワークというものが令和6年2月4日に設立されていまして、次に北海道地域おこし協力隊ネットワーク、こちらは令和5年6月1日に設立をされております。それで、その下の組織になるのですが、空知地域おこし協力隊ネットワークというものが先日の道新に掲載されたかと思えます。それが令和6年3月末の発足を目指しているということで、南幌町では宮崎隊員が準備委員として関わっているという状況です。ほかには空知総合振興局の担当職員や、芦別市の地域おこし協力隊、また、妹背牛町、秩父別町の地域おこし協力隊が準備委員として参加してございまして、地域おこし協力隊4名と空知総合振興局の担当職員において、空知地域おこし協力隊ネットワークというものを現在発足させようとしております。当然立ち上がった際には、それらの入会というか、そういったものも南幌町内の地域おこし協力隊や、あとは近隣の地域おこし協力隊も含めまして、加入促進ということは図られるかと思われます。また、北海道地域おこし協力隊ネットワークというものは、空知から監事として1名参加するというものになってございまして、ですからこちらのほうは直接的に町の地域おこし協力隊が入るといったものではなくて、あくまで町としてはまず空知のネットワークに入るといったこととございまして、以上です。

地域振興G主査 3点目の、子育て世代住宅建築助成金のことについて回答させていただきます。いくつかご質問いただいたと思うのですが、まず1点目が来年度以降3年間の延長をして、その後のさらに再延長についての計画ということですがけれども、

こちらにつきましては、住宅助成金の事業とあわせまして、みどり野団地の分譲宅地50%割引といったタイアップ制度も北海道住宅供給公社と連携して行っておりますので、今後3年間の延長の期間の分譲状況を踏まえた上で、道公社とも再協議が必要だと思っております。また、延長の最終年度であります令和8年度をもちまして第6期総合計画が終了する年になりますので、第7期の総合計画に向けて、今後3年間の分譲の状況だけではなく、今後のまちづくりの方向性や財政状況なども総合的に判断しまして、今後の方向性を検討していくものかと考えております。それから2点目のご質問で、最大200万円のエリアについてということですが、こちらについては委員おっしゃられたとおり、現行制度では美園地区最大200万円のエリアとなっております。令和6年度からの延長期間につきましては、美園地区に加えまして東町のゼロカーボンヴィレッジの区画が最大200万円のエリアということになります。それから最後にご質問いただきました、町民の方の助成金額100万円の拡充につきましては、当初本事業の立ち上げの目的としまして、議員おっしゃられたように移住を推進するということが目的としてあります。昨日町長の答弁でもありましたが、ほかの自治体と比べて急激な少子高齢化が進むという社人研の推計が出されているということで、やはりその課題解決のために、子育て世代に特化した移住促進施策として事業を展開していくということで、事業の趣旨にありますとおり、今後も現行制度を継続していくものと考えており、現時点では町民の助成金額の引き上げについては考えていないということでご回答させていただきます。以上です。

熊木委員 1点目の、移住促進事業のところでご説明いただきました。それで、2組が増えたということはすごくよかったなと思います。利用されている方の日数というか、そこは最大で2週間とか決まっているんですね。それを利用される方がどれくらいの割合だったのか、そこを1点伺います。

それから生活路線については、今各方面と協議しながらということだということで、やはりそのまま実施されると本当に大変なことになるので、いろんな方面に働きかけていってください。それはぜひお願いしたいと思います。

子育て世代住宅建築費助成事業については、今説明されましたけれども200万円のエリアが美園がもういっぱいだと以前話があったと思うんですけども、さらに美園には何区画ぐらいあるのか。ゼロカーボン住宅については区画数がわかっていますけれども、その区画数をお知らせください。それから町民の部分で、移住促進という形でやっているということなんですけれども、現在の町民が家を建てるという時に、同じ子育て世代であれば、やはり何らかの特典を使ってもいいんじゃないかなと思うんですね。それは同じくその税金の使い方、やはりもっと公平性というか、そういうことを考えるべきだと私は思うんですけども、その辺はちょっと平行線なのかなと思いますが、考えがあれば伺いたいと思います。

それと地域おこし協力隊についてはわかりました。それで、今のままでいくと令和6年に結局は3名が退任するという形になりますよね。今後の協力隊は空知でのつながりとか、いろんな形での組織もできるということで交流も図っていくと思いますけれども、今後の見通しという部分ではさらに増やしていくとか、部門から要望があればという形で考えているのか、その1点を伺います。

地域振興G主査 ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。まず1点目に、移住体験住宅の利用期間の関係かと思えます。こちらにつきましては、新しい移住体験住宅の利用期間が最大2週間として設定しておりまして、実際に使われている方は2週間で設定されている方ももちろんいらっしゃるんですけども、以前の旧移住体験住宅の時はあまりなかったのですが、実際に子育てをされている方たちが利用されていますので、土日に絡めて2泊3日ですとか、そういった利用もみられている状況です。

次に、助成金の美園地区の残区画数ということかと思えます。こちらにつきましては、美園地区の中にきた住まいのヴィレッジのエリアがありますので、きた住まいのヴィレッジは拡充をして、まだ残っている所がたくさんありますので、その200万円と、それからきた住まい以外でも予約も含めると全部埋まってはいるんですけども、モデル住宅という形でハウスメーカーが建築したものを今お客さんに対して売っているというところがありますので、そこがもし分譲につながれば最大200万円の対象になるということで、それが2区画ございます。

まちづくり課長 3点目の、子育て建築助成事業の町民と町外からの転入者の公平性というような観点からのご質問かと思えます。まず、先ほど来話が出ておりますこの助成制度の目的というのが、町外からの移住を促進するという部分が第一の目的になっております。この移住促進という部分では、総合計画、それから総合戦略の中でも目標人口を掲げており、みどり野団地の分譲促進とあわせて、先ほど答弁でありました社人研のような、将来的な人口減少につながらないように、対策を打って施策を継続してきているものでございます。既にお住まいの町民の方に対する子育て世代の助成という部分では、全く対象にならないというわけではなく、半分の助成額にはなってしまうんですけども、助成制度としてはある状況でございます。そういったことの中から、目標人口につなげていくための、まずは移住定住という観点の中でこの制度を実施しているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

企画情報G主幹 地域おこし協力隊の関係で、今後の活用ということかと思えますけれども、今3名いらっしゃいまして、令和6年度においては4名で、3名の方が6年度で一斉に退任されるということです。その後ということなんですけれども、まず最初には今の隊員が退任された後、引き続きその業務に対して隊員を設置する必要があるかどうかというのが、まず担当でのお話になるかと思えます。例えば商工観光の関係でいきますと今は外間隊員ですけども、前任の青木隊員も同じ観光の業務をしておりまして、引き継ぎというわけではないですが、引き続き観光の業務に携わることになるので、商工のほうでは2人目という形になります。現在ほかには移住とふるさと納税の関係で1名ずついらっしゃいます。退任後の関係なんですけれども、そのまま町として引き続きもう1人採用して業務を続けてもらう場合と、南幌ではまだないんですけども、ほかの自治体等をみますと、退任された方に対してその業務を退任された後も委託して、引き続きやっていただくというパターンもございます。それによって定住していただいてお仕事をさせていただくというような考え方になるかと思うんですけども、その辺の整理をまずは各原課のほうで進めていくことになるかと思えます。新たな地域おこし協力隊の業務につきましては、まず国のほうでは今、

地域おこし協力隊をどんどん増やしていきたいということで進めております。町としましても、行財政改革の実行計画の中で地域おこし協力隊の活用ということで項目として挙げておりますので、各担当におきまして新たな業務で地域おこし協力隊というものを今後また検討していくかと思えます。現時点で具体的にこの事業というものはまだ出ていませんけれども、状況としてはそういった形になろうかと思えます。以上です。

石川委員長 ほかにご質問ございませんか。

湯本委員 子育て世代の住宅建築費助成事業など、先ほど言われましたように移住に関わる取組がたくさんされているわけなんですけれども、そうした事業の費用対効果といったら変ですが、なかなか数字を出すのは難しいとは思えます。この間移住された方と、この間その移住促進に使われた、単純に言えば費用対効果。これについては何らかの形で出しているのでしょうか。例えば今言ったように、体験住宅や促進宣伝費だとか、住宅に200万円出すような形でやるわけですけど、その結果として10世帯何人が増えるとかですね。そうすると費用対効果というのは出てくるんですけども、そういったものはどこかで出しているのかをお聞きします。

地域振興G主幹 費用対効果というご質問でございますけれども、建築費助成金だけでお話をさせていただきますと、28年度の事業創設から現在に至るまで、交付金額としては3億8,000万円程度まで交付しております。その費用対効果という部分については、ご承知おきのとおり、当然転入してきたら住民税、固定資産税、そして地方交付税などにも将来にわたって反映されていくものというような形であります。現状この建築費助成金だけの話で大変恐縮なんですけれども、1組転入してきたら、10年程度おおむね費用対効果としては賄えるというような試算はしているところでございます。こちらの観点だけで申し訳ありませんけれども、このような形です。

湯本委員 子育て支援の今言った200万円だけですね。人口が増えれば地方交付税とかをいろいろ反映したりするわけですから計算の仕方はなかなか難しいと思うんですが、やはり町民の税金を使った割合を考える場合に、関連する様々なその事業が分かれるかもしれないけれども、促進事業とか誘致に関わる宣伝費みたいなものだとか、そのほか町の移住促進に伴っていくこのはれっばの関係ですと、先ほどの体験住宅など、関連する事業というのはいろいろ含まれてくると思えます。それらをちゃんと見ないと、対費用効果の部分というのはなかなか見られないと思うのですが、そこをどの程度見るかというのはちょっと難しいんですけど、全体として見る、計算するというか、そういう作業というのはされていないということでしょうか。

地域振興G主幹 全体的な費用対効果の試算をしているのか、していないのかというようなご質問に関しては、していないというような回答にしかちょっとならないんですけども、これについてはどうしても我々の行政費用のコストの増加も伴ってくるものですから、先ほどお話ししたとおり、建築費のほうは比較対比でやったことはあるんですけども、全体としては行っていないということでご承知おきをいただきたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

加藤委員 1点だけ、地域おこし協力隊の部分で質問します。予算書51ページの

起業・事業承継支援補助金なんですけれども、起業については理解しますが、事業承継となるとどういうふうに取り組んでいくのか、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

企画情報G主査 こちらの補助金に関しましては、起業の部分と、あとは事業承継の部分ということで、名称的には起業・事業承継というふうになっているんですけれども、内容としましては起業に対しての補助ということでご理解いただければと思います。

加藤委員 内容は理解しましたが、事業承継を支援する場合もあるという想定でこの名称ということですよ。それは事業承継となると、地域おこし協力隊員自身がその事業者、事業主さんとやりとりをして事業承継をしていくようなことを想定しているのか、それとも町としてサポートしてやっていく方向で考えているのか、何かその部分で考えがあるのであればお伺いしたいと思います。

企画情報G主幹 事業承継の事例ということで、本町では今のところないのですが、こういった場合に承継が出てくるかということなんですけれども、こちらにつきましては例えば林業や農業ですとか、そちらの後継者がいないところに地域おこし協力隊の方が入って、その事業を引き続きやりますよといった時に係る経費、あとはあまり事例はないんですけれども、例えば伝統的なお店があって後継者がいませんでしたというところに地域おこし協力隊の方が入って、3年間修行ではないですけども、そういう引き継ぎをして引き続きその仕事を担っていくといった場合に係る経費について、この補助金が使えらるものになるかと思えます。以上です。

加藤委員 採用する時点で、もう事業承継をするという目線で採用するという考えでの理解でよろしいでしょうか。

企画情報G主幹 はい。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。(なしの声)

それではなければ、これにつきましての質疑は終了いたします。時間が大分過ぎましたけれども、ここで10分間休憩を取ります。11時15分まで休憩いたします。

(午前11時05分)

(午前11時15分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは続きまして、審議事項2番目で、職員給与費、それから給与費明細書の説明、あわせて関連議案が3件ありますので、それについての説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書の55ページから次ページにかけてましてごらん願います。9目職員給与費、本年度予算額7億9,522万8,000円。職員給与費として、町長・副町長・教育長、一般職、暫定再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員、あわせて106名分の給料、各種手当、共済費を計上しています。なお、本年度の新規採用者は3名です。

予算書145ページをごらんください。給与費明細書です。1、特別職です。本年度、長等が3人、議員11人、その他の特別職319人で、合計333人分の報酬や給料、共済費など、総額1億1,200万8,000円を計上しています。

次に146ページ、2、一般職です。(1)総括です。本年度の職員数については、

一般職の常勤職員とフルタイム会計年度任用職員の数となります。本年度は前年度から2名増の96人です。括弧内の31人は暫定再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を示しており、前年度より8人の減です。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員の総額となり、7億9,207万円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に147ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員です。この表は、一般職の常勤職員についての表となります。本年度の職員数は前年度から2名増の95人です。括弧内の7人は暫定再任用職員を示しており、1人減となります。なお、給与費、共済費については、一般職の常勤職員及び暫定再任用職員の総額となり7億4,288万7,000円です。下段の職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に148ページ、イ、会計年度任用職員です。本年度の職員数はフルタイム会計年度任用職員が1人、括弧内の24人はパートタイム会計年度任用職員の数となります。なお、給与費、共済費については、会計年度任用職員の総額となり4,918万3,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に149ページ、(2) 給料及び職員手当の増減額の明細です。給料については899万8,000円の増額で、その事由については、給与改定、昇給及び昇格の影響によるものです。

次に150ページ、職員手当は1,029万5,000円の増額で、期末勤勉手当の制度改正等の影響による増が主な要因です。151ページから154ページにかけては、職員1人当たり給与、初任給、級別職員数、級別の基準となる職務、昇給などについて、それぞれ前年度と比較して記載しておりますので、後ほど参考にごらん願います。

次に155ページ、オ、期末手当・勤勉手当については、支給率は前年度との比較で、国の制度に準拠し、期末勤勉手当の支給率を年間0.05カ月分引き上げています。

カ、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当は、勤続年数毎の支給率で、全て国に準拠しています。なお、早期退職に伴う加算率についても国に準拠しています。

キ、特殊勤務手当、ク、その他の手当については、参考としてごらん願います。

続きまして、関連議案であります議案第11号から議案第13号の説明を行います。議案書をごらん願います。

初めに、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。今回の改正につきましては、令和6年4月1日より行政組織について、現在のグループ制から係制へ移行することによる職務名称の変更と、管理栄養士採用に伴う給料表等級別基準の見直しを行うものです。それでは、別途配布しております、議案第11号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

別表第4については、医療職給料表(二)の表で、備考中、「病院等」を、「病院」に改めるものです。これにより、医療職給料表(二)については、町立病院に勤務する職員にのみ適用されることとなります。

次に、別表第6については、行政職給料表(一)等級別基準職務表で、職務の名称

について、1級及び2級に「本庁の栄養士の職務」、3級及び4級に「係長」、5級に「本庁の課長補佐、教育委員会の課長補佐」を加え、「農業委員会事務局の主幹」を「農業委員会事務局の次長」に、「町立病院の主幹」を「町立病院の事務次長」に改めるものです。次ページになります。

別表第8については、医療職給料表（二）等級別基準職務表で、職務の名称について、1級及び2級に「町立病院の」を加え、3級から、次ページの5級までについては、それぞれ部門名称を改めるものです。

最後に附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。それでは別途配布しております議案第12号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第1条については、本条例の趣旨の規定で、「期末手当」の次に、「勤勉手当」を加えるものです。

次に、第4条については、報酬等の規定で、第2項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改めるものです。

次に、第14条の2については、次ページにかけて、勤勉手当の支給に関する規定を加えるもので、勤勉手当の支給率を0.4875カ月分とするものです。

次に、第16条については、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等の規定、次の第17条については、退職者の報酬等の規定で、それぞれ「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改めるものです。

附則として、第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2項は、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴い、職員の育児休業に関する条例の一部を改正するもので、育児休業を取得している会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給することを規定するものです。

続きまして、議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第2号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための所要の改正と、先ほど説明しました、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において、本庁の管理栄養士に適用する、給料表等級別基準の見直しに伴い、同様の改正を行うものです。それでは別途配布しております議案第13号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第5条については、第2号会計年度任用職員の給料について、職員の給与条例に定める給料表を準用し支給するもので、条例に定める各種手当を除くものの中に「勤勉手当」を加えるものです。

次に、第17条の2については、勤勉手当の支給に関する規定を加えるもので、勤勉手当の支給率を一般職と同様の1.025カ月分とするものです。

次に、次ページにかけて、別表については、等級別基準職務表で、職務の名称について、行政職給料表（一）の項中に「3 栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務」を加え、医療職給料表（二）の項中、「栄養管理業務を行う栄養士の職務」を「栄養管理業務を行う町立病院の栄養士の職務」に改めるものです。

最後に附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第11号から議案第13号までの説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。（なしの声）

ではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。それでは3番目、諸費用から監査委員費まで、64ページ、総務費の最後まで説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書の56ページ中段になります。10目諸費、本年度予算額545万6,000円。説明欄、防犯対策推進事業として279万1,000円。ここでは、18節負担金補助及び交付金で街路灯等補助金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、前年度において、公共施設への防犯カメラ設置経費を計上していたことから減額となっています。

次ページにかけて、行政区長活動経費として192万5,000円。行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償を計上しています。

次に、総合賠償補償経費として53万7,000円。人口を基に算出する全国町村会総合賠償補償保険料を計上しています。

次に、諸経費20万3,000円。各種団体等への負担金を計上しています。以上です。

まちづくり課長 11目総合計画費、本年度予算額13万7,000円。説明欄、行政評価システム事業では、次ページにかけまして、行政評価委員会の開催経費として、委員8名に係る報酬と費用弁償を計上しています。以上です。

税務課長 58ページをごらんください。2項1目税務総務費、本年度予算額4万6,000円。説明欄、税務総務経費では、固定資産評価審査委員会の開催に要する経費として、委員3名に係る報酬及び費用弁償を計上しています。本年は、評価替え及び委員の任期満了に伴い、会議の増を見込み計上しています。

2目賦課徴収費、本年度予算額1,152万円。説明欄、町税等徴収業務事業では、徴収業務に係る経費として12万5,000円を計上しています。租税教育事業では、子どもたちが税の知識や役割を正しく学ぶ機会として、中学3年生を対象とした租税教室、小学5年生を対象とした標語コンクールの実施に要する経費として2万5,000円を計上しています。次ページへまいります。

60ページにかけまして、賦課徴収経費では、町税の賦課徴収業務全般に係る経費として1,137万円を計上しています。減額の主なものは、12節委託料において、昨年実施した路線価鑑定評価業務及び、特別徴収税額決定通知の電子化対応などに伴う基幹系システム改修業務によるものです。22節償還金利子及び割引料では、基幹系システム譲渡事業償還金について、改修したシステムの代金償還に218万1,000円を計上しています。以上です。

住民課長 次に60ページ下段をごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,160万円。説明欄、戸籍住民経費では、次ページにかけまして、戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード関連事務などに係る経費を計上しています。前年度対比、増額の主な理由は、住民基本台帳ネットワークシステム更新業務委託料530万2,000円、コンビニ交付サービスに伴うクラウドシステム使用料369万6,000円の計上によるものです。以上です。

総務課長 次に61ページ下段、4項1目選挙管理委員会費、本年度予算額25万円。説明欄、選挙管理委員会運営経費として、次ページにかけまして委員4名分の報酬、費用弁償及び任期中1回の委員研修に係る費用を計上しています。

次に、2目町長選挙費、本年度予算額745万5,000円。説明欄、町長選挙事業として、次ページにかけまして、令和6年10月3日任期満了となる南幌町長選挙に係る執行経費を計上しています。次に、知事道議選挙及び町議会議員選挙費については皆減です。以上です。

議会事務局長 64ページをお開きください。なお、63ページ下段から64ページ上段の統計調査費は、商工費での説明となります。中段、6項1目監査委員費、本年度予算額124万1,000円。前年同額となっております。事業名、監査委員運営経費では、監査委員及びその業務に係る経費を計上しています。以上です。

石川委員長 それでは、同時審査項目として、ふれあい館管理費についてお願いいたします。

総務課長 それでは、続きまして同時審査分の説明を行います。予算書の97ページ下段をお開き願います。5款1項6目ふれあい館管理費、本年度予算額1,520万1,000円。説明欄、ふれあい館管理経費として、次ページにかけて、夕張太ふれあい館の燃料費、光熱水費、管理清掃業務2名分に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費を計上しています。前年度との主な相違ですが、14節工事請負費で、施設の空調・換気設備設置工事費用を本年度計上しています。以上です。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

西股委員 63ページの選挙の関係でお聞きします。ポスターの掲示板設置及び撤去の関係で予算をみているのですが、ポスターの掲示板については33か所に設置されて、場所が決められているわけなんですけれども、町の人口が市街地と農村部でいろいろ変わってきているという状況において、議会のほうでも投票率の関係などが年々下がってきている部分もあるものですから、この掲示板の関係をもう少し見直すことはできないんだろうかと。特に市街地が増えてきている部分に対して、掲示板の設置箇所がないという地域もあるということもありますので、国の基準で設置の場所を決められたりいろいろしているんですけども、選挙管理委員会においてもこれらについて協議をしていってほしいなというように思います。そういうことで、それが可能なかどうかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

総務G主査 ご質問の件につきまして、お話がありましたとおり、公職選挙法の施行令に基づきまして、町内において33か所設置をしているところです。各投票区に設置するポスター掲示場につきましては、選挙ごとに選挙管理委員会において協議し、設置場所を決めて告示をしておりますが、ご意見のとおり、地域における人口や交通

等の事情を考慮しまして、選挙管理委員会において投票区内の設置場所について、見直しについて検討していきたいと考えております。以上です。

西股委員 できるだけやはり市街地のほうに設置できるような形で協議をしていただきたいなというふうに思います。

石川委員長 要望ということでよろしいですね。(はいの声)

これに関連しまして、質問はございませんか。

熊木委員 今、掲示板のことについては検討するということでしたので、これに伴って投票率が低下している問題で、選挙管理委員会ではどのように話し合っているのかを1点伺いたいと思います。先ほど日程の説明もありましたけれども、町長選挙が秋に行われるということで、何らかの啓蒙などが必要かと思うんですけども、その辺でもし現時点での検討項目などがあれば教えてほしいと思います。

総務G主幹 ただいまの熊木委員のご質問については、町長選挙が9月に行われますので、その投票率の低下についての対応ということですが、やはり委員おっしゃるとおり、町民の関心を高めていくということが大事だと選管事務局としても考えております。例えば高齢者の方など、期日前投票ですとか、投票所に行くことがなかなか困難であるといったような方に対して、今はあいる一とを運行しておりますので、玄関から投票所まであまり歩くこともないといったようなことを積極的に啓発しながら、投票所へ行きやすいんだといったような啓発を行っていくですとか、また9月の選挙ですので、お祭りですとかイベントが近くで開催されると思いますので、そういったところで選挙に関する情報の提供や啓発活動を行っていくことで、関心を持つきっかけづくりとなればということで選管事務局としては考えていきたいと思っております。以上です。

熊木委員 今、検討しているということなんですけれども、南幌だけでなく全国的に投票率が下がっているということはあるかと思うんですよね。それで、各地でいろいろ取組をされているようなんですけれども、迎えに来たというか、車の中で投票ができるのか、そういうようなことまで考えてやっている自治体もあるので、その辺もぜひできるかどうかの検討とかをしてもらいたいと思います。これは要望です。

石川委員長 要望ということでお願いします。

ほかにごございませんか。(なしの声)

では、質疑がないようですのでこれで打ち切ってよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。それでは、午前中予定しておりました総務費はこれで終わりましたので、午後1時まで休会いたします。

(午前11時41分)

(午後0時57分)

石川委員長 予定より少し早いですけれども、休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは審査順序3番目、3款民生費について審議を行います。説明をよろしくお願いします。

保健福祉課長 予算書64ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、本年度予算額8,488万1,000円。社会福祉協議会運営補助事業では、福祉事業経費と事務局職員の人件費に対する一部補助金45万8,000円を計上していま

す。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金186万1,000円を計上しています。

民生委員児童委員活動経費では、協議会委員23名分の活動支援補助金など168万3,000円を計上しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、詳細について特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として7,958万5,000円を計上しています。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守及び地図データ更新に伴う費用40万8,000円を計上しています。66ページにまいります。

社会福祉総務経費では、地域福祉計画策定に係る経費、行旅病死人に係る経費、社会福祉関係団体への負担金、戦没者追悼式の開催に対する経費88万6,000円を計上しています。次ページをごらんください。

2目障がい者福祉費、本年度予算額3億7,510万8,000円。地域生活支援事業では、障がいのある方への福祉サービスや相談事業、障がいのある方への理解促進を図るための啓発などの経費728万8,000円を計上しています。68ページ中段をごらんください

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方の外出支援を目的に、初乗り運賃の助成経費69万8,000円を計上しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、透析療法で町外へ通院されている方と、北海道が定める特定疾患受給者証を受けて定期的に通院されている方に対し、交通費の助成経費40万円を計上しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策として、こころの健康相談やこころの健康づくり講演会、命のふれあい交流事業等に係る経費51万7,000円を計上しています。次ページをごらんください。

障がい者自立促進交通費助成事業では、福祉的就労や自立促進を目的に、障がい福祉サービス事業所へ通所されている方への交通費一部負担72万円を計上しています。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費等を助成する経費、11万3,000円を計上しています。

障がい者福祉経費では、主に障がい者の就労支援や生活介護、補装具の支給などの自立支援給付事業及び相談支援事業などに係る経費3億6,537万2,000円を計上しています。70ページ下段をごらんください。

3目高齢者福祉費、本年度予算額1億4,068万5,000円。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置事業、除雪サービス事業並びに屋根雪下ろし助成事業に係る経費528万円を計上しています。次ページ中段をごらんください。

老人クラブ助成事業では、町内の17の単位老人クラブと老人クラブ連合会への補助金91万6,000円を計上しています。

介護保険特別会計繰出金は、詳細については特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金1億2,926万1,000円を計上しています。

高齢者福祉経費では、主に養護老人ホーム入所経費など522万8,000円を計上しています。71ページ下段から72ページにかけてごらんください。

4目地域包括支援センター事業費、本年度予算額396万9,000円。地域包括支援センター事業では、介護予防サービス計画作成などの経費を計上しています。以上です。

住民課長 次に、72ページ中段をごらんください。5目重度心身障がい者福祉費、本年度予算額1,946万1,000円。説明欄、重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がいの医療費の一部助成に係る経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮して計上しています。

6目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算額347万円。説明欄、ひとり親家庭等医療費助成経費では、次ページにかけまして、ひとり親家庭等の父親、母親及び子どもの医療費の一部助成に要する経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮してほぼ例年同様の計上としています。

7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億6,762万9,000円。説明欄、後期高齢者医療事業では、次ページにかけまして、本町が一般会計で負担すべき広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の後期高齢者医療特別会計への繰出金のほか、後期高齢者健診委託料及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師の人件費や消耗品費などを計上しています。以上です。

保健福祉課長 74ページ中段をごらんください。2項1目児童福祉総務費、本年度予算額1億1,004万6,000円。学童保育事業では、放課後児童指導員4名分の報酬と事業運営に係る経費1,067万4,000円を計上しています。次ページ中段をごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などを支援する事業経費62万5,000円を計上しています。76ページをごらんください。

児童生徒等医療費助成事業は、小学生から高校生までの医療費全額助成の経費として1,756万7,000円を計上しています。

児童福祉総務経費では、すきやき隊活動事業、乳幼児等医療助成事業、障がい児支援給付事業などに係る経費8,118万を円計上しています。次ページをごらんください。

2目児童措置費、本年度予算額1億1,319万9,000円。児童手当支給経費では、令和6年10月からの児童手当拡充に伴い、対象を高校生年代までとし、支給金額を月額3歳未満15,000円、3歳以上10,000円、また、第3子以降は30,000円の加算分を計上しています。

3目保育所費、本年度予算額3億6,922万7,000円。保育所等運営補助事業では、いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園、町外の保育所・幼稚園等の施設給付や延長保育、一時預かり事業等の実施に対する補助金などを計上しています。また、保育士等就労支援事業では、対象になる保育士13人分の補助金を計上しています。78ページ下段をごらんください

4目子育て支援費、本年度予算額1,138万6,000円。地域子育て支援センタ

一事業では、いちい保育園への事業委託費として730万円。子ども・子育て支援事業では、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等の経費141万2,000円を計上しています。次ページをごらんください。

病児・病後児保育では、施設管理等に係る経費などとして267万4,000円を計上しています。以上です。

石川委員長 それでは説明が終わりました。皆さんのほうから質疑をいただきたいと思います。

家塚委員 私のほうから2点ほど質問させていただきます。まず高齢者在宅支援事業で、528万円ほど予算計上しています。この中で、除雪サービス事業の委託料が448万2,000円ということなんですけれども、高齢者事業団や建設業協会、あとは農業法人もあるんでしょうけど、それらに委託してやっているということですが、現在高齢化に向かってこういう除雪サービスの申請が年々多くなってきているのかなと思います。その反面、やる側といいますか、委託を受ける側ですね。建設業協会なり事業団なり、やはり担い手が減ってきている状況のなかで、このままいくとこの事業が本当に成り立っていくのかなという気がするのですが、町として今後高齢化に向けてサービスを利用する方が増えて、やる方が減っていくということをどう捉えているか、1点お聞かせ願います。

次に、保育士等就労支援事業、予算書78ページです。予算資料では11ページなんですけど、昨日同僚議員からも一般質問で話があったように、保育士が充足しているかどうかというのはあるのですが、両方の保育所で待機児童は出ていませんということでした。それで、今のこの制度では就労祝い金5万円、保育士手当月額2万円、勤続祝い金で10万円をそれぞれ予算で見ているんですけど、この金額の設定の考え方ですね。例えば近隣町村でこういう形でやっているのかどうかはちょっとわかりませんが、この金額設定の考え方を教えていただきたいと思います。

高齢者包括G主幹 ただいまの家塚委員の除雪サービスについてのご質問でございますが、除雪サービスにつきましては、毎年その年度で募集を募っているところでございます。令和5年度につきましては申請が99件あり、そのうち除雪サービスの審査において、自力で除雪が困難という要件に該当しない方もいることから、89件のサービスの利用に至ってございます。除雪作業の依頼者につきましては、高齢者事業団に37件、南幌町道路維持組合に40件と、おおむね市街地区の除雪を依頼してございます。また、農家地区につきましては農業生産法人に8件依頼し、除雪サービス事業を実施しておりますが、先ほど委員も言われたとおり、近年は北日本各地で除雪作業の担い手不足が深刻となっており、南幌町においても除雪を行う業者の減少や、高齢者事業団の加入者減少などにより、現状の事業の規模が限界の状況と考えてございます。特に農家地区につきましては、移動距離や敷地の広さなどにより、新規の利用者の対応が特に困難となっておりますので、現状としては冬期間に入る前には関係事業者と事前に協議を行い、除雪サービスの維持に努めている状況となっております。今後、現状としてはここ数年の申込者については大体同じ人数で推移しているのですが、今後高齢化が進み、希望者も増えてくるということもございますので、そ

の辺については町の除雪に係る部署とも協議をしながら、今後実際に事業の規模を縮小、もしくは町外の事業者を含めるだとか、そういうようなことも今後検討していかねばならないというような状況でございますが、現在のところは何とか実施できているというところでございます。以上です。

健康子育てG主査 保育士就労支援事業の金額設定の考え方についてですが、実施しております北広島市、恵庭市等の補助事業額を参考にいたしまして、課内で計算しまして、理事者にかけてこれを決定しております。近隣の長沼町、栗山町、由仁町では、現在この保育士就労支援は行っておりません。それで、町内在住者と町外在住者に分けた理由は、町内に転入していただく、南幌町に人を呼び込むために、住宅手当的なものとして今回これを設定しております。以上になります。

家塚委員 それではまず除雪サービスの関係ですが、今のところは何とかやっているということ、ただ将来的には町外の事業者も検討に入るのかなと思うのですが、いろいろやり方はあるんだろうと思います。というのは、他府県もそうですが、道内でも、例えば町内会に行政が除雪機を貸し出して、地域で除雪をやってもらうというやり方を実際にやっている所もあるので、できればそういう所もあわせて調査なりしていただいて、検討していただくのがいいのかなというように思っています。ただ、地域と言っても同じ雪が降りますので、はたしてそのところできるかかどうかというのはあるのですが、いろいろなやり方があると思います。それを要望すると、今日は事業団の局長も出席していただいているので、その辺で今の事業団の現状をお話いただければと思っています。

それと、保育士の話がありましたが、北広島市と恵庭市を参考にして料金を設定しているということで、隣接する町はしていないということを考えると、うちのサービスはそういう部分ではいいのかなというように思っています。ただ、こういう事業の中で進めてきて、できればずっと保育士として勤務をしてもらうのが1番いいんでしょうけども、今の制度でやっている中で、途中で何らかの事情で辞めたりしている方がいるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

社会福祉協議会事務局長 高齢者事業団の状況についてお話ししたいと思います。現在、事業団の会員数が大体75名加入しております。一般家庭、公共団体、民間企業等で自動車の送迎の運転、木の剪定などの技能業務、学校開放、公園施設などの管理業務、除雪、草刈り等の軽作業業務など、令和4年度では850件ほど行っております。除雪業務についてご説明したいと思います。令和5年度につきましては、担当している会員さん15名で除雪業務を行っております。途中なんですけれども、1人病気のために入院された方もいるので、実質的には14名で行いまして、途中から振り分けて作業を行っております。今年度、高齢者事業団では70件除雪業務に携わっております。事業団分ということで、先ほどの説明のとおり町のほうから37件となっております。また、単発での除雪や物置等の屋根の雪下ろしの作業なども行ったり、例えば業者のほうで断られて事業団のほうにお願いがあって対応しているケースもあります。課題につきましては、高齢化ということで新規の会員の入会が少なく、働き方改革のために65歳定年や70歳以上でも働いている方もおります。また、平均年齢につきましては74歳ということで、除雪の部分で最高齢で82歳の方が行

っております。80歳に近い方がそのほかやっているとということで、今回入院をされた方もいまして、その振り分けの部分も実際に町場の方が対応できればいいんですけども、たとえば会員の中で、農家地区の12区の方が市街地区に来て除雪をしているケースもあります。また、町場の市街地区の除雪があった時にその業務が発生しますので、今年のように例えば3日4日連続で除雪が続くと、作業員さんが毎日のようにやるということで、やはり体力的にも厳しい状況でございます。毎年会員さんのほうからは件数を減らしてほしいという要望があります。現場統括がおりますけれども、それが悩みの種となっております。また、会員の方14名のうち11名の方につきましては、自分で軽トラ及び除雪機を借りている状況で作業を行っております。そのほか軽トラックにつきましては、建設業協会及び農業法人のほうで軽トラックを借りて作業を行っております。例えば会員さんが増えたとしても、そういう軽トラックや除雪機がなければできないということが課題にもなってきます。除雪のことばかり申しましたが、夏場についても草刈りや木の剪定などを行っております。去年の8月には猛暑のため、実際的に1カ月間その業務を休んだというケースもあります。人数が少なく厳しいことばかり申しましたが、会員を増やすために、今後も町広報や社協だよりに募集の掲載を行いまして、町民の要望に応えられるよう努力していきたいと思っております。以上で説明を終わります。

健康子育てG主査 令和4年度採用の方が、体調不良により交付対象要件の労働時間が1日6時間以上、1月につき20日以上要件を満たさない方が1人いらっしゃいました。以上です。

家塚委員 事業団について、細かい説明をありがとうございました。状況がわかりましたので、周知に努めて1人でも多く会員を募集してもらおうようお願いをしたいと思います。

それと、保育士の就労のほうはわかりました。

石川委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 資料の11ページ、病児・病後児保育事業です。こちらの事業の予算は267万4,000円になっております。先ほどのご説明では施設管理という話でしたけれども、そちらの内訳を教えてください。

それと現在の利用者数と活用状況も教えてください。

また、この補助金は国庫補助金と道補助金が入っているわけなんですけれども、利用者数の増減で補助金が変わるのかどうか。

それとこの病児・病後児保育事業に対しての町民の認知度はどうなのか。この4点お願いいたします。

健康子育てG主幹 まず1点目の質問にお答えいたします。病児・病後児保育の主な事業費としまして、施設管理料業務、町立病院への委託料を246万1,800円計上しております。こちらは町立病院に病児・病後児保育室を、1階の外来横に設けさせていただいております。委託経費としまして、燃料費はじめ電気料、水道代等で委託料としてお支払いしていることと、あとは病院の一室をお借りしているということで、その一室分の計算をしまして、月額14万6,000円を計上しております。そのほかには、病院で病児・病後児保育を医療者のご協力、連携のもと行わせていた

だいているということで、人件費で年間委託料として222万円計上しております。

2点目の補助金のことは主査よりご説明しますので、3つ目の町民の認知度につきましてお答えいたします。まず利用の数なんですけれども、令和5年度の登録が24世帯39名、直近で事前登録をいただいております。今年度の利用実績につきましては、実人数が4名、延べ人数6名となっております。年齢帯は乳児が多くて、0歳が実2名、2歳、4歳が各1名となっております。感染症の対策が明けたのですが、安心して病児・病後児保育をご利用いただくようにということで、町立病院との連携の上、事業周知に努めております。具体的な周知方法として、まず3月から来年度の事業の利用希望者に向けて、事前登録をお願いする個別通知、それから広報の周知と、あとは子育て支援アプリを用いて、子育て世帯の方にこの事業の周知を図り、認知度を上げるように努めております。そのほかには、保育園等でのチラシ配布、あと私たち保健師が携わる乳幼児健診等でも、保護者の方に認知度が上がるように事業周知に努めております。以上です。

健康子育てG主査 利用者数の人数に応じて補助金は変わるのかというご質問にお答えいたします。病児・病後児保育事業では、その事業を実施することで基準額の交付対象となります。なお、年間延べ利用児童数に応じた加算が別にございます。病児保育は50人以上100人未満の場合、100万円の加算があります。病後児保育は50人以上100人未満の利用人数がございましたら、130万円の加算があります。ただ現在、南幌町では実績50人未満ですので、この加算の部分は申請しておりません。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。施設管理の内訳として、委託料が246万円ということで、この委託料の中に保育士さんの人件費もあると思うんですけれども、それも含まれての金額なのか、それも教えてください。

補助金のことはわかりました。

それと、町民の認知度ということなんですけれども、町民の方にいろいろ病院に行った時にここが病児保育室なんですよという話をした時に、皆さん結構驚かれるんですよね。まあ子どもさんがいない人に聞いているからなのかもしれないんですけれども、そういう子どもさんがいない人であってもわかるような、病院の中で工夫をしてほしいと思います。それとこの病児・病後児保育は、どこの町でもあるわけではないんですよね。本当に貴重なものだと思うんです。それで、今うちの町もどんどん人口が増えて子どもさんが増えてきている中で、以前は南幌町の人が本当に子どもを預ける所がなくて江別まで行っていたという話を聞いています。ですからそういう部分では、病気の時なのでいつでもたくさん利用してほしいというものでもないんですけれども、本当に親御さんが困った時にはせっかくあるものなので利用してほしいなという思いがあるんですよね。それで、ぜひ愛称をつけていただいたらどうかなと思います。今はただ病児・病後児保育事業なんですけど、いろんな町でぽっくるちゃんとか何とかちゃんとか、そういう感じで愛称をつけていますので、そういう部分でもっと認知を広げて、本当に困った時に活用していただきたいと思いますので、そのところをよろしくお願いします。先ほどの委託料の人件費の部分だけお願いします。

健康子育てG主幹 佐藤委員、いろんなご助言をありがとうございます。一つ目の

委託料の中に、保育士の人件費が含まれているかについては、含まれていません。保育士については保健福祉課に在籍している保育士資格を持つ者が、ご相談があった時に対応させていただいております。それと、2点目と3点目は参考にしていきたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

熊木委員 除雪サービスのことについて1点伺います。先ほどの説明を受けた後なのでなかなか質問しづらいんですけども、厳しい状況だということはわかりました。それで、先ほどの家塚委員への答弁の中で、今年99件申請があって、サービスの利用が89件だったというお話でした。10件の方が該当外ということで、その方たちには何かほかにこういう所で除雪サービスがあるというものを紹介するとか、そのような便宜を図られたのかどうか1点です。

それと、私は去年も予算委員会でこの質問をしているんですけども、令和4年度の時は、その前までサービスを受けられていたのが該当にならなかったということで、大変困ったという声を何人かからお聞きしたんですよ。その理由が、町内に親族がいるとかいうことで、親族がいても離れて暮らしているとか、そういういろんな事情で本当に困っているという声を聞きました。確かにサービスを受けたい人とサービスをする側の人数だとか、いろいろ大変だというのはわかるんですけども、やはり高齢になってこういうサービスを利用したいという人がこれからも増えていくと思うんですよ。それで、いろいろ工夫されて高齢者事業団の会員も募集したりとか、いろいろ苦労されていると思うんですけども、やはりこの問題はまだこれからもどんどん出てくると思うので、対策を今も講じていると思うんですけども、さらなる対策をしてほしいと思いますので、その該当にならなかった10件のことについて伺います。

それと保育士の関係で、昨日の同僚議員の一般質問の中では、今は待機児童がないということとかをいろいろ答弁されましたので、その部分はわかるんですけども、今は乳幼児とか、小さい子どもさんたちのいる家庭とかが増えているというところで、やはりいつでも対応できるような保育士の確保というのは引き続き必要だと思います。その辺で、以前聞いた時は申し込みとかに来た方に保育士の資格を持っていますかとかいろいろお聞きして、即戦力じゃないけれども空いている時間にパートでお願いするだとか、そういう話をしたという、きめ細かいことをやっておられたんですよ。その辺で何か新たなことがあるのかどうか、その2点お願いいたします。

高齢者包括G主幹 ただいまの熊木委員の除雪サービスのご質問の件につきまして、令和5年度は申請99件のうち、該当になったのが89件ということで、漏れた10件の方に対して紹介などの便宜を図ったかということなんですけども、こちらにつきましては、ご要望があれば町の除雪をやっています業者、もしくは高齢者事業団ということでご紹介をさせていただいているところでございます。また、条件に該当しなかった方ということで10件なんですけども、こちらにつきましては広報等で募集をかける段階で要綱等の条件を記載させてもらっていますが、その条件等に該当しないとか、自力の除雪が困難ということに該当しない場合、内部の委員会を設けてそこで判断しまして、10件は非該当となったということでございます。以

上です。

健康子育てG主幹 2点目のご質問にお答えいたします。保育士確保については、昨日町長の答弁にもあったように、急務でございます。私たちも新たなことなどとは言えないんですけれども、まず今の保育士等就労支援事業、それから保育士人材バンク事業等の周知を図りつつ、新たなことではないのですが、やはり窓口で保育の入所の届出、学童保育の届出、それから健康子育てグループとしては乳幼児健診にも携わっているものですから、訪問等や健診時にどんなお仕事をされていたかというところで知り得た範囲でお声掛けをさせていただいています。実際にお母様のほうから、南幌町に引っ越してきて勤めたいのですがどんなところがあるんでしょうかと聞いていただく声もあって、町内ではというところでご説明もできますので、そのような場を有効に使って保育士の人材確保に今後も努めていきたいと思っております。以上です。

熊木委員 保育園のことについてはわかりました。やはりそういう声かけによって、働ける人材がいらっしゃるかもしれないということで、ぜひつなげてほしいなと思っております。

それから除雪のことについては、要件があって審査会の中でこの方は今回は該当しないというふうになったということなんですけれども、それについては今回該当しなかった方は納得されたというか、そういうのはあるんでしょうか。というのは、前年度の令和4年までサービスを受けていて、5年にだめだったという方は、やはり今までと同じように隣近所の方が受けられていて、何にもそれが変わらないのにうちは該当しないと。それがなぜなのかというところが納得していないという方がいらっしゃいました。その辺で、やはり十分な説明とともに審査して、その条件にあわせてと言うんだけれども、やはりそういうふうに本人は捉えていないというところを、きちんと話を聞いて対応していくことが必要だと思いますので、その辺で何かもし答弁があれば伺いたいと思っております。

高齢者包括G主幹 今回の申請に対して納得がしていただけていないという方に対してのことなんですけれども、今年度は終わりましたので来年度に向けては、今までは審査に該当しませんでしたということは通知で報告していたんですけれども、今後検討・協議しまして、口頭での説明もつけ加えた形で行っていくということも考えていかなければならないのかなということで、今ご質問を受けて気づきましたので、今後その辺に向けて協議していきたいと思っております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようでしたら、民生費につきましての質疑はこれで終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは民生費の質疑はこれで終了いたします。ここで2時5分まで休憩といたします。

(午後 1時42分)

(午後 2時05分)

石川委員長 それでは、それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序4番目、4款衛生費について審査を行います。説明のほうよろしくお願ひします。

保健福祉課長 予算書80ページから81ページをごらんください。4款1項1目保健衛生総務費、本年度予算額2,001万2,000円。母子保健事業では、4月からのこども家庭センター設置によるきめ細やかな支援相談を行った上で、母子手帳の交付、妊産婦及び乳幼児の健診、産後ケア事業、子育て支援アプリ、乳幼児用防災リュックなどに係る経費を計上しています。

また、出産・子育て応援事業では、伴走型相談支援とあわせ、妊娠届出時5万円、出産時5万円の経済的支援を引き続き実施します。81ページ下段から82ページをごらんください。

2目予防費、本年度予算額4,019万8,000円。成人保健事業では、各種がん検診実施に伴う検診料や受診券交付などの経費1,787万8,000円を計上しています。82ページ下段から83ページをごらんください。

感染症予防事業では、乳幼児と高齢者に対する各種予防接種に伴う委託料などの経費2,210万4,000円を計上しています。なお、新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年度より特例臨時接種から定期予防接種に移行したことから、対象になる65歳以上の高齢者等の半額助成を計上していきます。

予防経費では、狂犬病予防接種、畜犬登録などの経費21万6,000円を計上しています。

住民課長 次に、83ページ中段をごらんください。3目環境衛生費、本年度予算額957万1,000円。説明欄、環境衛生経費として41万7,000円。墓地管理、スズメバチ駆除に要する経費などを計上しています。

次に、南空知葬斎組合負担金として915万4,000円を計上しています。

4目病院費、本年度予算額2億6,688万9,000円。詳細は、病院事業会計予算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 84ページから85ページをごらんください。5目保健福祉総合センター管理費、本年度予算額4,818万7,000円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理に係る経費を計上しており、本年度は、自動制御設備交換修繕工事、ファンコイルユニット交換修繕工事の費用を計上しています。以上です。

住民課長 次に、86ページ上段をごらんください。2項1目じん芥処理費、本年度予算額1億3,746万5,000円。説明欄、ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合負担金1億620万6,000円及び道央廃棄物処理組合負担金2,953万5,000円、新たに行政区・町内会が実施するごみボックスの修繕費用に対する補助金を計上しています。道央廃棄物処理組合の焼却施設につきましては、外構工事の植栽を除き工事は概ね完了し、現在試運転を行っており、令和6年4月から本稼働となる予定です。

2目し尿処理費、本年度予算額1,339万3,000円。説明欄、し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を計上しています。以上で、4款衛生費の説明を終わります。

石川委員長 それでは説明が終わりましたので、これより質疑を取りたいと思います。

星委員 私のほうから2点なんですけれども、まず1点目は81ページです。繰り返しになるかと思うのですが、確認のため質問させてください。こども家庭センターに係る費用の件なんですけれども、こちらは81ページ上段にある乳幼児健康診査や、歯科健診、産後ケアなどに係ることを、こども家庭センターに係る経費としてみてよろしいかどうか確認します。

次は86ページの、塵芥処理費、ごみ処理対策事業についてなんですけれども、備品の購入費について、ごみ処理対策用備品とあるんですけれども、この内訳をお聞かせください。

健康子育てG主査 1点目の、こども家庭センターの関係についてご説明します。こども家庭センターの費用につきましては、今回計上しておりますのはこども家庭センターの運営に当たって事務処理が必要になりますので、一般の事務員の報酬と、あとは子育て相談を担当していただく心理士の関係で、今まで月に2回ほど来ていただいて子育て相談に対応していただいていたのですが、次年度につきましては週に2日ほど来ていただいて子育て相談等に対応していただくということで、そちらの金額が大きく増えております。そのほかに需用費として、こども家庭センターの設置に伴いまして、おもちゃですとかそういった相談に使うような物品の購入を、こども家庭センターの主な予算として計上しているところです。以上です。

環境交通G主査 2点目の、ごみ処理対策用備品について説明します。こちらについては、新たに設置するごみステーションに置くごみボックス3台分の設置経費になります。以上です。

星委員 こども家庭センターに係る経費については理解しました。

次にごみステーションに関してなんですけれども、ごみステーションを新たに3台設置するという事なんですけれども、これはどこに設置するのかをお聞かせください。

環境交通G主査 ごみボックス3台なんですけれども、東町に2台と、6区に1台設置予定となっております。以上です。

星委員 ありがとうございます。やはりこのごみはいろいろな問題が生活に密着しているんで、常日頃いろいろなごみに関わる問題というものが浮き上がってくるんですけれども、現在住民から何かごみに対しての要望ですとか、今回設置するごみボックスについては3台ですけれども、実際に新しく設置してほしいという声がどのくらい住民から上がっているだとか、そういう状況があればお聞かせいただきたいです。

環境交通G主査 現在、新たに町内会からごみステーションの数を増やしてほしいという要望は特に多くは来ていないんですけれども、今東町で住宅が増えていますので、それにあわせて今回も2台増設する予定ではあります。今後の住宅の建ち方を見ながら、令和7年度についても台数を増やしていく予定で考えております。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

家塚委員 予算書80ページの、保健衛生総務費の母子保健事業、こども家庭センターの関係です。前回全員協議会の中で説明は受けたのですが、現体制の中で支援するのかということと、こども家庭センターを設置することによってどういうところが変わってくるのか、その辺を再度説明いただきたいと思えます。

健康子育てG主幹 今の母子保健事業、こども家庭センターの設置についての、ま

ず1点目の体制についてです。南幌町は保健福祉課内に児童福祉に担当する者、母子保健業務に担当する者、今は一つのグループで専門職の配置をいただいております。来年度についても、こども家庭センターを行うに当たっては現体制で行うのですが、2点目も関わってきます、こども家庭センターを設置する意義と伺いますか、今、国のほうでも子育て支援の充実をということで進められています。南幌町は、転入者の増加や若い方々、子育てに携わっている方が増えていること、それから、子を育てるといのはとても幸せなことでもあるんですが、若いお母様方はやはり今の情報過多の中、慣れない土地での子育て等、とても私たちの想像がつかないようなお困りごとを抱えている方、孤独の中で子育てに従事されている方の声を、日々私たち保健師は、乳幼児健診や子育て相談等で聞き取っております。今まで現状も、保健福祉課、あいくるの中で、私たち専門職保健師、作業療法士をはじめ言語聴覚士、保育士資格を持った者は、何かお困りごとがあると、専門職として保健福祉課として打ち合わせ等を行い、いろんなアイデアや対応策を考えてまいりました。こども家庭センターを設置することで、よりお困りの方の対応を多職種で対応させていただくということと、より連携を深めて今南幌町で行っている児童のサービス、母子保健のサービス、そして連携を取らせていただいている各関係機関との支援策のプランを詰めながら、南幌町で少しでも安心して子育てしていけるようにということで、窓口の一本化も図るという意味で、こども家庭センターの設置を図らせていただきます。以上です。

家塚委員 わかりました。今まで以上に連携を取りながら子育て支援を充実していくということなので、今の町の施策にあった形にやるということによろしいですね。

健康子育てG主幹 はい、そのとおりです。子育て支援にこれからも力を入れていきたいと思えます。

石川委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 1点です。資料の84ページ、保健福祉総合センター管理経費なんですけれども、今あいくるの中で、ふれあいの湯や健康マージャンとか、いろんな健康促進事業で交流の場になっていると思うんですよね。その中で、入り口左のほうに健康器具が何台かあるんですけれども、できたらぜひ数を増やしてほしいという住民からの声がありました。購入するとなるとかなり金額もかかると思えますので、リース等も含めて今後増やしていただく考えはあるかどうか。保健福祉総合センターなんですけれども、あそこが唯一の健康器具がある所だということで、ぜひ活用してほしいなという思いもありますので、ぜひそのところをお聞かせ願います。

福祉障がいG主査 先ほどご指摘いただきました健康器具に関してなんですけども、今現在置いてある健康器具につきましては全て寄贈されたものという形になっております。今後、ご指摘いただいたとおり増やしていくという考えは、今後検討させていただいて進めてまいりたいと思えます。以上です。

佐藤委員 ぜひよろしくお願ひします。それと、できましたらあその後ろに衝立か何かがあればうれしいというお話でした。思いつ切り漕いでいる姿を通行人に見られたくないという方もおりましたので、そういう声への配慮に対してもぜひ検討していただきたいなと思えます。

石川委員長 要望ということでよろしいですね。(はいの声)

ほかにありませんか。

熊木委員 4点伺います。1点目は、環境衛生費のスズメバチの駆除のことについて、公共施設というか、公園とかそういう所でスズメバチの駆除が何件あったのかということと、今はみんな町民も個人で駆除しなければいけないんですけれども、町民からの問い合わせとか相談件数とかがあったのか。その場合は町民にどのようにお知らせとかをしているのか、それが1点です。

次に、ごみ処理のことです。先日の議会報告懇談会の中で、国道をまたいで横断してごみ処理をしないといけないので、危険だという意見が出たんですよね。先ほどごみボックスを3か所新設するというお話があったんですけれども、やはりそのような声が届いているのか。もしそうであれば、危ない国道をまたがなくてもごみを出せるように、そういうようなことが必要ではないかということが2点目です。

ごみに関連して、3点目は資源回収団体への奨励金交付事業というのを南空知3町でやっているんですよね。その3町の中でも、この団体にやっているのが南幌が1番件数が少ないんですよね。前は老人会とかいろんな形で多かったのが、やはりだんだんその活動ができなくなって減っているということはあるんですけれども、やはり資源を無駄にしないということと、地域で団体とかを組んでやることによって、持って行ってもらえるのと奨励金が出るということもあるので、積極的に啓蒙する必要があると思うんですけれども、南空知3町のニュースとかそういうものにも載っていますが、さらに町広報とかでも定期的に広めていくということをやるといいかなと思うのが3点目です。

4点目は、保健福祉総合センター管理事業のところで、あいくる室内の利用料の減免基準についてです。サークルとかいろんな形であいくるを利用している方々が、例えば病気を経験した人たちが自分たちでグループをつくって、あいくるを利用して講師に来ていただいて体操をするということをやっている団体があるんですよね。その場合、営利団体では全くないんですけれども、講師に来ていただくので1人1,000円とかお金を払ってやるという場合も会場費が普通にかかるというところで、やはりそのような団体には会場費は減免するとか無料にするとか、そういうことが必要ではないかなと思うんですけれども、その辺の基準はあるのでしょうか。そういう相談を受けたことがあるのかどうか、お願いします。

環境交通G主査 まず1点目の、スズメバチの駆除の関係なんですけど、令和5年に関しましては公共施設で4件、一般の町民の方からの相談件数が3件ありました。それで、公共施設については町の予算で駆除を行っておりまして、町民からの相談を受けた箇所については、一応念のためこちらから現地を確認した上で、所有者の方に駆除の会社を紹介して対応していただいているところです。

続いて、2点目の高齢者のごみ出し問題の関係です。国道をまたいでいるという話だったので、おそらく今ちょうど相談を受けている6区の所のお話かなと思うんですけれども、昨年から区長になっています大栗さんと、何回かどこかごみステーションを設置できないかということで、区のほうと私どもと、あとは南空知公衆衛生組合の3つで、現地を見ながらどこかいいかを今話しているところです。

続いて、資源回収の奨励金の関係なんですけれども、もともと南幌町に23団体あ

ったところが今順次なくなりまして、9団体まで減ってしまっているという状況です。なかなか増やしていくことは難しいかなという気はするのですが、いい事業ですので今のところ年に1回の周知しかしていないものですから、これからは年に何回かに分けて周知をしていければと考えております。以上です。

福祉障がいG主査 先ほどご指摘いただきました減免の件ですけれども、まず、あいくるの減免の基準につきましては、あいくるのみならず、町内の公共施設で統一した減免の基準というものがあまして、それに該当する方がまず減免になるという形で今運用しています。それで先ほどお話しいただきました、病気を持っている方たちのサークルという形だったんですけれども、こちらにつきましては減免の条項には該当しないという形になっておりまして、それで現状は減免には至っていないという形になっています。そういった利用の相談があったかということだったんですけれども、こちらにつきましては、施設利用として減免できないかという相談はこちらでは受けてはおりません。以上です。

熊木委員 1点目の、スズメバチのことについてはわかりました。公共施設でも4件あったということで、やはりその年によってはすごく活発だということがあって、通学路とかそういう所では本当に危険な場合もあるので、やはりぜひ対応してほしいと思います。

それから2点目の、国道をまたぐというところで相談をしているということなので、危険のないように早く解消されればいいなと思いますので、引き続きお願いします。

それから資源回収団体への奨励金の交付は、この事業はせっかく南空知3町の中でもできている事業なので、やはりぜひ積極的な啓蒙をお願いしたいと思います。

最後の減免のことについてなんですけれども、町の施設を利用する減免基準というところで、自分たちが講師を招いてそこで身体をよくするために運動していると。そういう時に、その利用料を自分たちが自ら払いながら、さらに減免もない中で利用料金も払うというところでは、やはり二重に負担がかかると思うんですね。それで、そういう場合に別にその講師に利用料を払ったからといって、何もそこで営業するわけでも何でもないの、そういう時はやはり減免の対象になってしかるべきだと思うんです。病気を抱えて、同じ体験をした人方が運動をして、さらにそこで交流をして、自分たちがもう少し元気でいようという形でやっているサークルなので、やはりそのところはぜひ対応していただきたいと思うんですけれども、その減免基準のところになぜ当てはまらないのかというところがちょっとわからないので、調べていただいて適用になるようにしていただきたいと思います。これは要望と、もし答えがあればお願いします。

福祉障がいG主査 減免の基準につきましては、あいくるの条例で定められておりまして、一応全部で13項目の基準があります。ただ、こちらの中に病気を持たれている方の団体というのが項目としてはない状態になっていまして、やはり主にあるのが公共性の高いものということになっています。なので、ちょっと今回は減免には至っていないという形です。以上です。

熊木委員 では新たに立ち上げたりした時は、町のほうにこういう公共性のある団体を立ち上げましたということで申請する必要があるということですか。何らかの申

請をした上で、その減免措置を受けられるかどうかということになっていくのか、その辺をお聞きしたいのと、あとは条例改正とか何かそういうことが必要なのか。今すぐ答えが出なかったら後でもいいです。

総務課長 今、保健福祉のほうで答弁しましたが、今ある保健福祉課の条例の中で減免される者、団体というのがあるんです。その中に、その条項に該当すれば減免になるということなので、新たに立ち上げた団体が利用される場合については、こういった目的でこういう団体に利用したいんだということをあいくるに相談していたいて、あいくるのほうでそれを加味してその条項に当てはまれば、減免ができるというような現状の扱いにはなろうかと思えます。ですから、今熊木委員おっしゃっているその団体が、そういった形で運営を行っているのか、またどういう形で利用されるのかということと、一度あいくると相談してみてもいいという現状ではないかと思えます。

石川委員長 よろしいでしょうか。(はいの声)

ほかにございませんか。

高橋委員 健康被害救済制度の認知のことで質問があるんですけど、昨日の一般質問でも、僕のほうからこれに係ることで質問させていただきました。救済制度の認知度が国民アンケートでは1割程度ということで、認知されていないということなんですけど、医者でも6割程度、看護師で3割以下、薬剤師も8割ぐらいですかね。意外と歯科医師が高くて6割ぐらい知っているということなんですけど、僕の周りでもほとんど知っている人がなくて、医療従事者でも1人、名前だけ知っているという程度でした。なので、昨日の町長の答弁では、ほかの自治体と同じことをやっているから問題はないんじゃないかというような感じの答弁だったんですけど、僕はやっぱりそこを問題視していて、専門家などが言うには、今、一応副作用の報告件数が3万6,000件ぐらいあるんですけど、ざっくりとした計算でも10倍ぐらい。でもまた違う専門家は、100倍の400万人ぐらいは副作用で苦しんでいる人がいるんじゃないかという話だったんです。それで、この健康被害救済制度の周知のことなのですが、今後周知する時は接種券と一緒に入れるということだったんですけども、これは今までどおりの感じの周知の仕方なのか、それとも健康被害救済制度というもののパンフレットみたいなものは別口でちゃんとあるのかということをお伺いします。

健康子育てG主幹 健康被害救済制度の認知度のことですが、まず私たちは、予防接種につきましては一番初めの新生児訪問で、制度について予防接種の種類及び接種期間や時期ですとか、わかりやすいものを説明しています。個別対応するとしたら、その中で何かお困りのことがあったらとにかく私たち保健師にご相談くださいということに努めていきたいと思えます。実際、子どもだけではないのですが、予防接種後何かご不安がありましたら、町民の方はあいくるにお電話をいただいています。いつどのような接種を受けて、今どのようなことでお困りなのか、私たち保健師が対応させていただきます。あとは周知の方法なんですけど、必ず医療機関では、接種についての内容の周知文を読みましたかということで、その中に健康被害ですとかご不安なことがあったらということで、この制度についての文面があります。昨日の町長の答弁でもありましたように、担当としましては、町民に広くより周知を図るべく、

広報の紙面や個別対応ですとか、より周知を図り、お困りごとがないように、ご心配がないように対応させていただこうと考えています。以上です。

保健福祉課長 追加しまして、新型コロナウイルス感染症は臨時特例接種が除かれるものですから、広報4月号でそちらのことを周知するとともに、健康被害のことについても同じく広報でしっかりと載せてございますので、まずはそちらを見ていただくということが一番重要かと思います。また、接種に当たりましては今主幹が説明したように、接種前に必ず説明書があります。そのところに必ず健康被害のことも載せていくつもりでございますので、そこで確認して受けていただきたいと思います。以上です。

高橋委員 広報とかでは前もやっていたということでしょうか。それとも4月広報というのは、今まではやっていなかったということですか。

健康子育てG主幹 今までは、やはり接種対象者の方へその都度説明していただきましたので、個別対応をさせていただいていました。それから、今回コロナワクチンが定期予防接種になるということで、広く町民に周知するために、4月広報にわかるように文面を入れております。以上です。

高橋委員 例えば、南幌町のLINEとかフェイスブックとか回覧版とかでもいいんですけど、そういうところで個別ではないですが周知をするというようなことはできないということでしょうか。

石川委員長 広報ではやるとは言っているんですけどもね。それ以外にということですね。

健康子育てG主幹 予防接種の必要性と、それから接種後の不安を極力減らすということで、今の委員のご意見を参考にして考えたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは衛生費についての質疑を終了いたします。次の特別会計に行くんですけども、職員の入替えがありますので暫時休憩いたします。

(午後 2時43分)

(午後 2時47分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは審査順序の5番目、介護保険特別会計につきまして、あわせて関連議案がございましたので、それも含めて説明をお願いいたします。

保健福祉課長 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、本年度予算額175万1,000円。介護保険事務全般に要する費用を計上しています。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算額73万9,000円。保険料の賦課徴収に要する費用を計上しています。16ページをごらんください。

3項1目認定調査等費、本年度予算額640万8,000円。介護支援専門員報酬、主治医意見書など、認定調査に関する費用を計上しています。17ページをごらんください。

2目認定審査会共同設置負担金、本年度予算額279万8,000円。栗山町、由仁町の3町で共同設置している審査会の負担金を計上しています。

4項1目計画策定委員会費、本年度予算額3万3,000円。介護保険事業計画の進捗状況における評価のための策定委員会1回開催分の費用を計上しています。

5項1目趣旨普及費、本年度予算額43万2,000円。第9期計画の初年度となることから保険料・サービス利用等に係る小冊子を町民に配布するものです。18ページをごらんください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額1億9,800万円。要介護1から要介護5までの方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1億8,240万円。グループホームや認知症対応型デイサービス等による給付費を計上しています。

次に、3目施設介護サービス給付費、本年度予算額2億9,460万円。食費、居住費を除いた特別養護老人ホームなどの施設入所に係る給付費を計上しています。

4目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額140万円。福祉用具購入に係る給付費を計上しています。

5目居宅介護住宅改修費、本年度予算額220万円。住宅改修に係る給付費を計上しています。19ページをごらんください。

6目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額3,100万円。居宅で介護サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。

2項1目介護予防サービス給付費、本年度予算額2,980万円。要支援1と要支援2の方が居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

次に、2目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額20万円。要支援認定者が利用できるグループホームや認知症対応型通所介護の給付費を計上しています。

次に、3目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額60万円。要支援認定者の福祉用具の購入に係る給付費を計上しています。

4目介護予防住宅改修費、本年度予算額180万円。要支援認定者の住宅改修に係る給付費を計上しています。20ページをごらんください。

5目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額420万円。居宅で介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成料を計上しています。

3項1目審査支払手数料、本年度予算額70万円。介護サービス並びに介護予防サービス等の審査支払手数料を計上しています。

4項1目高額介護サービス費、本年度予算額1,970万円。

2目高額介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、サービス利用の負担限度額を超えた部分について支給する給付費を計上しています。21ページをごらんください。

5項1目高額医療合算介護サービス費、本年度予算額420万円。

2目高額医療合算介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、1年間に支払った介護と医療の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する給付費を計上しています。

6項1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額2,800万円。低所得者の方の施設利用が困難とならないよう、負担を軽減する給付費を計上しています。次ページにまいります。

2目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額20万円。いずれも、食費、居住費の自己負担に伴う低所得者に係る給付費として計上しています。なお、保険給付費全体では40万円の増額で、ほぼ前年同額となっています。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額944万8,000円。要支援1・2の予防給付の訪問介護と通所介護や住民主体のサービスなどに係る経費を計上しています。

22ページから23ページにかけて、2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額115万5,000円。予防給付における個々の計画作成に係る経費を計上しています。23ページ中段をごらんください。

3目一般介護予防事業費、本年度予算額539万9,000円。主に健康な高齢者が取り組める介護予防事業に係る経費を計上しています。24ページをごらんください。

2項1目包括的支援事業費、本年度予算額52万3,000円。総合相談や権利擁護、介護支援専門員の資質向上に要する研修会負担金を計上しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額4万9,000円。在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療関係者と介護事業者との連携をすすめていくもので、本年度も南空知4町で研修会を予定しています。

3目生活支援体制整備事業費、本年度予算額481万円。主に生活支援コーディネーター配置に要する経費で、社会福祉協議会に事業を委託しています。

4目認知症総合支援事業費、本年度予算額37万4,000円。認知症の方や家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症の方を地域で支えるための経費を計上しています。25ページをごらんください。

5目地域ケア会議推進事業費、本年度予算額14万7,000円。地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援型地域ケア会議の充実を図るための研修会開催に係る経費を計上しています。

6目任意事業費、本年度予算額923万7,000円。シルバーハウジングの生活援助員や家族介護者への支援、配食サービスなどに係る経費を計上しています。26ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、本年度予算額3,000円。基金及び利子を積み立てるものです。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額15万円。被保険者が所得更生を行った場合などに過年度分の保険料の還付が発生するため、実績を考慮し計上しています。27ページをごらんください。

2目償還金、本年度予算額1,000円。科目設定でございます。

6款1項1目予備費、本年度予算額100万円。前年同額で計上しています。続きまして、給与費明細書の説明をいたします。29ページをごらんください。

1、特別職です。本年度、その他特別職22名で、事業計画策定委員9名と地域包

括ケア推進会議委員13名の報酬10万9,000円を計上しています。30ページをごらんください。

一般職です。本年度、会計年度任用職員1名に係る報酬など合計で350万2,000円計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億6,514万3,000円。1節現年度分で1億6,494万3,000円、第1号被保険者数2,718人、収納率99.0%で計上しています。2節滞納繰越分、20万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、2款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億4,317万7,000円。1節現年度分で1億4,317万6,000円、施設等給付費の15%、居宅給付費の20%を計上しています。なお、2節過年度分につきましては、11ページの道支出金まで科目設定としていますので、説明は省略させていただきます。

次に、2項1目調整交付金、本年度予算額4,476万3,000円。施設等給付費及び居宅給付費の5.5%分、地域支援事業費（総合事業分）の5%分を計上しています。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額318万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を計上しています。10ページをごらんください。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、本年度予算額581万7,000円。包括的支援事業・任意事業費の38.5%を計上しています。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額72万6,000円。令和5年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

5目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額147万円。介護予防、健康づくり等に資する取組を重点に行う市町村に対して交付されるものであり、令和5年度の取組実績に応じた交付金額を計上しています。

続きまして、3款1項1目介護給付費交付金、本年度予算額2億1,583万9,000円。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額429万6,000円。1目、2目ともに給付費および事業費の27%を交付金として計上しており、財源は第2号被保険者の保険料でございます。11ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億1,663万円。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を計上しています。

続きまして、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額198万9,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、本年度予算額290万9,000円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。12ページをごらんください。

5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円。介護給付費等準備基金

積立金の利子を計上しています。

続きまして、6款1項1目介護給付費繰入金、本年度予算額9,992万5,000円。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%の町負担分を計上しています。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額198万8,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、本年度予算額290万8,000円。包括的支援事業・任意事業費の19.25%を計上しています。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額1,227万9,000円。別枠公費による繰入金で、保険料第1段階から第3段階の方に対する軽減分でございます。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額1,216万1,000円。歳出の1款で説明しました総務費のうち総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費の事務費を、一般会計負担として計上しています。13ページをごらんください。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、本年度予算額655万8,000円計上しています。

続きまして、7款1項1目繰越金、本年度予算額200万円。令和5年度繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8款1項1目第1号被保険者延滞金、2項1目第三者納付金及び2目返納金。予算額それぞれ1,000円につきましては科目設定でございます。14ページをごらんください。

3目雑入、本年度予算額9万3,000円。地域支援事業の利用者負担金などを計上しています。

以上、歳入歳出、本年度予算額8億4,385万7,000円。前年対比で167万6,000円の増額でございます。以上で、議案第19号 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、関連がございます議案15号の、介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。改正内容につきましては、第1号被保険者間で所得再分配機能を強化し、所得の少ない方の保険料上昇の抑制を図るため、第1号保険料の標準段階、標準乗率及び公費軽減割合を見直し、改正するものでございます。それでは、別途配布いたしました議案第15号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第2条は、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めています。第1項では、現行の9区分から4つの区分を新設し標準13区分にした上で、第1段階から第3段階までにかかる割合を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階までに係る割合を高く設定するものです。

第2項から第4項につきましては、所得の少ない方へ公費を投入し軽減を図るもので、標準乗率からさらに公費軽減割合により年間保険料を引き下げるものです。

第2項では、保険料段階が第1段階の基準額に対する割合を、現行の年額保険料19,900円を18,900円に軽減、第3項では、第2段階の基準額に対する割合を現行の年額保険料33,300円を32,300円に軽減、第4項では、第3段階の基準額に対する割合を、年額保険料46,600円を45,600円に軽減するものです。

第4条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の月割の保険料額について定めていますが、4つの区分を新設したことによる文言整理です。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2項は、経過措置の定めです。以上で、議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりました。これより質疑を取りたいと思います。

熊木委員 今ちょうど15号資料で説明いただいたんですけども、13段階に分けるといって、下がる人と上がる人がいるということですよ。それで、本町の介護保険料の基金残高はいくらあるのかを教えてください。

高齢者包括G主査 現在における介護保険準備基金の残額につきましては、9,700万円になっております。以上です。

熊木委員 基金残高が9,700万円ということですか。それしかないんですかね。いや、今本当に生活が大変になっているので、もう少し多い自治体でも介護保険料を引き下げるといってあるんですけども、本町は9,700万円では、一部でも組み入れるということとはできないんですかね。ちょっと考えを伺います。

高齢者包括G主査 本町においては、基金の残額は9,700万円となっておりますが、今後の安定的な保険運営のための必要な額を除いた額として、6,840万円を3年間で取り崩すことを考えておまして、第8期と同じ保険料の基準額を第9期においても予定しております。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

なければ私のほうから一つ聞きたいんですけども、介護保険料がまた新年度に向けて新しく金額が出るんですけども、これはいきなり全道とかほかの町とは比較できないかもしれませんが、昨年までの介護保険料基準額というのは、全道の順位でいったらうちの町はどれぐらいの位置にあるんでしょうか。介護保険が始まった頃というのは結構うちの町は高く出ている、それは施設が多かったからということだったんですけども、今の状況としてはどういう位置にあるのか。わかれば教えてください。

高齢者包括G主査 正確な何位という数字はちょっと持ってきておりませんでした。第8期計画での全道的な平均の金額が、月額保険料としまして6,014円。北海道の平均的な金額としましては5,693円。そして南幌町の基準額としましては5,550円になります。それで、来年度以降の第9期計画でも5,550円を継続する予定となっております。ただし先ほど課長のほうから説明のありました、介護保険料の多段階によりまして、保険料の再配分が行われますので、非課税世帯になります第1段階から第3段階の方は保険料が若干下がる形になりまして、新しく新設されました10段階から13段階の方は、保険料が上がる形となります。以上です。

石川委員長 わかりました。皆さんのほうで何かございませんか。(なしの声)

ないようでしたら、質疑をこれで終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、介護保険特別会計についての審査はこれで終了いたします。次の特別会計に入る前に、職員がまた入れ替わりますので、暫時休憩いたします。

(午後3時11分)

(午後3時13分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは審査順序6番目、国民健康保険特別会計について説明をお願いいたします。

住民課長 議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。予算書13ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額383万7,000円。各業務システム保守をはじめ、国民健康保険全般に係る事務処理経費を計上しています。

2目連合会負担金、本年度予算額117万1,000円。北海道国保連合会への負担金を計上しています。

次ページ、2項1目賦課徴収費、本年度予算額74万1,000円。国保税の納税通知書印刷や収納手数料などの経費を計上しています。

次に、3項1目運営協議会費、本年度予算額20万7,000円。国保運営協議会委員9名分の報酬、費用弁償などの経費を計上しています。

次ページ、4項1目医療費適正化対策事業費、本年度予算額72万3,000円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを計上しています。

次に、5項1目収納率向上対策事業費、本年度予算額268万8,000円。次ページにかけまして、滞納データ整理などに係る会計年度任用職員・一般事務報酬などの保険税収納率向上対策に係る経費を計上しています。

次に、2款1項1目療養諸費、本年度予算額5億6,411万9,000円。北海道国保連合会に対する、入院、入院外、歯科、調剤などに関する療養給付費負担金5億5,800万円、補装具制作などに関する療養費負担金460万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

2目高額療養費、本年度予算額8,320万円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費として高額療養費負担金8,300万円、高額介護合算療養費20万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次ページ、3目出産育児諸費、本年度予算額300万2,000円。出産育児一時金として1件当たり50万円、出産予定件数6件を見込み計上しています。

4目移送費、本年度予算額10万円。医師の指示による緊急的な移送に係る費用として移送費交付金を計上しています。

5目葬祭諸費、本年度予算額45万円。葬祭費として、1件当たり3万円、15件分を見込み計上しています。

6目傷病手当金、本年度予算額10万円。傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の5類移行前に感染等により療養し、給与等の支払いを受けることができなくなった場合において、傷病手当金を支給するもので、支給額は、国から示された算定式に

基づき支給します。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道において決定された通知額をそれぞれ計上するものです。

1項1目医療給付費分、本年度予算額2億2,101万7,000円。一般医療給付費分として計上しています。

2目後期高齢者支援金等分、本年度予算額6,562万2,000円。後期高齢者支援金等分を計上しています。

次ページ、3目介護納付金分、本年度予算額2,628万2,000円。介護納付金分を計上しています。

次に、4款1項1目共同事業拠出金につきましては、科目設定です。

次に、5款1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,619万2,000円。20ページ上段にかけまして、各医療保険者に義務付けされている特定健康診査及び特定保健指導などに係る経費を計上しています。特定健診受診率向上対策として、健康ポイント制度などの費用のほか、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を計上しています。

次に20ページ中段、2項1目保健衛生普及費、本年度予算額424万2,000円。被保険者の健康づくりのため、人間ドック健診事業などへの助成、医療費通知、高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌の予防接種助成に係る経費を計上しています。なお、令和6年度から新たに脳梗塞・心筋梗塞などの発症を予防するため、頸動脈エコー検査を行います。

次ページ、6款1項1目基金積立金、本年度予算額1万円。国民健康保険事業特別会計基金利子積立分を計上しています。

次に、7款1項1目財政安定化基金償還金につきましては、科目設定です。

次に、8款1項1目保険税等還付金、本年度予算額70万円。保険税の過年度還付金として計上しています。

2目保険給付費等交付金償還金及び3目その他償還金につきましては、科目設定です。

次ページ、2項1目直診施設勘定繰出金、本年度予算額412万5,000円。直診施設勘定繰出金では、病院事業会計繰出金として、道保険給付費等交付金のうち、直診施設整備に対する特別調整交付金分を町立病院へ繰り出すもので、本年度は、調剤部門システムの購入に係る補助金相当額を計上しています。

次に、9款1項1目予備費、本年度予算100万円。前年度同額で計上しています。以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、給与費明細書の説明をいたします。23ページをごらんください。

1、特別職です。本年度、その他特別職9名で、国保運営協議会委員の報酬18万6,000円を計上しています。次ページにまいります。

2、一般職です。本年度、会計年度任用職員2名に係る報酬366万4,000円、期末手当42万円、勤勉手当29万7,000円、共済費79万8,000円と、住民課及び保健福祉課職員、計8名分の時間外勤務手当58万5,000円、合計で5

76万4,000円を計上しています。

次ページ以降については、その内訳などとなっておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。1款1項1目国民健康保険税、本年度予算額1億9,964万1,000円。1節から3節につきましては、現年課税分として、いずれも必要額を見込み収納率98%で計上しています。4節から6節につきましては、滞納繰越分として、いずれも実績を考慮して計上しています。なお、2節後期高齢者支援金分現年課税分については、令和6年3月末に予定されている地方税法等の改正に伴う課税限度額の引き上げを見込み計上しています。

次に、2款1項1目手数料につきましては、科目設定です。

次ページ、3款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、科目設定です。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算額6億7,726万9,000円。1節保険給付費等交付金（普通交付金）、6億5,087万1,000円。本町の保険給付の実績に基づき北海道から交付され、本町から国保連合会などに対し、保険給付費として支払うものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）、2,639万8,000円。説明欄、保険者努力支援分では、特定健診・保健指導の実施などの取組の指標に対する交付として、452万1,000円。特別調整交付金分（市町村向け）では、医療費適正化に係る費用などに対する交付として、1,359万4,000円。道繰入金（第2号分）では、レセプト点検や収納率向上対策、特定健診受診率、個別指導の積極的な取組に対する、いわゆるインセンティブ分として622万5,000円。特定健康診査等負担金では、特定健診に係る負担分として、205万8,000円をそれぞれ計上しています。

次に、2項1目財政安定化基金交付金につきましては、科目設定です。

次ページ、5款1項1目利子及び配当金、本年度予算額1万円。国民健康保険事業特別会計基金積立金の利子分を計上しています。

次に、6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額7,958万5,000円。一般会計繰入金については、国が定める一般会計が負担すべき繰入基準に基づき計上しています。説明欄、国民健康保険基盤安定繰入金、5,793万2,000円の内訳としましては、保険税軽減分として、応益分の軽減相当額を公費により財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で、3,760万7,000円です。また、保険者支援分として、保険税軽減の対象者数に応じて、公費により財政支援するもので、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、2,032万5,000円です。いずれも、補助金は一般会計の歳入で受け、町負担額とあわせて、本特別会計に繰り入れるものです。次の未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児均等割保険税5割の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、58万9,000円を計上しています。次の産前産後保険税繰入金は、産前産後被保険者の保険税の軽減措置に対する公費負担分で、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、12万1,000円を計上しています。次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は、市町村国保の財政安定化のため、地方交付税で措置され、一般会計か

ら国保会計へ繰り入れるもので、1,531万5,000円を計上しています。次の国民健康保険出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2となる200万円を計上しています。次の国民健康保険事務費繰入金は、国民健康保険事務に係る経費のうち、繰入基準に基づき362万8,000円を計上しています。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、本年度予算額4,162万9,000円。国民健康保険財政の安定化を図るため財源調整分を計上しています。参考としまして、令和6年度末基金残高は、9,356万6,000円となる見込みです。

次ページ、7款1項1目繰越金、本年度予算額100万円。令和5年度からの繰越金を見込み計上しています。

次に、8款1項1目延滞金から、2項2目過誤払給付費返納金までは、科目設定です。

3目雑入、本年度予算額39万2,000円。特定健診に係る一部負担金を計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額9億9,953万2,000円。前年度対比で917万7,000円、0.9%増額の予算編成となっています。以上で、議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

石川委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

続いて審査順序7番目、後期高齢者医療特別会計につきまして、説明をお願いいたします。

住民課長 議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。予算書9ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額150万4,000円。システム保守など一般事務に係る経費を計上しています。

次に、2項1目徴収費、本年度予算額43万4,000円。保険料納入通知書の印刷、郵送料や収納手数料などの経費を計上しています。

次ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億3,293万円。ここでは、広域連合の構成員である市町村が納付する負担金を計上しています。事務費負担金は、市町村均等割、75歳以上の高齢者人口割、及び市町村人口割により算定されています。次の保険料等負担金につきましては、本町が徴収する保険料と延滞金を広域連合へ納付するものです。次の保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分を広域連合に納付するもので、財源につきましては、北海道が4分の3、本町が4分の1をそれぞれ負担し、いずれも一般会計で措置をしています。

次に、3款1項1目保険料還付金、本年度予算額12万円。実績を考慮して前年度同額を計上しています。

次に、4款1項1目予備費、本年度予算額10万円。前年度同額で計上しています。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款1項1目

後期高齢者医療保険料、本年度予算額9,428万1,000円。1節現年度分9,425万1,000円。2節滞納繰越分3万円です。後期高齢者医療保険料は、広域連合が算定したもので、予定収納率は100%で計上しています。なお、保険料につきましては、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。令和6年度、7年度の保険料率は同一となっています。

次に、2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定です。

次に、3款1項1目事務費繰入金、本年度予算額659万5,000円。事務費繰入金のうち町業務分につきましては、歳出で説明しました、総務費と予備費の合計額を計上しています。広域連合共通経費分につきましては、歳出の広域連合納付金のうち事務費負担金と同額を計上しています。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額3,409万円。歳出の広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金と同額を計上しています。保険料軽減額を道が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。道の4分の3の負担額は、一般会計の歳入で受け、町負担額とあわせ本特別会計に繰り入れし、歳出で一括広域連合に納付するものです。

次ページ、4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。令和5年度からの繰越金として科目設定しているものです。

次に、5款1項1目延滞金につきましては、科目設定です。

次に、2項1目雑入、本年度予算額11万9,000円。実績を考慮して計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ、本年度予算額1億3,508万8,000円。前年度対比で1,023万8,000円、8.2%増額の予算編成となっています。以上で、議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。(なしの声)

それでは質疑を終了いたします。本日予定しておりました審査項目が全て終了いたしましたので、来週月曜日、11日の午前9時半まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後3時34分)

予算審査特別委員会記録

(2日目 R6.3.11 9:30 ~15:13)

石川委員長 皆さんおはようございます。8日より延会となっておりました予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名です。では、直ちに会議を開会いたします。

審査順序8番目、5款農林水産業費について、説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 予算書につきましては、87ページ下段から88ページ上段となります。5款1項1目農業委員会費、本年度予算額784万6,000円。農業委員会運営経費として607万7,000円。事務局経費として176万9,000円を計上しております。増額の主なものは、農地台帳システムのバージョンアップ及び道営農地整備事業、三重地区換地処分に伴う農地台帳のデータ更新及び地図更新により133万1,000円増となっています。以上です。

産業振興課長 予算書88ページ下段です。予算資料は13ページから14ページになりますので、あわせてごらんください。

2目農業振興費、本年度予算額5億6,039万5,000円。説明欄、次ページにかけて、農業振興経費では、総合農政推進協議会開催経費、農業気象情報システム運営費負担金、農業関係団体等への負担金や補助金など214万2,000円を計上しています。次ページにまいります。

有害鳥獣対策事業では、実施隊員10名の報酬、個体処理手数料、捕獲業務委託料、狩猟免許取得支援助成金など362万4,000円を計上しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会への補助金として288万円を計上しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、各地区の圃場整備完了後に生じる農地補修に係る農機具の導入経費として1,446万9,000円を計上しています。17節備品購入費のレーザーレベラーは、三重地区に1台。畦塗り機は、三重地区に1台、鶴城1期地区に2台導入する予定です。なお、昨年度の事業地区による導入機種や導入台数の違いもあり490万円ほど減額となっています。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対する補助金として400万円を計上しています。

次ページにかけて、農業経営高度化促進事業では、農地及び農業水利施設の整備に伴う、農家の負担軽減措置の費用と、工事に伴って休耕となる農家の所得損失の補てんのための負担金として3億469万8,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で2億2,173万円、町債で5,200万円、総額2億7,373万円を計上しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、平成24年度までに認定農業者等が借入を行なった農業経営基盤強化資金の利子補給補助金として154万3,000円を計上しています。

次に、担い手育成対策事業では、農婚塾負担金や4Hクラブ活動補助金のほか、新

規就農に対する支援として、国の農業次世代人材投資事業補助金、町独自のふるさと就農促進給付金、担い手育成対策奨励金などの経費として338万1,000円を計上しています。次ページにまいります。

地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの管理経費、キャベツキムチ町民還元事業などの経費として283万7,000円を計上しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、グリーンツーリズム事業をはじめ、町内外に本町の農産物をPRする経費として83万7,000円を計上しています。予算資料13ページ下段をごらんください。農産物のPRは、昨年より参加しているボールパーク連携協議会の事業として、ボールパークFビレッジにて、参加市町村の農産物提供・PRを実施しています。多くの方々が来場する施設でありますので、引き続き事業に参加し、本町農産物のPRを図ってまいります。予算書92ページに戻ります。

下段から次ページにかけて、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会開催経費をはじめ、小学生によるバケツ稲づくり学習や子育て支援米支給業務経費、外部講師による食育講演会のほか、包括連携協定している北海道文教大学との連携事業などの経費として668万3,000円を計上しています。なお、子育て支援米については、本年度より品種をゆめぴりかに変更し支給してまいります。

次に、多面的機能支払事業では、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に、分水区ごとに組織されている3つの活動組織への支援交付金と推進事務費として、1億9,696万円8,000円を計上しています。なお、財源措置として、歳入予算の道補助金で1億4,732万円を計上しています。

次ページにかけて、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全に効果の高い営農活動の普及・推進を目的に取り組む農業者への補助金と推進事務費として1,633万3,000円を計上しています。なお、本年度、事業の取組対象者が2戸増加し、14戸分の取組に対する経費であるため、増額となっております。

続いて、3目農地費、本年度予算額3,713万4,000円。次ページにかけて土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業、三重地区ほか2地区の換地業務経費、水利施設管理強化事業補助金などの経費として3,713万4,000円を計上しています。なお、昨年度予算計上しました、高規格道路工事に伴う鶴城地区の農道補償工事分の費用負担分と南7線排水路改修工事費については、事業完了により減額、また、農業集落排水事業特別会計繰出金は、下水道事業会計への統合により繰出金の計上がないことから、前年対比で大きな減額となっております。続いて98ページ下段にまいります。

次ページにかけて、2項1目林業振興費、本年度予算額231万1,000円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布業務経費、町有林の倒木等処理経費のほか、地域材活用推進事業として、森林環境譲与税基金を活用し、町内企業が製作する道産木材を使用した道具箱を小学一年生に贈呈する経費など、231万1,000円を計上しています。以上で、農林水産業費の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を取りたいと思います。

家塚委員 予算書91ページ、資料のほうは13ページということで、担い手育成

事業、新規就農の関係なんですけど、ふるさと就農促進給付金は月額2万円を2年間、また新規就農で月額4万円の3年間ということなんですけど、この辺の対象人数がどのくらいなのかをお知らせ願いたいと思います。

農政G主幹 ふるさと就農促進事業の対象人数の関係ですけれども、令和6年の対象者は3名ということになっています。それで、この事業なんですけれども、国の新規就農支援制度の対象とならない親元就農者に対して、町独自に支援をしているといったものになっています。今言われたように、研修型と新規就農型がありまして、研修型については月額2万円を2年間、就農型については月額4万円を3年間支給しています。それで、令和4年から国の新規就農支援制度の見直しがありまして、もともと対象となっていなかった親元就農者が国の支援対象となりましたので、令和4年からはこの事業の新規の受付をしていません。代わりに新規就農者に支度金として奨励金を渡すという形に変えています。そういったこともありまして、新規で受付をしていないということで、令和4年以前に受付をした方の残りの分を令和6年に支払うということになっております。以上です。

家塚委員 わかりました。こういう制度を町で設けて独自の施策でやっているのですが、農協とのこの辺の関わりと申しますか、新規就農の関わりがうちの場合ではどのような格好になっているのかお知らせ願いたいと思います。

農政G主幹 農協の関わりですけれども、国の新規就農支援制度を活用するということが基本としているということもあって、農協としての新規就農者に対する支援としては、今は新規就農者激励会で記念品を渡す程度にはなっています。農協の関わりについては、農業の形態によって地域差と申しますか、温度差があります。集約型の農業をやっている地域と土地利用型の地域とありますけれども、集約型の地域については施設園芸ですとか、野菜、酪農地帯も含めますけれども、こういった地域については少ない面積でも新規参入しやすいということもあって、助成金ですとか研修制度が充実している傾向にあります。特に酪農の部分については牛舎といった施設を居抜きで新規就農者に継承させるような研修や、助成制度が充実している傾向にあります。それに対して、南幌町のように土地利用型の農業を展開している地域というのは、新規で参入するとなると大きな面積の農地が必要になります。それと、それに伴って機械の確保、多額の資金調達ということが課題になってきます。そういうこともあって、土地利用型の地域については、親から引き継ぐ親元就農以外の新規参入というのは非常に難しいというのが現状です。それと、土地利用型の場合、大規模経営ということもあって、1農家当たりの農業所得が他府県と申しますか、本州なんかに比べて高めであるということもあって、後継ぎ問題もそれほど深刻ではないということもあり、南幌町のような水田地帯については、新規就農に対する支援としてはあまり手厚くないということが言えます。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊木委員 1点だけ伺います。子育て支援米事業は、今までも支給率が100%にならないということで、現在は100%になりましたか。(はいの声)

農業者への支援は今までもお聞きしていたんですけれども、100%になったということは、農家の方もこの支援米を受け取っているということですか。もし受け取っ

ていないのであれば、その代替品とかを考える必要あるのではないかと思ったんですけども、それはわかりました。

それで、今年からゆめぴりかを支給ということなんですが、仕入れ先というか、農家を限定しているのか、それともJAとかそういう所から支給するのか、その1点お願いします。

農政G主幹 子育て支援米のお米ですけども、ゆめぴりかについては、ホクレンのほうでブランドを維持するために、ゆめぴりかの出荷できるタンパクの上限値を設定しています。お米の食味はタンパクとアミロースで決まってくるんですけども、タンパクの基準値を設定しておりますので、基準品を提供するというので、お米については農協から仕入れる予定になっています。以上です。

熊木委員 それは了解しました。先ほどの子育て支援米で、農業者が受け取っているというか、全体の割合からしてどのくらいの人数になっているのか、それがわかれば教えてください。

農政G主幹 子育て支援米の対象者のうち、町内の農家が約160戸ありますけれども、そのうちゆめぴりかをつくっている農家というのは80戸程度あります。そのうち、子育て支援米の対象となっているのは30戸程度ということになっています。以上です。

石川委員長 ほかにいかがですか。

加藤委員 予算書91ページ、先ほど関連で質問したかったんですけども、新規就農支援事業についてです。5年度の予算資料には、担い手育成対策事業とありまして、今回新規就農支援事業と書いているんですけども、その部分で金額の考え方がちょっとよく見えなかったのので、項目の変更なのかを詳しく教えていただけたらと思います。

農政G主幹 担い手対策の関係ですけども、予算の組み替えをただけであって、令和5年と令和6年の内容については変わっておりません。変わっている部分については、先ほどふるさと就農のお話をしたように、対象者が減っていることによって、ふるさと就農の給付金が大幅に減っているということが1点です。それともう1点、農業次世代人材投資事業という、これは国の支援策を受けている方が1名いらっしゃるんですけども、令和元年の10月から5年間、年額150万円を受け取るという支援になっています。この方は令和元年の10月から令和6年の9月で給付が終了しますので、その分の予算が150万円の半額の75万円となっているということで、減額になっているということです。以上です。

石川委員長 ほかによろしいですか。

佐藤委員 予算資料の14ページ、食育活動推進事業の中の食育講演会について、もし方向性や内容が決まっているのでしたら、わかるところまででいいんですけども教えてください。

それと北海道文教大学との連携事業、これも令和6年度の事業予定があれば教えていただきたいと思います。

農政G主幹 まず食育講演会ですけども、食育事業としては小学生にバケツ稲と学習田の田植え、稲刈りということを実施しています。そして中学生向けに、運動と

栄養をテーマに健康な体づくりですとか、成長に食事が必要不可欠であるということ
を伝えるのを目的として、講演会の形で実施することを予定しています。

それと文教大の関係ですけれども、南幌町産米のPR事業として、新米100キロ
の贈呈ということで令和3年から続けてきています。令和3年についてはおにぎりプ
ロジェクトということで、文教大学のほうで新米をおにぎりにして学生に配るとい
うやり方をしています。令和5年については、100円カレーライスということで、学
生食堂で学生と教職員に提供をしています。令和6年については、新米100キロの
贈呈はしますけれども、内容についてはこれから文教大のほうと話していきたいと思
っておりまして、教職員と生徒にPRになるような内容にしたいと考えています。以
上です。

佐藤委員 ありがとうございます。食育講演会のほうなんですけれども、小学生と
中学生にそういう形で講演していただけるということで、今SDGsが大変叫ばれて
おりますので、今回決まっているならいいんですけれども、来年度に向けて、食品ロ
スとかSDGsとか、そういう部分でお子さんたちにもう少し広めていただけるよう
な講演会をお願いしたいと思います。

それと北海道文教大学との連携事業なんですけど、今のところ何年まで続ける予定な
のか、もしそれがわかれば教えていただきたいということと、すごくいい取組だと思
うんですよね。大学と南幌町のそういう農業を通じた交流というのは、やはりこれか
らの育成事業として、お子さんたちにすごくいい事業だと思いますので、ぜひ長く続
けていただきたいと思うんですが、これはくくりがあるのかどうか、この2点をお聞
きします。

農政G主幹 まず、講演会の関係ですけれども、今行っているのは小学生向けに食
育事業を行っています。今後も続けるんですけれども、食育講演会についてはその次
のステップということで、中学生向けに行うという予定になっています。

それと文教大学の関係ですけれども、このPR事業については、令和3年に包括連
携協定を締結したことから行っているものですので、これが続く限りはできる限り続
けていきたいというように思っています。それと、お米の提供だけではなくて、文教
大学のほうについては民間企業との商品開発ですとか、給食の研究活動といった、幅
広く食育の活動を行っていますので、今後町で行う食育事業にも協力してもらい形、
それと大学の行事に南幌町産の農産物を活用してもらおうといったような形で、新た
な協力は検討していきたいと思っています。以上です。

佐藤委員 質問の仕方が悪かったみたいなんですけれども、その講演の予定にSD
Gsの考えを入れたものと考えていただけるのかという質問だったのですが、よろし
くお願いいたします。

それと2点目のほうは、期限がないということでこれからも続くことを期待してお
ります。

農政G主幹 食育講演会のほうですけれども、まず食育事業については、農業分野
のほかに教育と保健福祉とそれぞれの分野で事業を実施しています。農業分野の役割
としては、農産物の収穫体験ですとか栽培体験といったことを通じて、食の大切さを
伝えるということが食品ロスにつながるということで、これまで事業を進めておりま

す。ですから農業分野のほうではあまり考えていませんけれども、ほかの分野も含めて食品ロスについては対応していきたいと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

湯本委員 92ページの都市との交流と販路拡大事業なんですけど、北海道ボールパークFビレッジでの食材提供についてちょっとイメージが湧かなくて、どういう形で使用されているのか。そしてそれが南幌の農産物の宣伝にどういう形で生かされているのかというようなところを教えていただければと思います。

農政G主幹 説明の中でもありましたけれども、北海道ボールパーク連携協議会の中で、食を通じて関係市町村の魅力を発信する取組として、食材を提供するといったものになっています。新球場のVIPエリア、カフェテリア、選手ラウンジへの食材を提供するというものになっています。提供した食材については、メニュー表記に産地を記載してPRするといった内容になっています。令和5年でいいますと、VIPエリアとチームエリアに、ピュアホワイトとピュアホワイトスープの提供をしております。選手からもとても好評だったということもありますし、一般の方の感想も、北海道らしさを感じられてとてもよかったといった感想もあります。また、VIPエリアについては会社経営者が多く利用しているということもあって、PRになったのではないかと思います。以上です。

石川委員長 ほかにありませんか。

西股委員 3問質問させていただきます。まず1問目、農業委員会の関係で88ページ、換地データ更新内容の内容について教えていただきたいと思います。

それと、90ページの関係で有害鳥獣対策です。この関係については、かなりやはり農業の被害が増えてきているという話も聞いております。そういう中で、鹿・アライグマ等の生息の分布がどのようになっているのかと。南幌町内にどのぐらい広がっているのかということも教えていただきたいと思います。それと、やはり農業者にとっては必要な事業だということで、どのようにしたら個体数の削減になるのかなというふうに思っております。それで、以前鹿よけの威嚇音等の設置などをやったのですが、それらの効果と、今後それを継続するのかどうか。その辺についても教えていただきたいと思います。

それと、90ページの耕地利用高度化推進事業の関係です。今レーザーレベラーですとか畦塗りに出ているわけなんですけど、これは作業機的には水田の畦をつくり変えるみたいな形の機械が増えてきているのは、利活用の関係で水田をまたつくり変えなければならぬとか、そういう部分にあわせてやっていくのかなというふうに思うんですけども、今後もこれらは増えていくような形になるんでしょうか。工事完了後、この後ですと晩翠ですとかそういう所にどんどん出てくるのかなと思うんですけど、そこら辺からの要望等はまだ出てきているのかどうかを確認させていただきたいと思います。

農業委員会事務局主査 1点目のご質問の、農地台帳データ更新の内容につきましては、道央農地整備事業、三重地区387筆の換地処分に伴い、農地台帳を新しい地番、地目、地積等へ更新するものとあわせて、地図の区画を新しい区画に更新するものです。説明は以上です。

農政G主幹 まず、有害鳥獣の関係です。鹿とアライグマの生息の分布ですけれども、アライグマに関してはもう全町どこにでもいるという状況になっています。それと鹿なんですけれども、中樹林の夕張川沿いから、旧夕張川沿いの青葉から夕張太まで、川沿いに多く生息しているという状況になっています。鹿の対策としまして、令和5年も銃で2頭駆除はしているんですけれども、銃が使える所というのは実際に限られますので、進入路がわかる所については音と光の撃退装置、モンスターウルフですけれども、これを設置するといった対応と、今はくくり罠も用意していますので、現場の状況にあわせた駆除の対応になります。それで、これは引き続きモンスターウルフとくくり罠、あとは銃が使える所は銃での駆除ということで続けていくということになると思います。

それと、耕地利用高度化推進事業の関係ですけれども、この事業については今言われたように、基盤整備事業の関連ソフト事業として機械を導入しているものになっています。それで、水活の見直しの問題もありまして、5年に1回水張りの問題もあって、要望が非常に増えているという状況になっています。基盤整備のほうが今回三重地区と鶴城地区で完了を迎えますので、令和7年以降の要望としては、今晩地区だけになっていますので、現時点では畦塗り機1台とレベラー4台ということになっていますけれども、今後、基盤整備のほうも夕張太地域の事業採択を予定していますので、その中で新たにまた要望が出てくると思われます。以上です。

西股委員 再質問させていただきます。まず農業委員会の関係ですが、387筆に変えたということですか。元の筆数というのは何筆だったかというのを教えてくださいたいと思います。変わらないということはないですよね。

それと有害鳥獣の関係で、ある程度はわかるんですけれども、今そういうウルフだとかを設置するということなんですけど、効果があったかどうかというお話をしたかと思うので、そこをもう一度教えていただければと思います。

それとレーザーレベラー、畦塗り機の関係ですが、これは個人ではなくて集団か何かで導入するような形になっていますよね。その辺の条件をある程度教えていただきたいと思います。

農業委員会事務局主査 1点目のご質問の換地の筆数ですが、387筆から284筆に変更するものです。以上です。

農政G主幹 まず有害鳥獣のほうで、モンスターウルフの効果なんですけれども、町内2か所に置いています。特に鹿の出入りがわかっている2か所に置いています。鹿は非常におくびょうな動物ということで、音と光に敏感だということもあって、地元の方から聞いている話では一切入ってこないということになっております。

それと、レベラーの導入条件になります。この耕地利用高度化推進事業については、事業の制度として、市町村しか事業主体になれないということになっています。ですので、町が購入して町が農協に貸し出しをしているという状況です。農協については、基盤整備の地元期成会で作る機械利用組合に利用と管理をさせているという状況です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員 環境保全型農業直接支援対策事業についてお聞きします。聞き漏らして

いたとしたら申し訳ないですけど、使う方が今増えてきているということでしょうか。

農政G主幹 環境保全型農業の取組者ですけれども、肥料高騰の関係もあって、肥料を減らして、有機肥料である堆肥だとか緑肥を増やそうという傾向が現在農家の方は強いので、問い合わせが非常に増えている状況です。その中で肥料等の約5割低減される方については、取組を始めていくということで増えているということで、今後も増えるという見込みになっています。それで、国のほうも今みどり戦略の関係で、この辺は令和6年、令和7年に見直して取組を増やしていこうという考えですので、今後もどんどん増えていくだろうと思います。以上です。

高橋委員 これは多分前にもオーガニックみたいなものとかも出るということはお聞きしたんですが、全体的な流れとして、今後のということになると思うんですけど、化学肥料とかそういう農薬関係も高くなっているということで、同じだけの量がこの先何十年もずっと入り続けるということは僕はないと思っています。自分たちで外資に頼らないような、例えば燃料とかも全部そうなんですけど、農業の自給率でいうと1%未満と一応世の中ではいわれているところで、やはり自分たちでできるような、オーガニックということになってしまおうと思うんですけども、そういうふうなものを推していくような、何か南幌町としての取組だとか、やはり自給自足というか、全部が全部じゃないけれども、そういうのは今後考えていらっしゃるのかをお聞きします。

農政G主幹 今の有機農業の関係です。有機農業以外もそうですけれども、化学肥料と農薬の低減に関しては、単純に低減すると作物の収量と品質が低下します。これは農家の所得が下がるということに直結します。それと、食料自給率の向上にも逆行しているということになります。生産性が確保できるような新たな技術開発ですとか、農家所得を確保できるような新たな経営対策を踏まえた上で拡大していくという考えです。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。(なしの声)

ないようでしたら、これで質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。(はいの声)

では続きまして、審査事項9番目、第6款商工費について審査してまいります。説明をよろしくお願いいたします。

産業振興課長 予算書は99ページの下段になります。予算資料は、14ページ中段から15ページになりますので、あわせてごらんください。

6款1項1目商工振興費、本年度予算額1億1,809万8,000円。増額の主な理由は、昨年度、総務費の一般管理費にて計上していたふるさと応援寄附事業並びにふるさと納税返礼品など、コーディネート活動する地域おこし協力隊設置事業経費の移行によるものです。

説明欄、商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業と地域振興事業に対する補助金として722万4,000円を計上しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、中小企業者への負担軽減対策として、北海道中小企業総合振興資金融資に対する、中小企業総合振興資金利子補給補助金として、169万3,000円を計上しています。なお、新型コロナウイルスの関連融資に伴う中小企業等経営支援利子補給補助金は、令和5年度の終了により計上はありません。次ペー

ジにまいます。

ふるさと応援寄附事業では、ふるさと応援寄附に係る事務経費、中間業者との業務委託料など、1億12万円を計上しています。なお、歳入予算のふるさと応援寄附金は、令和5年度の寄付見込みを踏まえ2億円を計上しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、令和3年度に採用したふるさと納税を活用して、町の情報発信やPR、納税謝礼品の発掘など、特産品コーディネート活動に取り組む地域おこし協力隊員の配置に要する経費として618万円を計上しています。なお、令和6年度は会計年度任用職員の任用から、委託契約による委嘱に設置形態を変更しています。

次ページにかけて、商工振興経費では、南空知4町広域連携事業で行う消費生活相談窓口業務などの負担金のほか、空き店舗活用支援事業補助金として288万1,000円を計上しています。

続いて、2目観光振興費、目の新設です。本年度予算額2,834万1,000円。目の新設により前年対比、皆増です。昨年度、総務費の文書広報費で計上していたデジタルサイネージ運用委託料のほか、1目商工振興費より南幌温泉経費、観光協会経費、商工振興経費の一部の移行によるものです。

説明欄、観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所常駐職員配置経費、観光協会サポートアドバイザー業務委託など観光協会の運営に対する補助金として、503万円を計上しています。

次に、南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料、町民無料入浴券配布事業負担金として1,430万円を計上しています。

次ページにかけて、イベント経費では、本年度新たに開催するなんぼろ盆踊りの経費として90万円を計上しています。なお、実施内容ですが、開催時期は8月中旬から下旬にかけて、開催場所は中央公園を予定しています。実施体制は、これから職員の中で体制を組み、運営協議をする予定となっております。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、令和3年度に採用した、観光情報の収集発信や観光資源の利活用など、観光振興活動に取り組む、地域おこし協力隊員の配置に要する経費618万円を計上しています。なお、令和6年度は、会計年度任用職員の任用から委託契約による委嘱に設置形態を変更しています。

次ページにかけて、観光振興経費では、町内4施設に設置しているデジタルサイネージの運用経費のほか、北海道そらちグルメファンドイベント負担金など193万1,000円を計上しています。

続いて、3目ふるさと物産館管理費、本年度予算額1,690万6,000円。ふるさと物産館管理経費では、施設の管理運営、並びに維持管理に係る経費として、1,690万6,000円を計上しています。昨年度より増額する理由は、エネルギー高騰による水道光熱費の増加であります。以上で、商工費の説明を終わります。

続いて、統計調査費を説明いたします。予算書63ページをお開きください。下段になります。2款5項1目統計調査費、本年度予算額104万4,000円。統計調査経費では、定期的実施される法定統計調査の経費として、104万4,000円を計上しています。本年度は、農林業センサスの本調査、令和7年度の国勢調査に向

けた準備調査のため78万4,000円の増となっております。以上で、統計調査費の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

家塚委員 予算書では101ページになります。観光協会の運営助成事業の関係ですが、予算計上では503万円ほどみているんですね。先ほど説明もありましたが、この運営助成の中で観光協会のほうに助成金を出しているんですが、その使い道というか、内容を具体的にお聞きしたいと思います。

商工観光G主査 観光協会の補助金に関する使途ということですが、町からの補助金の内容につきましては、特販所の販売員の人件費、町長杯争奪パークゴルフ大会の経費、観光協会サポートアドバイザー業務委託、それからあいる一とに係るW A O Nチャージの手数料となっております。また、協会内での主な使途につきましては、観光協会の特販所への経費が主なものです。その次にかかっているものとしては、広告宣伝などのイベントの経費が大きくなっております。以上です。

家塚委員 特販所の人件費が大きいのかなと思うんですが、これはほかの経費もありますけれども、町のほうで500万円近く観光協会のほうに払っているということで、例えば商工会だとかJ A、これらと連携して観光協会を運営していくという考えからいくと、それぞれの団体からの助成金だとか補助金だとか、この辺はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

商工観光G主査 商工会、南幌町農協との連携につきましては、観光協会としては補助金は特にいただいておりません。主に会員の会費なんですけれども、現在観光協会は93会員、そのうち農協と商工会も入っておりまして、会費は法人で一口1万円、個人で2,000円いただいております。J Aは8口、商工会につきましては5口の会費をいただいて、法人としての会費をいただいております。ただ、観光協会の事務局のメンバーとして、南幌町農協、それから商工会からも事務局員として参加していただいております。その中で人間的な協力という形で、基本的なイベントなどの対応は南幌町の事務局のほうで行っているんですけれども、例えば観光協会で開催しております収穫祭や冬まつりといった大きなイベントはもちろんなんですけれども、オータムフェストなどの町外の大きなイベントにつきましては、農協と商工会の事務局職員にもスタッフとして出ていただいております。また、事務局として定期的に打ち合わせを行っておりまして、商工や農業、また観光の動向などの情報提供を3団体で行っている状況であります。以上です。

家塚委員 大きな金銭的な補助だとか負担はないのですが、人的な支援をいただいているということで、引き続きそういう形で進めていただければと思います。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

加藤委員 予算資料14ページ、商工会運営助成事業についてお伺いしたいと思います。商工会のほうから要望書というものを受け取っているかと思うんですけれども、どのようにその要望書を受け止めていただいたのかなど。町としてどう考えたのかを伺いたいと思います。

商工観光G主幹 ただいまの要望書についてなんですけれども、内部で理事者を含

めまして協議させていただき、それぞれの項目ごとに回答させていただきました。できる部分についてはもちろんやっていきますし、国からの補助等といった部分のものがないものについては、国の補助金の創出をもって実施を今後検討していきたいというような形で回答させていただいたところです。以上です。

加藤委員 しっかりと受け止めて検討していただいて、考えてくれたということで理解しました。自分としても、なかなか予算が潤沢にあるわけではないので、全てがそのとおりになるとは思ってはいなかったのは事実なんですけれども、プレミアム付商品券が見送りになったということで、この部分をどのように検討して回答したのか、詳しくお聞きします。

産業振興課長 今回、令和6年度にも要望はいただいたところでございます。正直に言いますと、やはりこれまでのコロナの交付金ですとか、経済支援をやってきた経過も踏まえながら、昨年度までもプレミアムチケットという形ではやりましたけど、今回の要望についてはそれらの経緯を踏まえた中で、財政的な部分も踏まえながら理事者と協議した上で、今回は見送りました。ただ、国の動向は経済支援がまだまだコロナの後はないとは出ていますけれども、エネルギー高騰対策ですとかそういうのがありますので、そこらの部分を踏まえながら、再度予算化できるものは補正なりをするような検討はしていきたいと思います。ただ、現時点では令和6年度の部分の協議結果としては見送りという形になっています。以上です。

加藤委員 理解しました。ただ、やはり経済対策として商工会が疲弊しているというのは、多分要望書の中でもしっかりと何回も書いていると思いますし、お気持ちは多分伝わっているのかなと思っています。ですので、また来年度に向けてもおそらく予算編成に対する要望書として上がってくるとは思うんです。それをまたしっかりと受け止めていただいて、ぜひ来年度はいいお答えを期待しております。商工会としてもきっと頑張っていくと思うので、ひとつよろしく願いいたします。

石川委員長 要望ということで、ほかにございせんか。

高橋委員 開業助成50万円の限度額について伺います。そもそもこの助成金がないと店をやらないということ自体もだめだとは思いますが、ただこの金額というのはもう少し上げたほうがいいのか、上げられないのかなというところを質問させていただきます。

商工観光G主幹 創業支援の部分です。令和3年度から、新たに家賃補助のほかに創業支援限度額50万円ということで、拡充させていただいております。この効果は非常にあるのかなというふうに思いまして、ハードル等も下がっていて、出店も今回で9店舗ということにつながっております。ただ、予算にも限りがある関係もありまして、件数もそれなりに来ているというところもありますので、当面は現状のままで行わせていただきたいというように考えております。また、申請者のほうの改修費用につきましても、見積りを見ている段階ですけれども、大体100万円前後で今上がってきておりますので、まずまずのところなのかなというふうには考えております。以上です。

高橋委員 わかったんですけど、僕も商売をやっていて、何にお金をかける、かけないというところでいうと、広告宣伝費とかは結構はじいてしまったりするところが

あるんですよ。なので、その辺でちょっと言い方がわるいかもしいですけど、この助成事業というのは餌みたいのところになってくると思うので、例えば全町民とか、全世帯に広告を配る費用とか、そういうものを無料でこれにプラスしてありますよとか、そういうことも付け足してあげるといいのかなと思いました。だからこの50万円というのもそもそも引いて、もう45万円なら45万円にして、広報などでチラシをつくって全世帯に配布するみたいのところもお伝えしてあげると、なおさらそこがお金がかからないのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

商工観光G主幹 現状の要綱ですと、改装費用として備品購入費まではみているんですけども、確かに広告宣伝費の部分は対象としておりません。今後今のお話も踏まえて検討していきたいなというように考えております。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊木委員 4点伺います。南幌温泉の指定管理料のことについて、850万円になっているんですけども、コロナ前はしばらく500万円だったと思うんですよ。コロナの影響もあって水道代とかいろんなものをつけるという形で増えていった経緯があると思うんですけども、この850万円になった経緯と、これからずっとこんな形でいくのかどうか、それを1点伺います。

それから2点目に、デジタルサイネージの運用業務が101万円になっているんですけども、これは毎年発生していくのか。それからその内容を更新したり、いろいろと含まれるかと思うんですけども、その内容について伺います。

それからもう1点は、ふるさと物産館の活用ということで、いろいろ今資料のほうにも載っているんですけども、現在はれっぱのオープンに伴って観光客が増えていますよね。それで、商工のところではなかなか観光客を受け入れるお店とか、食べる場所が少ないかと思うんですけども、そういう形でふるさと物産館にある軽食コーナーをもっと改善していくべきではないかなと思うんですよ。それで、例えば1階の軽食コーナーを観光協会で行っているんですけども、もっと違う形で委託をするとか、あとは居心地のいい場所づくりとか、そういう形で予算を組みながらということは考えていないのか。それから軽食コーナーの所も、南幌のたもぎ茸とかいろんなものを使ってメニューは工夫しているんですけども、いろいろ町外から子ども連れの方とかが来るのを考えると、もう少しメニューを開発して、お子様ランチとかいろんな形のものがそこで食べられるというような形になっていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の検討はどうなっているのか伺います。

それからもう1点、3階で起業している会社の運営状況がなかなかよく見えないところがあるんですけども、それが今現在どうなって、今年の計画の中ではどういうふうな形に進んでいくのかお聞きします。

商工観光G主幹 まず、指定管理料につきましては、令和5年度からこれまでの指定管理料が500万円、これに令和2年4月1日に改定した水道料金の年間アップ分を試算しますと350万円なんですけれども、この分を令和5年から上乗せさせていただいております。その350万円の内訳ですけども、本館側のほうで約200万円、新館側のほうで約150万円ということで、改定後に増額しております。こちらアンビックスからの支援要請を受けた形で令和5年からということで、令和6年度

につきましても引き続きその350万円を上乗せして増額したいということでございます。

企画情報G主幹 デジタルサイネージの関係でございますけれども、こちらの委託料につきましても、機械の保守等が含まれておりますので、基本的には設置している期間につきましても毎年発生してくるものになろうかと思っております。以上です。

商工観光G主査 ビューローの軽食コーナーについてですけれども、皆様ご存じのとおり、現在水曜日が定休日で、11時から午後2時半まで営業しております、キャベツキムチラーメンやジンギスカン丼などの特産品を使ったメニューを提供させていただいております。ここは実際の会計上の軽食コーナーの実情について少しご説明させていただきたいんですけれども、軽食コーナーの経費につきましても、南幌町からの補助金等はいただいております。令和4年度の決算において、軽食コーナーの人件費を含めた収支につきましても大体200万円の赤字となっております、この赤字分を、売店の収益とバス券の販売の収益で補っている状況であります。赤字の大きな要因は当然人件費なんですけれども、令和5年度以降も賃金の上昇や、あとは材料費の高騰が続いているので、メニューの開発ですとかそういったことにつきましても、やはり経営面でもコストのかからないメニューを考えていかなければいけない状況になります。また、新メニューにつきましても、やはりキャベツキムチ、ジンギスカンやたもぎ茸など、安定して仕入れができる特産品が必要になってきてしまうものですので、なかなかそういう新たな特産品というのが今現在生まれていない状況です。なのでメニューを増やしたりというのは今のところコスト面を考えて難しい状況です。あとは軽食コーナーの営業につきましても今こういった赤字状態でありますので、例えばですけれども、はれっばにつきましても土・日・祝日に来る人数が多い状況ですので、そういった金・土・日のみというように営業日を減らすというような検討段階に来ていると考えております。以上です。

商工観光G主幹 4点目の、ふるさと物産館3階の企業の運営状況についてですけれども、現在レンタルオフィスと利用されている株式会社ニーヴですが、全国のリモート試験後の解答用紙を振り分け配送する配送拠点として稼働されています。職員数ですけれども、常時いるわけではなく、業務量に応じて1名から3名程度で対応しております。今後はこの業務にプラスして、リモート試験用具を前段で仕分けして、全国の試験会場へ発送するという部分を行っていきたいというふうに予定を聞いておりますけれども、コロナの5類感染症移行により、リモート試験の需要が減少しています。当初の予定どおりの進捗がなかなか難しい状況での運営を行っているところでございます。また、逆にレンタルオフィスのほうは残り2部屋空いておりますけれども、最近で検討されている企業さんが、ラピダス関係の関連事業者、それと南幌高校の跡利用を検討されている事業者が施設を検討して現在協議中ということで、状況によっては借りられる可能性があるというようなところでございます。以上です。

熊木委員 南幌温泉について、先ほどの説明では水道料金などが350万円プラスされて850万円になったということなんですけれども、来館する方が増えていけば、水道料金も発生していくということにもなるんですが、例えば今、南幌温泉の大改修が始まりますよね。そうなった時に、この指定管理料がそれに伴ってまたさらに増え

るとか、そのような見通しを考えているのかどうか。改修されることによって、改善されるものは多分あると思うんですよね。そういう意味では、指定管理者側の要望をどこまで聞くのかということところがやはり大事になってくると思うんですけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。

それから、デジタルサイネージについては毎年かかっていくということではわかりました。内容は順次更新していくということでしょうけれども、故障やサイネージの不具合などが起きた時には、その金額の中で賄い切れるのかどうか、さらにまた費用が発生するのか、その辺はどういう見通しを持っているのかを伺います。

それからふるさと物産館については、軽食コーナーのほうが赤字であるということ、いろいろ穴埋めをしながらということなんですけれども、はれっぱに町外から9割の方が来ているということで、すごい人数になっているんですけれども、やはりその誘導策というか、はれっぱに来た方が南幌町をこういうふう歩いて利用してくださいという、何か看板なり、ここに行ったらこうですというようなものを、今よりも工夫してそういうことが必要になるのではないかなと思うんですよね。秩父別とかそういう所では、前にも話したかもしれないんですけれども、町をあげてそこに遊びに来た方に、フラッグを立ててこういうものがあります、子どもパスポートを利用できます、子どものメニューがこういうふうに加わりましたとか、そういう形のものが割と町に入ったら結構あるんですよね。だからそのような工夫がやはり必要ではないかなと思います。それから、やはりその軽食コーナーの所でもう少し座りやすい椅子とかテーブルとか、今のあのイメージではなくて、ファミリーレストランに近いような形になっていくことで、そこに立ち寄ってもらう、それでちょっと食事をしてもらう、そのついでではないですけど、その流れで商店街に入っていくという、そういうものをつくって、そして帰りに戻っていくというような順路というか、そういうところも工夫する必要があるのではないかなと思うんですよね。それで、今の中ではなかなか赤字もあるし、観光協会とかができないというのであれば、やはりその部分を切り離して、ふるさと物産館全部ではなくて1階のこの部分の運営を例えば募集するというか、こういう形でやってみませんかというようなことを商工会と一緒に募集をして、手を挙げてそこでやってみたいという業者とかそういう方があらわれたら、やはりそれを工夫して取り組むと思うんですよね。それが町の活性化につながっていくのではないかなと思うので、今よりももっと工夫が必要かなと思うんです。予算とかいろいろ経費もかかるということもありますけれども、その辺はどういうふう考えているのかなと思ってお聞きします。

あとは3階で起業している所のレンタルオフィスのお話はわかりました。借りてすぐにコロナの影響とかがあったので、なかなか最初の予定どおりにはいかなかったということは十分わかるんですけれども、今このままでいくと、1名から3名が結局常時いるわけではなくて都度いるという形になっていくと、今後撤退するような方向につながっていくということも考えられると思うんですよね。今新たに2社が検討しているということなんですけれども、やはりせつかくの物産館の利用という形で、今まで町民にもなかなか3階とかは使われていなくて、ただ空いているよりはやはり貸し出したほうが良いということで道をつくったと思うんですけれども、やはりこれから

それをもっと活用してもらえそうな形で、今も十分やっていると思うんですが、そこをもう少し視野を広げていくことが必要かと思しますので意見を伺います。

商工観光G主幹 1点目の、指定管理料850万円の話ですけれども、改修後については、この増額要請を受けまして、そこでアンビックスさんのほうと検討したところ、当面の現状体制としてはわかりましたということで、支援はしますけれども、大規模改修後はあくまでもランニングコストの削減を目的として今計画しております。もちろん水道料のほうも下がる見込みとなっておりますので、その実績を踏まえまして、この部分については再度検討させていただき、減額でいくというような流れで、その辺のお話をさせていただいております。

企画情報G主幹 サイネージの関係でございますけれども、維持管理経費の中に軽微な故障対応等、ソフトの管理ですとかそういったものが全て含まれておりますので、基本的にはこれ以外のお金がかかるということは想定していません。ただ、例えば機械が物理的に壊れてしまったですとか、あとはコンテンツの大規模な更新ですとか、そういったものが出来れば別途予算が必要になるかと思っておりますけれども、現状の運用に関しましては、この委託料の中でこれ以上のお金がかかるということはないと思います。以上です。

商工観光G主査 ビューロー1階の利用につきましては、やはりはれっばの観光客ができるだけ町内の飲食店ですとか、そういう施設などを周遊して、町内を周遊するような施策は当然必要かということは十分承知しております。そのために、はれっばにもビューローもありますけれども、デジタルサイネージの中で、飲食店ですとかスポットですとか、そういったものも紹介しておりますし、あとは2年前に作成しましたグルメ&ナイトマップにつきましても、ちょっと今は品切れで置いてはいませんけれども、現在作成中であります。なので、おそらく4月には各公共施設のはれっば、ビューローも含めて、新しいお店の情報なども含めたグルメ&ナイトマップを配架する予定であります。また、お子さんのメニューにつきましては、先ほど説明させていただいた軽食コーナーの現状もありまして、今はきゃべどらだとか、あとはアイスクャロルのアイスだとか、そういったものでしか甘いものなどは対応できないんですけれども、地域おこし協力隊のほうで、軽食コーナーの中で子どもさんが遊べるようなスペースをつくろうという考えもあるので、それは令和6年度の中で、一部分のスペースを使ってできるようにしていく予定です。また、やはりはれっばのお子さんが来ているということで、一応現状では子ども用の椅子の設置ですとか、そういったことで軽食コーナーは対応させていただいております。また、民間事業者の募集につきましては現状のところまだ考えてはいないんですけれども、そういった意見があったということで受け止めさせていただきということでお願いいたします。以上です。

熊木委員 1点目と2点目についてはわかりました。南幌温泉の指定管理料については下がる方向で検討していくということに期待したいと思います。

それから、ふるさと物産館の活用はいろいろと大変な状況があるのかもしれないんですけれども、やはり商工会などとも連携を取りながら、今よりもいい形でぜひ進めてほしいと思うんですよね。それで、ビューローに来た方が1階から展望台まで上がって南幌町をぐるりと見るという形で、やはりそれも売りの一つかと思うんですよね。

ですから今ある建物を有効に活用していきながら、さらによくするということでは、引き続き検討はぜひしてほしいと思いますし、例えば自治体とかでそのコーナーに、クラウドファンディングとかも結構あちこちでやっていますよね。民間とかいろんな個人とかでやっているんですけども、例えばふるさと物産館の1階をこういうふうにするために、椅子とかテーブルとかを置くために、クラウドファンディングという形で取り組んでみてもいいのではないかなと思うんですよね。それもぜひ検討してほしいと思うのですが、どうでしょうか。もし答えがあれば伺います。

産業振興課長 ご意見ありがとうございます。我々も、今のビューローの活動の部分は、内部でも日々検討させていただいております。最初の話からお伝えさせていただきますけれども、軽食コーナーの部分ですから、観光協会としては町の特産品をPRするという部分からこの軽食コーナーがスタートしていて、本来民間さんの飲食店を圧迫しないようにしていくという部分なものですから、現状その特産品を使ったものをPRしてということで、本当は儲けを取りたいんですけども、その部分をしないで今まで来ています。今は赤字だという話もありまして、それであれば、そのメニューの検討はしていかなければいけないねという部分は、現状内部で話があります。ですので、その趣旨も踏まえた中で考えていくというのは実際あります。それで、入りやすい環境づくりというのは、現状あるものを使って椅子と机を利用していますので、それはやはり今の委員のご意見のとおり、検討していきたいというように考えてございます。あとは民間さんを軽食コーナーにもし入れていこうかという時に、やはり公共施設の一部なので、居座るだとかということにはならないものですから、民間さんが入った時は条件をつけながらだとか、飲食店をやらせるとしたらそういうようなことも検討はしていかなければならないですけど、現状、当初の目的は町の特産品をPRということがきっかけでスタートしていますので、その部分を崩さないような形で、ただ赤字が今増えているので、どうしようかというような現状に至っています。ただ、はれっぱに人が多く来ていますので、今がちょうど検討・変更するタイミングでもあるかなというふうに思っていますので、ご意見を伺いながら、その点は本年度に協議できるところはしていきたいというように考えています。よろしくお願いたします。

石川委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 関連なんですけれども、今ふるさと物産館管理経費として1,700万円くらいの維持経費が予算としてありますが、今ビューローは1階から展望室まで入れて5階までありますよね。それで、1階は先ほど言ったように直販所とかである程度利活用されていますし、2階も会社が入って利活用されているんですけども、4階はエレベーターが一応開くんですけども、何も活用されていないというか、利活用するようなものとしてはつくっていないということを前にお聞きしました。ただ、やはりこのぐらいの経費をかけておりますので、今何か利用できないかと。結局エレベーターが止まるということは、やはり観光に来た方もここは何かあるのかと見ると思うんですけども、そういう部分でこれまで検討されたことがあるのか、そういう所だから何もつukらないというお考えなのか、そのところをお聞きします。

商工観光G主幹 ビューロー4階の利用ということで、内部でも見て検討はしたん

ですけれども、もちろん何かいい活用がないかという話はあるのですが、実際に見ていただければわかるかと思うんですけれども、面積として、例えば店舗を出すとかそういう使い方ができないようなつくりになっております。階段のほうもかなり食い込んでおりました、高さも取れないというところで、例えば美術品か何か、絵画といった町民が書いたものや写真みたいなものを展示するぐらいであればというところはあるんですけれども、いかんせん先ほどの高さの部分があって、頭をぶついたりという部分の安全性の配慮などを考えていくと、実態としては非常に難しいのかなというように考えております。以上です。

佐藤委員 私も何回か行って、ちょっと利用できるようなスペースではないなというところは理解しています。ただ、あそこのスペースとしては本当に空間的にはすごく縦のスペースはあるなと思いました。それであれば、4階を見せるのではなくて、レンタルスペースにするとか、または本当に小さく区切ってワークスペースにするとか、何か収益性のあるものを考えていただいたほうが、あそこの空間は大変もったいないなと思いますので、再度検討していただけないかなと思います。よろしくお願ひします。

石川委員長 要望ということでよろしいですか。(はいの声)

ほかにございませんか。

細川委員 予算書の101ページのイベント経費と、予算資料15ページの南幌盆踊り事業について質問したいと思います。まず、今回町主催で盆踊りが行われるということは大変喜んでるところなんですけれども、それで質問をしたいと思ひます。まず概要なんですけれども、盆踊りをするのに多分やぐらを組んだりすると思ひますが、中央公園のどの辺の位置で開催する予定なのかが1点です。

それと、予算書のほうで運営協力謝礼とあるんですけれども、運営協力はどちらに依頼されるのかを教えてくださいたいと思ひます。

産業振興課長 盆踊りについてです。今回中央公園の中でやるということで先ほどご説明させていただきました。場所については、中央公園のステージの前から通路が3方向に分かれているかと思うんですけれども、その真ん中の位置で、やぐらはレンタルをしたいなというような考えです。その場所でどのような形になるかも、内部でこれから設置場所ですとか、今我々のほうで予算を組ませてもらっていますので、今の考えとしてはその位置でしょうかという考えです。

運営協力については、やはり太鼓ですとか歌い手にお願ひしなければならないというような形になっていますので、そこの部分の謝礼を見させていただいてお願ひします。ただ、内容を詰めていくに当たっては、やはりこれ以外のことでもあるかと思ひますが、現状で考えている部分としてはこの内容となっています。

細川委員 先ほども説明があったんですけれども、これから打ち合わせという話も聞いておりましたので、今大体の概要は教えてくださいましたが、その関係で1点お聞ひします。運営協力について歌い手とかのお話が出ていたんですけれども、以前やっていた時に、文化協会のサークルだと思ひますけれども、歌を歌っていただいたりとか太鼓とかでやっていたと思ひますよね。そういったところの団体にも声をかけて、委員会の話の中に入れていただいたり、あとは商工会さんも出店等をもししていただ

けるのであれば、そういったところにも協力を要請していただければと思うんですけども、その辺についてお願いいたします。

産業振興課長 まず、運営協力の太鼓ですとか歌い手の方は、これまで太鼓は拓心会さんをお願いしたりですとか、歌は俵つみ唄保存会ですとか、それらに協力していただいたところですよ。現状拓心会が今1人しかいないようなお話もいただいています。これをスタートするに当たっては教育委員会とも話はしてしまっていて、やはり太鼓について子どもたちに教えるきっかけづくりにもなるかなというようなことも内部で話しているんで、これらやるに当たってそういうことも可能か、サークル化というか、そういう団体をつくっていくというのもお話としては出ていますので、それも含めた中でやっていきたいと思えます。また、出店はもちろんはれっぱ横の中央公園でやりますので、はれっぱのそういうスペースもございますし、直接会場としても、そういう商工会を通じて飲食店が入ってこられるような体制づくりにはしたいなというように考えています。

細川委員 やはり商工会を含めて、そういった団体が一緒に協力してやることによって盛り上がっていくと思うんですよ。これ要望なんですけれども、そういった団体にも声をかけて、できれば委員会の中に入れていただいて協力体制を取っていただければなと思えます。

石川委員長 ほかにございませんか。

湯本委員 南幌盆踊りの事業についてなんですけれども、先ほどの説明で、開催時期は中旬から下旬にかけてというようなお話があったと思うんですが、ふるさとに戻ってくる人方のことなどを考えると、やはりその時期設定というのは親元に戻ってきたり、ふるさとに戻ってきた人方との交流を新しく定住された方々も含めて深めていくという意味では、時期の設定というのは非常に慎重に考えなければいけないのかなというふうに思っています。この時期設定についての要望になると思うんですが、なるべくそういったことを考慮しながら決めていただきたいというふうに思っていますので、今のところどのような方向で議論されているのかをお教えてください。

産業振興課長 先ほど中旬から下旬ということでお話ししましたが、これまで商工会が実施主体でやった盆踊り大会が8月20日でございます。一応町内では、三重湖盆踊り大会が8月15日ですので、そうするとその間の期間ということで考えるんですけども、やはり今委員おっしゃるとおり、帰省される方の参加、はれっぱの利用者の参加、あとはやはり参加しやすい環境だと、小学校の夏休み期間中がいいという考えがありますので、その日時も考慮した中で、なおかつ平日がいいのか土曜日がいいのかだとか、その辺はこれからという形になりますが、その時期を目標に設定するかどうかと思えます。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

西股委員 コロナの巣ごもり需要で、ふるさと応援寄附金事業というのは非常に寄附金額が伸びてきたということで、今年は1億7,000万円ほどになるだろうと言われております。来年度の目標が約2億円ということになるんですが、コロナが5類に切り替わったということで、巣ごもりの需要というのはどうなのかなというように見ていくと、2億円というのは非常に高いハードルなのかなと思っております。それ

をクリアするためのシナリオというか、どのような考えを持ちながらこれをやっていくのかということについて教えていただきたいと思います。

財務G主査 ふるさと応援寄附金の、令和6年度の歳入予算額を2億円とさせていただいております。まず初めに、令和5年度の寄附額についてですが、5月からコロナが5類になっておりますが、まず中央食糧さんの新規お米の出店、それから、これまで人気の高かったタマネギの寄附が増加しております。そしてさらに、去年の10月1日に、総務省のほうで経費に係る見直しということで、一律寄附設定額の見直しも行ってございまして、これまでよりも寄附設定額が増加しております。そういったことを踏まえて、2月末現在では1億8,000万円の寄附額をいただいております、それで現在残り1か月ですが、3月は例年でいきますと500万円くらいの寄附を大体いただいている実績となっております、令和5年度の寄附見込みは1億8,500万円くらいを見込んでおります。令和6年度につきましては、今年度返礼品で出品した数と同等の数を確保できる見通しとなっておりますので、まずはやはり最低限、今年度の実績を下回らないようにというのが最低条件としております。さらに、プラスアルファで1,500万円として見込んでおりますけれども、やはり他の自治体と価格競争が生まれています。同じお米にしても、寄附額の少ない自治体に寄附される傾向が非常に高いですので、お米やタマネギといった、今うちのほうで人気の高い農産物の経費をもう一度見直して、他の自治体と価格競争できるような寄附設計を検討して、この1,500万円を捻出したいと考えております。以上です。

西股委員 再質問させていただきますけれども、寄附金を集めていくということになってくると、いかにリピーターを増やしていくのかなというふうに思うのですが、リピーターを増やすためにはやはりいいものを取り扱わなければならないんだろうというように思っております。昨年のもを見ていくと、とうきびあたりがやはり干ばつの影響等もあってかなりマイナスになったというのがあって、これがかなり採れていたとすれば、今年は2億円にいったかもしれないというのもあります。総じて農作物というのは天候にかなり左右されるものでありますので、この辺でやはりうまい形で安定的に確保できるものを、やはりどこかしらで集めなければならないというか、用意しなければならないということになるとすれば、やはり加工品なり何なりというものもかなりのウエイトを占めていくような商品構成を考えていただきたいと思うのですが、この辺についての考え方はどうなんでしょうか。

財務G主査 やはりうちの町の寄附につきましては、農産物がほとんどと言っていいくらい人気の高い商品となっております。なので、やはり天候に左右されると、採れたり採れなかったりという年がどうしても発生します。そのため、安定的に返礼品を用意するとなると、委員がおっしゃるように加工品というのは非常に重要となっておりますが、やはり地場産品の基準がどうしてもあるものですから、例えば新規返礼品を検討するにも、そういった基準からなかなか新規というのはつくりにくいところもありますし、やはり既存の返礼品を伸ばしていく取組をしていくしかないというように考えております。令和5年度につきましてはたもぎ茸のパウダーがテレビで取り上げられて、地元の企業のことではないのですが、そういった同じような商品が取り扱われて人気が出たということもありますので、やはりそういった機会を逃さないよ

うに広告宣伝なりそういった手法を使いながら、加工品のほうにも力を入れていきたいとは考えております。ですが、やはり現状は農産物に頼らなければいけない状況となっておりますので、ご理解いただければと思います。

西股委員 最後に質問させていただくのですが、5年度で、米の関係で定配というか、3カ月だとか6カ月だとか10カ月という契約の項目をつくっていたようでしたが、これらの取り扱いというのは今年もやると思うんですけれども、そういうような長期的にやる部分というのは、契約本数はかなり増えてくるようなイメージでしょうか。

財務G主査 今、定期配送は3カ月と4カ月、それから6カ月で定期的に配送をしていくというようにやっております。ただ、定期配送につきましては、やはりその年の米の取れた数量につきましますので、やはり取れないとそこの数字を確保できませんので、増やしていくとか減らすとかというのは現時点では申し上げられない状況となっております。ご理解いただければと思います。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。(なしの声)

それでは、これで商工費についての審議を終了いたします。ここで10分間ほど休憩いたします。

(午前11時06分)

(午前11時15分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序10番目、7款土木費について、同時審査といたしまして、機場施設管理費について審査を行います。説明をお願いいたします。

都市整備課長 それでは、7款土木費についてご説明いたします。予算書104ページをごらんください。また、予算資料は16ページから17ページとなりますので、あわせてごらんください。

7款1項1目土木総務費、本年度予算額 76万5,000円。土木総務経費では、土木積算システムなどに係る経費を計上しています。

2項1目道路橋梁総務費、本年度予算額240万8,000円。道路橋梁総務経費は、次ページにかけて、道路台帳の修正業務並びに道路、治水など関連7団体の負担金を計上しています。

2目道路維持費、本年度予算額5億5,132万8,000円。町道管理経費は、次ページにかけて、町道及び普通河川などの維持管理費として2億8,608万円を計上しています。予算資料16ページをごらんください。

町道長寿命化改修事業、2億1,451万3,000円は、老朽化する町道及び道路施設の改修について、個別施設計画に基づき整備を進めるために、委託料並びに工事請負費で13事業の経費を計上しています。財源は、補助金及び起債を活用しています。予算書にお戻りください。107ページです。

町道除排雪事業は、次ページにかけて、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として2億6,368万5,000円を計上しています。本年度は、準工業用地等整備に伴う雪捨て場の移設工事として工事請負費5,819万円を計上しています。総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として156万3,000

円を計上しています。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、本年度予算額2億5,861万8,000円。都市計画総務経費は、次ページにかけて、都市計画審議会委員の経費、本年度新たに準工業用地等看板設置実施設計の委託料及び準工業用地等整備工事を計上しています。

2目公園費、本年度予算額1億4,277万6,000円。公園施設管理事業は、次ページにかけて、公園および緑地帯などの維持管理に係る経費を計上しています。12節委託料6,032万円は、緑地帯などの施設管理及び公園の指定管理料、樹木剪定業務、毎年義務付けられている公園遊具の点検業務を計上しています。14節工事請負費7,240万1,000円は、中央公園電気設備改修工事、北町児童公園遊具改修工事、東町児童公園遊具改修工事、中央公園ブランコ設置工事に係る経費を計上しています。

3目公共下水道費、本年度予算額9,981万1,000円。下水道事業会計繰出金は、別途下水道事業会計にてご説明いたします。次ページにまいります。

4目街路事業費、本年度予算額593万1,000円。街路事業経費は、街路灯電気料及び緑花活動に係る経費を計上しています。

4項1目住宅管理費、本年度予算額5,696万7,000円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として27万1,000円を計上しています。

町公営住宅管理事業は、次ページにかけて、町公営住宅3団地108戸及び子育て住宅4戸の維持管理を行う経費として4,074万5,000円を計上しています。14節工事請負費、3,646万5,000円は、夕張太公営住宅改修工事、栄町公営住宅浴槽設置工事3戸分を計上しています。

道公営住宅受託管理事業は、次ページにかけまして、道より指定管理者として指定管理料を受け、道営住宅60戸の維持管理を行う経費625万1,000円を計上しています。

住宅リフォーム助成事業は、平成27年度からの継続実施で助成金800万円を計上しています。また空き家対策事業として、空き家等解体助成金と中古住宅購入助成金を計上しています。以上で、7款土木費の説明を終わります。

続きまして、同時審査の機場施設管理費についてご説明いたします。予算書95ページをごらんください。

5款1項4目機場施設管理費、本年度予算額1億4,849万1,000円。次ページにかけまして、管理する9機場の機能を維持するため、点検整備及び機場の運転に必要な経費と負担金などを計上しております。10節需用費の修繕料では、揚排水機場の点検結果に基づく修繕、及び計画的な整備補修に必要な経費を計上しています。14節工事請負費では、幌向運河調整池等浚渫工事を計上しています。以上で説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

高橋委員 空き家対策事業のところですけども、助成金で15万円とか、購入助成で25万円とかいろいろあると思うんですけど、ドーナツ化とも言われているので、新しい所に町民さんが来られることも大事だとは思いますが、古い所というか、中心のほうに来てもらうことも大事かなと思うので、この金額というのは引き上げとか

はできないものなののでしょうか。あとは年齢制限とかでも、40歳未満の方でもいいんですけど、もっとここを上げられないものかなと思って、質問させていただきます。

都市施設G主査 空き家等、中古住宅の増額についてお答えいたします。まずこの事業ですけれども、他市町村において数少ない事業となっております。令和4年度に移住定住の促進と空き家の増加の抑制を目的に創設しております。それで、その際の助成額等の制度設計につきましては、他市町村においておおよそ25万円から50万円の間で設定しており、加えて子育て世代に限定するなどの条件を付している所が多いのがほとんどです。当町においては、そのような条件を付せずによくの方に利用できるように設定しております。特に南幌町においては従前より中古住宅の流通が進んでいることから、より一層の流通を促し、中古住宅や空き家に対する認識度を高めるきっかけづくりの一つとなればと想定して、現在の助成額としております。そういった内容の中で、実績としましては、募集件数5件に対し、令和4年度が2件、令和5年度は5件で、問い合わせも数件となっております。実績からみてもニーズにお答えできていると考えられますから、十分に効果を発揮しているのではないかと感じられます。そのようなことから、こちらの事業も長く多くの方に利用していただきたいと考えておりますので、現在のところ補助額の変更等は考えておりません。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊木委員 何点かあります。資料16ページの公園長寿命化改修で、中央公園の電気設備改修工事について今説明があったんですけども、その改修工事の内容について伺います。中央公園の中の通学路というか、あそこを歩いていく所で街路灯とかが暗いんじゃないかと以前視察した時に思ったんですけども、その辺の改修も含まれているのかどうか1点です。

それから、112ページの栄町公営住宅浴槽設備について、今年は3棟ということでしたけれども、今まで何戸改修しているのかということと、今後の改修計画について伺いたいと思います。

それから、公営住宅の建築年数について、結構経っているかと思うんです。それで近隣の町とかを見ても、結構建て替えなどもここ何年かで始まっていて、より快適に住めるように、3階建てなどではなくて平屋とかでつくっているのが結構見られます。そういう意味では、今後の改修計画及び新設するような計画というのは持っているのかどうかを伺います。

それと、住宅リフォーム助成事業は今年も予算額が800万円なんですけれども、資材費は昨年から見ても高騰しています。それで、今回このまま800万円になったというのは予算の関係で厳しいということなのかなと思うんですけども、それがもっと引き上げられるべきではなかったのかなと思うんです。それに伴って、今、住宅の耐震化について、今回の石川県の地震とかを見て、やはり耐震化されていないことで崩れてしまったということがすごく大きな要因だと思うんですね。本町の住宅も結構古かったり、新しく引っ越して来られた方ももう30年を過ぎているという中で、耐震化の補助を検討してはどうかと思うんですけども、そのようなことはグループの中では意見が出されなかったのかどうか伺います。

あともう1点、通学路の除雪についてです。東町とかに今どんどん家が建ってきて

いて、通学路の所での見直しというのは、土木だけではなくて生涯学習課等も連携して見直しを図る必要があるのではないかと思うんですけれども、除雪する箇所では令和6年度は冬に向けて見直しを考えているのか。またそういう要望があるのかどうかというところも含めて、返答をお願いしたいと思います。以上です。

土木G主査 まず、中央公園電気設備改修工事についての内容ですが、中央公園内は現時点で既設街灯の灯具が壊れており、点灯していない状態です。はれっばから美園まで街灯を整備し、利用者が帰宅する際の安全確保を目的としております。既設の街灯全ての撤去と美園までの街灯11基の新設、分電盤の改修がこの工事の内容となっております。

あわせて通学路の改修ですが、通学路は今年度LED化しております。現地を確認したんですけれども、照明自体は暗くなったら点灯する仕組みになっておりまして、帰宅時間帯には点灯している状態です。LED化したことにより、昨年と明るさが異なるように見えるかもしれないですけれども、登下校には問題ない照度があると認識しています。現時点では苦情や要望も特にございませんで、今後相談があった場合は検討させていただこうと思っております。以上です。

都市施設G主査 2点目の、栄町公住の浴槽設備改修状況につきまして説明いたします。改修状況につきましては、現在まで栄町公営住宅72戸中12戸の整備を行っており、全て入居済みとなっております。令和6年度においては3戸分の整備を予定しており、今後も整備を進めていきたいと考えております。

続いて、3点目の公営住宅の建て替えについてです。現在、公営住宅は長寿命化計画に基づいて、既存ストック住宅の有効活用を図るため、改修工事を行っているところです。計画年数は令和8年度までで、令和7年度の夕張太団地改修で現在の計画を終了する予定ですが、引き続き浴槽給湯設備の改修などの適切な改修を施し、既存ストック住宅の有効活用を図っていくとともに、入居率においても現在のところ著しく低い団地は見られないことから、現在のところ建て替えについては考えておりません。

続いて、4点目の住宅リフォーム助成事業の資材費高騰に対する補助上限額につきましては、令和5年度から200万円増額した予算としておりまして、増額前から10件以上多く交付されていることから、これまでより多くの方に活用されているとともに、資材費高騰に対しても、実績から見て十分に対応できているのではないかと考えております。そのようなことから、今後も長く多くの方にこの事業を利用していただきたいと考えておりますので、現在のところ補助額等の変更は考えておりません。

続いて、5点目の住宅の耐震化への補助等の新設につきましては、現在耐震改修の助成を、住宅リフォーム事業の中で実施できるメニューの一つとしております。そのうち耐震改修の実績につきましては現在まで0件で、問い合わせにつきましても現在のところないことから、リフォーム事業との兼ね合いを踏まえ、個別での助成については現在のところ考えておりませんが、現在町で行っている無料耐震診断や耐震改修に関わる出前講座を数件行っている実績がありますので、耐震に関する認識度を高めるため、継続して情報提供や啓発を行い、広く周知を図っているところです。

土木G主査 通学路の除雪につきましては、美園、東町については今のところ要望等は来ておりません。

熊木委員 栄町の公営住宅の改修済みの件数などはわかりました。今後も改修していくということですが、栄町公営住宅は3階まであるんですけれども、高齢になった方が3階までの階段を上るのが大変ということで、新たに申し込みする方とかは、1階や2階が空いていたらという希望の方がすごく多いと思うんですよね。それで、今の申し込み状況とか、3階の空き状況がどういうふうになっているのかを教えてくださいなと思います。

それから、今後新設する計画はないということでしたけれども、今、南幌は戸建て住宅がすごく増えています、やはり戸建て住宅を建てられる方ばかりというわけではないと思います。高齢になって、例えば農村部とかでもうだんだん市街地に移ってくるという方も多い中で、やはりその需要はすごくあると思うんですよね。地方自治体の役割の一つにはやはり福祉の向上というか、住民の生活しやすい環境づくりに力点を置くべきだと思うんですけれども、やはりこれから先の計画の中にぜひ組み込みながら検討してほしいと思いますので、これは要望しておきます。

また、住宅も家が古くなって、町営住宅に入りたいという方が、道営のシルバーハウジングを見た時に、やはりあそこに移りたいという希望の方がたくさんいます。だけれども順番待ちというか、なかなか入れないということで、申し込みしようと思っている方で亡くなった方もいますし、やはりああいう形で住みよい所を提供することはやはり大事だと思うので、その辺もぜひ検討してほしいと思います。これも要望です。

それから住宅リフォーム助成事業は、800万円で十分とは私は思えないんですけれども、耐震化への要望は0件だったということで、先ほど無料の耐震診断を出前講座などの中で啓蒙していくということでしたが、やはり今不安に思っている方がすごくいると思うんですよね。だからそういうことにはやはりきちんと対応していただきたいと思いますので、これも要望します。

あとは通学路の除雪については、今のところ変更はないということで捉えていいんですか。東町の場合沢山住宅が建っていて、今まで全く使っていなかった所とかも子どもたちは通っていると思うんですけれども、その辺の見直しはされないのかどうか、1点確認させてください。

総務課長 通学路を決めるのは教育委員会なので、それに基づいて除雪をするようなイメージですから、これは教育のほうで聞いた方がいいかもしれません。

石川委員長 では、教育費のなかで聞いてください。(はいの声)

では、聞くものとしては要望ということですね。たくさんありましたのでしっかり記録しておいてください。ほかにございませんか。

家塚委員 101ページの住宅リフォームの関係で、ここ3年の申請件数だとかを調べると、3年度に申請が46件で交付が30件なので、65%ぐらいですよね。4年度は申請が前年度と同じ46件で、交付が23件で交付率が50%です。5年度は41件で若干減っているんですが、交付が34件、交付率が83%と高いのですが、当然不交付の方がおられます。翌年また申請をしようということで、その方が翌年に交付になるかどうかというのはあるのですが、例えば救済措置といいますか、その辺を考えていたのか、以前考えたことがあるのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思

います。

また、例えば住宅があって、この部分は国・道の補助金を使ってやりますと。それとこの部分は町のこのリフォーム助成でやりますという、二通りを併用してやるのが多分いいのかなと思います。この辺の補助の考え方をお聞きしたいと思います。

都市施設G主幹 まず、優遇措置の件についてですが、リフォーム事業については平成27年からやらせていただいて、元年度まで補正対応によって助成をずっと行ってきました。令和2年度からは予算の範囲内ということで事業を進めてきているのですが、家塚委員おっしゃるように、大体年間40件から45件程度の申し込みが来ておりまして、現状全員には当たらないという形にはなっているところです。それもありまして、令和5年度からは建築費高騰分として200万円予算額を追加して事業を行っているのですが、この抽せんに漏れた方々の優遇措置という部分で、今後の申し込み状況等を考えると、助成内容の変更等も十分検討していかなければいけないということもあるものですから、交付決定を受けられなかった年度と、それを優遇する次の年度という時に、助成内容等の変更があった場合には、例えば前年の助成内容についてそれを保障するといったようなことというのなかなか難しい部分があるものですから、申請の受付時において予算額に達した場合については抽せんになりますということは重々ご説明させていただいて、了承の上で申し込みをいただいております。申し込みが外れた方についても、特段苦情といったらおかしいですが、そういったこともないものですから、現時点においてはこれといった特段の優遇措置については考えておりません。

もう1点目の補助についてですが、国のほうでも確かに受けられる補助というのがあります。ただ、町のほうの補助と被ることができないという形になっていますので、国のほうではここまで、町のほうではここをやりたいという形で区分けするような形であれば、補助の申し込みについても、こちらのリフォームの申し込みについても可能だというように考えているところです。

家塚委員 わかりました。救済措置について、件数を押さえているかどうかはわかりませんが、過去に最高で何回まで申請して、ようやく補助金の該当になったという方がいるかは押さえているでしょうか。

都市施設G主幹 覚えているだけなんですけど、2年落ちた方はいらっしゃいます。そして3年目に交付となりました。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員 1点だけ伺います。資料16ページの、公営住宅についてです。昨年質問したんですけれども、現在公営住宅の玄関の入口から道路に出る所までは、雪が降った時の除雪は入居者が話し合って交代でしますということ、入居する時に申しあわせ事項としてお話しされているようなんですけれども、現在入居者も高齢化していますし、障がいを持った方なども入居されております。なかなか当番制としてもできない状況だということで、このように昨年質問した時に、地域からそのような声も出ているので担当で協議するというところをお話しされたんですけれども、改善策は見つかったのかと、どのように協議されたのかをお聞きします。

都市施設G主査 通路の除雪につきましては、今お話があったように入居者の皆さ

んで協力して行うことを入居時にご説明させていただいて、ご理解、ご了承された上で入居されています。その後の協議と申しますか、そちらにおいてはやはりこちらは皆さん最初の入居時のご説明を受けて皆さんお入りになっていますので、やはりここは同じ回答になりますけれども、入居者皆さんで行うことを理解されて入居をしていただいていると。ただ、これは車の駐車スペースの除雪も同じで、やはり車を使用している方は自分の停める場所の除雪を行っています。それと同じように、通路も皆さんが使用している部分の一つですから、入居者の皆さんで行っていただいていると。それと、一部でそういったような負担ですとか除雪は大変だというお話は確かにされる方もいらっしゃるんです。その際も、入居時の条件を再認識いただくようにこちらとしては説明をして、理解を求め、場合によってはご家族やご親族、知人等の協力支援を得ることをお願いし、町としても入居者の皆さんに協力を呼びかける周知文を配布するなどの支援を継続的に行っているところです。

佐藤委員 ありがとうございます。入居する時にご丁寧にそのようにお話しをして、納得して入っていただいているのだから仕方ないという感覚だと思うんですけども、今入っている人方は、結構長い人はもう本当に20年、30年近く入っている方もいらっしゃるんですね。若い時には了解は得ているんですけども、やはり入っているうちにだんだん歳をとりますよね。今公営住宅をみた時に、本当に高齢者が多いという中で、説明しましたから仕方ないですよという考え方というか、また、公営住宅の入口によって入居者の人数も違うんですね。それで業者に頼んで、皆さん折半をして何も問題のないところとか、もう全く話し合いができないところとか、その入口によってもう様々なんです。特に元町にある2階建ての公営住宅は、車椅子用のスロープが結構長いんですよ。そこも入居者が除雪するというようになって、30年前はそれでよかったのかもしれないんですけども、本当に今後ますます高齢化が進む時に、やはり何か対策を考えていかなければいけないんじゃないかということで、共益費ということなので難しい部分はあると思うんですけども、例えば条例を改正して家賃に上乘せをすとか、有償ボランティアを使うとか、高齢者事業団にお願いすとか、何とか手だてを考えていただきたいと思うんですけども、何かお考えがあればお願いいたします。

都市施設G主幹 佐藤委員のほうから、都度ご相談等が今までありましたが、基本的には前段で説明があったように、入居者の中で対応していただくというのが大原則になっていて、入居時の説明だけではなくて、それからどうしたらいいだろうという相談というのは、夕張太もそうなんですけれど、栄町でもたまに来ていたことはありました。その中で、行政の中で対応できるように、先ほども言いましたが皆さんで共用部分も含めて協力しあってやってくださいというような啓発は行っております。それで、公住の管理としては、やはりそこの家賃と一緒にそういった部分のお金も一緒に取るということ自体は難しい形になっています。なので、通常の一般住宅もそうですが、基本的に高齢化というのは日本全国で進んでいる話ですから、まちなかにも一般住宅で高齢者という形の部分はたくさんいると思います。その方々も業者さんに頼んだり、そういった形で対処している部分があると思いますので、やはり公営住宅についても、一般住宅の方でもそういう形でやっているということを考えると、入居者

の中で何とか対処していただくと。方法としては、福祉サイドの目線でやっていくとか、そういった部分もほかにも考えられる可能性というのはあろうかと思うんですが、私たちの公住管理の目線としては、やはり入居者の話し合いの中でやっていただくという部分が、現状でできる手段の一つだというように考えていますので、ご理解いただきたいなと思います。以上です。

佐藤委員 お話をお聞きしまして、決められた部分でしか今は対応できないというお話でしたけれども、今後ますますこういう問題が増えてくるのではないのかなというように思いますので、そこは保健福祉課と連携しながら、一番いい方向で模索を続けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

細川委員 予算書110ページの、中央公園ブランコ設置工事ということで522万5,000円予算計上されているんですけども、こちらのブランコは普通のブランコなのか、どのようなブランコを入れられるのかお伺いします。

土木G主査 中央公園のブランコ改修工事ですが、児童用2基、幼児用2基、うち1基はチェアタイプの4連になっているブランコを設置予定です。

細川委員 ありがとうございます。内容的に今聞いたら結構大がかりな感じにみえますので、よろしく願いしたいと思います。

石川委員長 ほかにございませんか。

西股委員 まず、空き家解体補助の関係です。この事業を町のほうでは45万円予算をみているわけですが、国のほうでも空き家の解体事業の関係というのは調べてみるとあったものですから、この事業というのは南幌町に活用できるかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの住宅リフォームの関係だったんですが、リフォームの関係でもやはり国の資金というのがあるんですが、内窓の分でそういうのだけをやるという人がいるのであれば、そういうのをお知らせしてあげることによって、例えばリフォーム事業のほうもまた少し枠が広がる可能性もあるだろうし、国をうまく利用できるというのもあるのかなと思うので、そういうものがいろいろあるのであれば、どんどん町民に知らせていいんじゃないかなと思いますが、その辺についての考え方を教えていただきたいと思います。

都市施設G主幹 空き家の国の支援ということなんですが、大きく分けて空き家対策の総合支援事業とか、空き家の再生の推進事業というものがあると思いますが、いずれにしてもこの空き家対策計画、また空き家対策特別措置法に基づく協議会というものが必須条件になっているところです。本町の空き家状況については、市街地の中の一般住宅については現在更新調査をやっている最中で、若干前になりますが、令和2年の3月末で57戸の一般住宅というのは確認されています。そのうち特定空き家と呼ばれる、倒壊の恐れがある空き家については確認されていない状況となっているものもありまして、本町においては空き家対策計画と協議会というものについては設置していないという形になっておりますが、空き家対策特別措置法に基づいて、町内の昇月旅館なんですけど、調査をやらせていただいたという実績はあります。今ちょっと昇月旅館と言いましたが、その部分の結果としてはまだ特定空き家に至らない

というような診断基準が出ていますので、現状では特定空き家はないというような形になっています。ただ、西股委員言うように今後年数がどんどん進んでいくと、当然空き家のほうも老朽化が進んでいくと思いますので、その空き家対策計画ということと、町の中の協議会ということも今後視野に入れながら、それをあわせて国の補助ということも必要に応じて検討していかなければいけないと考えているところです。

もう1点国の補助なんですけど、私たちも内窓の助成だとか、こういったものがありますよというので、業者さんのほうから逆に町の補助はこういう形、国の補助はこういう形というので、希望設計さんとかにはよくお知らせしていたというのを確認はしているのですが、まだまだなかなかそういうところが浸透していかないという部分もあるかと思っておりますので、そういった部分については情報提供等を随時やっていけたらと思います。何かしらいい方法を検討しながら考えていきたいと考えています。

石川委員長 ほかございませつか。(なしの声)

ないようでしたら、これについての質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

もう大分時間も迫っているんで、この後下水道会計もあるんですけども、これは午後という形で進めさせてもらいます。それでは、これで土木費についての審査を終了いたします。昼食に入りますので1時まで休会いたします。

(午前11時55分)

(午後1時00分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序11番目の下水道事業会計について、あわせて同時審査として一般会計の合併浄化槽整備事業、それから上水道費につきまして説明をお願いいたします。

都市整備課長 令和6年度下水道事業会計予算についてご説明いたします。本年度から公営企業会計となりましたので、要点を中心に説明させていただきます。最初に、予算書の7ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、収益的収入の説明を行います。1款下水道事業収益、本年度予算額3億1,912万6,000円。

1項1目下水道使用料、本年度予算額1億1,452万2,000円。下水道使用料、農業集落排水使用料を計上しています。

2項1目他会計補助金、本年度予算額9,884万5,000円。町からの一般会計繰入金で、下水道事業、農業集落排水事業の不足分を計上しています。

2目負担金、本年度予算額400万6,000円。江別市への起債償還に対する公社負担金、準工業用地等公社の負担金を計上しています。

3目長期前受金戻入、本年度予算額9,923万2,000円。下水道事業、農業集落排水事業の前受金戻入を計上しています。

4目消費税及び地方消費税還付金、本年度予算額251万8,000円。下水道事業、農業集落排水事業の消費税還付金を計上しています。次ページにまいります。

5目雑収益は、科目設定です。

3項1目過年度損益修正益も、科目設定です。次に9ページをごらんください。

ここからは、収益的支出の説明に入ります。1款下水道事業費用、本年度予算額3億3,551万1,000円。

1項1目管渠費、本年度予算額1,137万2,000円。管渠維持に係る経費を計上しています。

2目処理場管理費、本年度予算額1,074万6,000円。次ページにかけまして、夕張太浄化センターの維持に係る経費を計上しています。

3目ポンプ場費、本年度予算額2,075万6,000円。次ページにかけまして、晩翠汚水中継ポンプ場の維持に係る経費を計上しています。

4目総係費、本年度予算額8,696万1,000円。13ページにかけまして、職員給与費2名分及び産業廃棄物処理や下水道徴収業務などの委託料、江別市施設維持管理に係る負担金を計上しています。

5目減価償却費、本年度予算額1億9,497万3,000円。下水道事業、農業集落排水事業に係る減価償却費を計上しています。次ページにまいります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額745万3,000円。起債償還利息及び一時借入金利息を計上しています。

3項1目過年度損益修正損、本年度予算額320万円。下水道事業、農業集落排水事業に係る過年度損益修正損を計上しています。

2目その他特別損失、本年度予算額50万円。過年度還付金を計上しています。次に15ページをごらんください。

ここからは、資本的収入及び支出に入ります。初めに資本的収入について説明いたします。1款資本的収入、本年度予算額3億1,521万7,000円。

1項1目企業債、本年度予算額1億8,240万円。江別市関連事業の他起債借り入れ分です。

2項1目他会計出資金、本年度予算額96万6,000円。建設改良費不足分を一般会計より繰り入れするものです。

3項1目国庫補助金、本年度予算額1億3,185万円。準工業用地整備事業ほか、下水道事業の社会資本整備総合交付金です。

4項1目受益者負担金及び分担金は、科目設定です。次ページにまいります。ここからは、資本的支出の説明となります。1款資本的支出、本年度予算額3億9,457万3,000円。

1項1目建設改良費、本年度予算額3億3,927万1,000円。建設改良に係る委託料、工事請負費、負担金を計上しています。

2項1目企業債償還金、本年度予算額5,530万2,000円。建設改良に係る企業債償還金を計上しています。17ページをごらんください。

17ページから23ページにかけましては、給与費明細書となっております。この項目は概要説明とさせていただきますのでご了承願います。1総括です。2名分の職員給与費、職員手当の内訳、18ページでは、会計年度任用職員以外の職員、職員手当の内訳、19ページでは、2給料及び職員手当の状況について、20ページでは、級別職員数、21ページでは、級別の基準となる職務内容について、22ページでは昇給について、23ページは期末手当・勤勉手当の支給率、

定年退職及び応募認定退職に係る退職手当の支給率、特殊勤務手当、その他手当の支給率等となっています。

24ページから30ページは財務諸表となっております。こちらも概要説明とさせていただきます。24ページ、25ページは、令和6年度予定貸借対照表です。このうち、25ページ下段の7、剰余金、(2)欠損金、ロの当年度未処理欠損金でございます。令和6年度中の収益的収入と支出の差し引きで、マイナス1,638万5,000円を見込んでいます。これは、1月の議会全員協議会におきまして、公営企業会計において、減価償却費の計上による留保資金の積立金について、将来の改築事業に必要な財源については、起債及び交付金で賄うことから、赤字予算を計上する旨を説明させていただいています。次に26ページは、予定キャッシュフロー計算書です。下水道事業会計の1会計期間における資金の流れをあらわしているものでございます。先ほどの予算赤字計上の説明をさせていただきましたが、このキャッシュフロー計算書では、表の一番下段資金期末残高2,227万9,000円について、24ページの予定貸借対照表の2、(1)現金・預金の金額を算出しており、現金上の赤字は発生しておりません。次に27ページは、注記事項となっております。記載のとおりでございます。次に28ページ、29ページは、債務負担行為の支出額等に関する調書で、過去に実施した江別市公共下水道事業負担金で翌年度以降に支出を予定する内容となっております。最後に30ページは、地方債に関する調書で、令和6年度借入予定の3件を含む、全47件の地方債の明細となっております。それでは1ページにお戻りください。

第1条は、令和6年度南幌町下水道事業会計予算は、次に定めるところによるとし、第2条は、業務の予定量です。処理区域面積を下水道事業360ヘクタール、農業集落排水事業21ヘクタール、年間総汚水量、下水道事業71万立方メートル、農業集落排水事業3万800立法メートル、主要な建設改良、下水道事業3億3,453万円、農業集落排水事業474万1,000円でございます。

続きまして第3条は、収益的収入及び支出です。収入3億1,912万6,000円、支出3億3,551万1,000円とし、収入と支出の差し引きでマイナス1,638万5,000円の純損失を予定しています。次ページにまいります。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入3億1,521万7,000円、支出3億9,457万3,000円、収入と支出の差し引きで不足します7,935万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。第4条の2は、公営企業会計の初年度にあたり、3月打ち切り決算となるため、前年度からの債権及び債務の未収金4,765万7,000円と未払金6,502万2,000円とするものです。

第5条は企業債です。江別市南幌関連負担事業5,670万円、準工業用地等下水道整備事業1億2,120万円、晩翠汚水中継ポンプ場整備事業450万円とし、起債や償還方法、利率を記載しています。

第6条は、一時借入金です。限度額を2億円とします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用を流用することができることとしています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費707万2,000円とするものです。

第9条は、一般会計からの補助金で、9,884万5,000円とするものです。以上で、令和6年度下水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、同時審査の一般会計、合併処理浄化槽整備事業費、及び上水道費についてご説明いたします。一般会計予算書86ページ下段をごらんください。

4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、本年度予算額364万7,000円。この事業につきましては、農村地区における合併処理浄化槽設置に要する補助金等を計上しています。本年度の予定基数は7基を予定しており、水洗化にかかわる改造資金貸付金は1件を予定しています。

3項1目上水道施設費、本年度予算額5,040万9,000円。長幌上水道企業団負担金です。18節負担金補助及び交付金は、企業団に対しまして南幌関連事業の第2浄水場フェンス改修事業、第1浄水場2期事業、高度浄水施設等整備事業、水道施設耐震化事業、水道施設機能維持管理整備事業の起債償還負担金並びに企業長給与の負担金を計上しています。また、第2浄水場の関連工事として旧第2浄水場の解体工事を実施いたします。以上で説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

家塚委員 合併処理浄化槽の関係で、予算書86ページになろうかと思いますが、農村部のほうの合併浄化槽は今後も整備があるんだろうと思うんですけども、今回7件整備するということで、南幌全体でまだ整備されていない農家戸数がどのくらいあるのかを教えてくださいなと思います。

都市施設G主幹 ちょっと数字が定かではないので、後ほど調べてからお答えさせていただきます。

家塚委員 後ほどで結構です。今回7件で、ここ数年で何件か、多分来年も予定されているものがあるのかなと思うのですが、それに対応するような予算計上していくんだろうと思います。その辺で将来見込みの数も含めて、もし押さえているというか、計画の中で年次的に整備する戸数を押さえていけば、それもあわせてお願いしたいと思います。

石川委員長 それも後ほどよろしいですか。(はいの声)

では、ほかにいかがでしょうか。(なしの声)

ないようでしたら、下水道会計につきましてはこれで審議を終了いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

(午後 1時17分)

(午後 1時20分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序12番目、第9款教育費について、あわせて同時審査として、農村環境改善センター管理費、そして関連議案につきましても説明のほどお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、教育費について説明をさせていただきます。予算書は114ページです。予算資料につきましては17ページからとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

9款1項1目教育委員会費、本年度予算額192万8,000円。教育委員会運営経費では、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を計上しています。

2目事務局費、本年度予算額148万9,000円。事務局経費では、事務局運営に係る経費のほか、いじめ問題専門委員会委員4名、学校運営協議会委員15名に係る報酬、費用弁償及び教育委員会における附属機関のうち、教育文化表彰審査委員会、いじめ問題対策連絡協議会、学校給食運営委員会の各委員の報酬、費用弁償を計上しています。

次に115ページ、3目教育振興費、本年度予算額7,329万円。外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手に係る経費、旅費など479万6,000円を計上しています。

次に116ページ、特別支援教育推進事業では、特別支援教育学習支援員を小学校に4名、中学校2名配置するための経費及び小学校に配置する特別支援学級に在籍する児童の学校生活への補助を行う特別支援学級生活介助職員1名を配置する経費として、821万7,000円を計上しています。

次に117ページ、高等学校等通学費補助事業では、学校毎の定額補助として1,364万2,000円を計上しています。

次に、中学生国際留学プログラム事業では、派遣生徒10名を予定しており、698万1,000円を計上しています。次に、少人数学級教職員加配事業では、南幌町立小学校適正規模適正配置基本方針に基づく1学年2学級を維持するため、第6学年に少人数学級を導入し、町独自の教職員を配置する費用として535万5,000円を計上しています。

次に118ページ、公設学習塾事業では、基礎学力の向上や家庭学習の定着化などを目的として、小学4年生から中学3年生までを対象とした、公設学習塾運営に係る経費として521万6,000円を計上しています。

次に、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、学習支援アプリの使用料、転入児童生徒用及び教員用クロームブックの購入及び修繕に係る経費など1,028万7,000円を計上しています。

次に、英語検定料助成事業では、英語力・学習意欲の向上を図るため、英語検定料の2分の1を助成するため18万2,000円を計上しています。次に、予算資料18ページをごらんください。

新規事業になります。地域おこし協力隊設置事業では、GIGAスクール構想により導入したタブレット端末をはじめとしたICT機器の効果的な活用による学習環境づくりや、運用支援、児童生徒がICT機器をスムーズに使えるようサポートに取り組むため、地域おこし協力隊を活用したICT支援員の配置に係る経費520万円を計上しています。次に、予算書119ページに戻ります。

教育振興経費では、学校歯科医並びに薬剤師の報酬、教科書改訂に伴う教師用

教科書及び指導書の購入費、児童生徒、教職員の各種健康診断業務費用、教育文化功労表彰に係る費用、関係団体への負担金及び補助金などをあわせて1,341万4,000円を計上しています。次に、122ページです。

4目教育財産管理費、本年度予算額2,345万5,000円。教育財産管理経費では、教育財産に係る修繕料、火災保険料、維持管理の委託料など401万7,000円を計上しています。

次に、通学バス運営事業では、スクールバス3台分の運行経費1,943万8,000円を計上しています。なお、通学バス運営事業につきましては、令和5年度まで5目通学バス運営費において計上しておりましたが、令和6年度より4目教育財産管理費にて計上しております。次に123ページになります。

2項1目学校管理費、本年度予算額5,519万1,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補、公務補の業務委託料など936万4,000円を計上しています。

次に124ページ、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費、小学校改修実施設計業務など4,582万7,000円を計上しています。次に125ページになります。

2目教育振興費、本年度予算額1,292万6,000円。総合的な学習の時間事業として16万円、教育コンピューター施設整備事業として195万8,000円、次ページ教育振興経費では、教材消耗品、スキーバス借上料、教育振興備品、要保護・準要保護児童就学援助費など1,080万8,000円を計上しています。次に127ページになります。

3項1目学校管理費、本年度予算額2,740万3,000円。学校運営経費では、学校運営に係る消耗品費や通信運搬料、事務補、公務補の業務委託料など834万3,000円を計上しています。

次に、校舎管理経費では、燃料費、光熱水費、修繕料、各種保守点検委託料など校舎管理に係る経費1,906万円を計上しています。次に128ページになります。

2目教育振興費、本年度予算額1,711万4,000円。総合的な学習の時間事業として15万5,000円、次ページの教育コンピューター施設整備事業として629万5,000円。教育振興経費では、教材消耗品、スクールバス借上料、教育振興備品として生徒用机・椅子の購入、課外体育文化振興事業及び部活動全道大会等補助金、要保護・準要保護生徒就学援助費などあわせて1,066万4,000円を計上しています。次に130ページになります。

4項1目社会教育総務費、本年度予算額90万1,000円。社会教育総務経費では、社会教育審議会委員12名分の報酬及び旅費、消耗品、印刷製本費、各団体の負担金などを計上しています。次に131ページになります。

2目社会教育振興費、本年度予算額317万3,000円。社会教育振興事業では、ふるさと南幌みらい塾、さわやかカレッジ、二十歳を祝う会、生涯学習サポーター謝礼などに係る経費99万2,000円を計上しています。次に132ページになります。

社会教育施設管理経費では、三重レークハウスの管理経費として、指定管理料など218万1,000円を計上しています。なお、社会教育施設管理経費につきましては、令和5年度まで5目社会教育施設費において計上しておりましたが、令和6年度より2目社会教育振興費にて計上しております。

次に、3目子ども未来費、本年度予算額565万3,000円。家庭教育支援事業では、すくすく広場、親学講座など家庭教育支援に係る経費として5万9,000円を計上しています。

次に、青少年健全育成事業では、放課後子ども教室やプロフェッショナル講演会のほか、今年度新規事業になりますが、町内の小・中・高校生が道内外の大学生などと交流し、将来の自分を見つめるためのきっかけづくりを目的とした青少年異世代交流に係る経費として559万4,000円を計上しております。次に133ページになります。

4目文化振興費、本年度予算額218万円。芸術文化推進事業では、書初め大会、幼児・児童・生徒芸術鑑賞会、文化協会への補助金など、芸術文化の振興に係る経費156万7,000円を計上しています。

次に、読書活動推進事業では、図書室読み聞かせ、ブックスタート事業、読書感想文コンクールに係る経費61万3,000円を計上しています。次に134ページになります。

5目生涯学習センター管理費、本年度予算額4,003万1,000円。生涯学習センター運営経費では、施設消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃委託、各種保守点検などの施設運営経費、図書室備品購入費などのほか、136ページの14節工事請負費では、郷土資料室へ新たな資料を展示するため、展示ケースを設置する工事に係る経費を計上しています。次に137ページになります。

5項1目保健体育総務費、本年度予算額690万3,000円。スポーツ推進委員事業では、委員8名分の報酬など36万4,000円。スポーツコミュニティ推進事業では、全町ソフトボール大会、はれっばマラソンなどの開催経費、体育関係団体への補助金など57万9,000円を計上しています。

次に、子ども体力向上事業では、ジュニアアスリートクラブや小学生夏休み水泳教室など、子どもの体力や運動能力の向上を図るためのスポーツ教室の開催経費、スポーツ少年団への補助金などのほか、138ページ上段の中学校部活動から地域部活動への移行を検討するため、部活動地域連携検討協議会設置経費など、285万9,000円を計上しています。次に138ページになります。

健康づくり体力向上事業では、町民スイミングスクール、フィットネス教室など、町民が継続的にスポーツ活動に取り組む機会の提供に要する経費及び学校開放に係る経費として310万1,000円を計上しています。

次に、2目体育施設費、本年度予算額41万3,000円。体育施設費では、町営野球場の維持管理に係る経費を計上しています。

次に、3目スポーツセンター管理費、本年度予算額4,741万円。スポーツセンター管理経費では、町民プールを含むスポーツセンターの管理に係る経費を

計上しています。140ページ、14節工事請負費では、町民プール監視員室へのエアコン設置に係る経費を計上しています。

次に、4目給食センター運営費、本年度予算額9,599万5,000円。給食センター運営経費では、厨房等の各種消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費、調理配送業務委託料など、学校給食に係る全ての経費を計上しています。予算書141ページ、予算資料20ページをごらんください。賄材料費は、南幌産の給食米のほか、麺やパンを含めた主食分、物価高騰による食材費への影響分を全額町で負担する費用を計上しています。次に、予算書96ページにお戻りください。

5款1項1目農村環境改善センター管理費、本年度予算額2,397万3,000円。改善センター管理経費では、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃業務や各種保守点検業務委託料などの施設運営経費を計上しています。97ページ下段になります。14節工事請負費では、2階研修室、和室及び1階管理人室へのエアコン設置に係る経費を計上しております。

続きまして、関連議案の説明を行います。議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、高等学校等に通学する生徒の通学費補助基準等の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。それでは、別途配付しております議案第14号説明資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第2条第2項については、令和5年第4回定例会におきまして、南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の全部改正を行ったことから、引用する条例を改めるものです。

次に第3条については、補助基準等について規定をしておりますが、保護者などの送迎による通学や下宿、寮への入居も対象としている現行の基準にあわせるため文言整理を行うものです。また、昨年3月に南幌高校が閉校したことから、ただし書き部分を削除するものです。最後に附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で、教育委員会生涯学習課所管の予算及び関連議案についての説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

星委員 3点質問させていただきます。まず、予算書119ページ、地域おこし協力隊設置事業についてなんですけれども、こちらの協力隊の方の配属先がどちらになるのかを教えてください。また、GIGAスクール構想などに伴ったりICTの子どもたちの対応のためにということだったんですけれども、この事業の導入に当たって、子どもたちがICTに対する機械の取り扱いや、受け入れなどにばらつきがあったのかなど、どのような課題があって協力隊の方を学校に配属するのかを伺います。

次に、予算書125ページと129ページなんですけれども、教育コンピューター施設整備について、小学校と中学校で教育コンピューター施設整備という項

目で出ているんですけれども、この整備事業についてちょっとわからないのですが、内容やお金のかかり方も小学校と中学校で中身が違いまして、小学校のほうは委託料が145万円程度かかっているんですけれども、中学校のほうではかかっていないですね。同じ業者さんでどういうコンピューター施設設備事業を行うのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

3点目は、青少年健全育成事業なんですけれども、こちらのほうも今年度から始められるということで、事業内容はどういうことをやるのか、詳しく説明いただきたいと思います。

学校教育G主幹 まず、ICT支援員についてのご質問です。配属先は教育委員会を母体として、小学校・中学校に週1回ずつ行っていただくようなことを考えています。また、小・中学校に入っていくに当たって、もう少し増やしてほしいなどの要望がありましたら、随時柔軟に対応していきたいと思っておりますが、今のところは小学校・中学校に1日ずつ、あとは教育委員会を主体として考えています。

次に、どのような理由でICT支援員を投入したかというご質問でございます。まずICT支援員なんですけれども、コロナウイルスに伴ってGIGAスクール構想、1人1台端末が整備されています。当初は使ってみようという習慣だったんですけれども、現在は効果的に活用した授業改善ということが求められています。授業でのICTの活用においては、それぞれの市町村で温度差があるといわれています。本町においてもICTを活用して授業を行っているところではありますが、今後さらに効果的な活用に向けて、児童生徒をサポート、支援していきたいということが1点です。また、視覚優位性といって、直接視力から情報を得るということはすごく効果的だといわれています。電子黒板を使ったりですとか、そういう授業を今以上に展開できるようにしていきたいということと、また、中学校卒業後は南幌高校も閉校しましたので、町外の学校に通うということにもなります。高校へ行っても自信を持ってICTを活用できるような人材に教育委員会としても育てていきたいという願いもありまして、今年度ICT支援員を配置したということが主な理由です。

それと、コンピューター施設事業費です。小学校・中学校でそれぞれ予算がついております。小学校の予算につきましては、委託料145万8,000円ということで、保守点検における委託料となっております。こちらは富士電機ITソリューションという業者で、小学校も中学校も同じ業者に委託しております。

続きまして、129ページの中学校費の教育コンピューター施設なんですけれども、こちらに関しましては主な内容が備品購入費でありまして、こちらのほうが207万円ほど計上しているところなんですけれども、こちらは校務用パソコン3台と電子黒板2台を購入する経費となっております。委託料はないんですけれども、こちらに関しては学校等で使う備品等の購入を計上していますので、少し違った予算の計上にはなっているんですけれども、内訳としてはそういう内容になっています。以上です。

社会教育G主幹 青少年育成事業の、青少年異世代交流事業に係る内容について

て説明をさせていただきます。令和5年度で実施をしております、令和6年度が2年目の事業の展開になりますので、まず申し添えます。こちらのほうは事業を委託しております、委託先があしたの寺子屋という、教育関連のイベントや人材派遣などを行っている会社でございます。こちらの会社は、都会でも田舎でも同じ教育環境をつかっていきたいというようなことで、当町でも行っているような長期の休みの中での教育イベントなどを全国で10か所程度展開している会社でございます。こちらのほうに事業を委託しております、道外のスタッフが8名、道内が1名で運営をしております。こちらの教育に関わるスタッフについては、今年度については筑波大学や北海道大学、九州大学、そして台湾静宜大学ということで、留学生の方もおりました。こちらはどういう教員の人選をするかということと事前に打ち合わせをしております、南幌から進学していつか札幌や道外に巣立った時に、いろいろな見識を持って中学校生活を送ってもらいたいというようなことで、そういったスタッフの内容についても打ち合わせができております。今年度については、8月7日から5日間、午後13時から18時まで、ぼろろを会場に開催をいたしました。参加人数は延べ人数で34名、中学生が22名、高校生が11名、あとはちょっと例外なんです、小学生でも聞いてみたいということで1名参加しております。1日の平均が13名弱ぐらいになっておりますが、昨年からの継続参加も40%ほどいまして、昨年楽しかったと感じていただいた児童・生徒の方は来ていただいたのかなというふうに思っております。当日の進め方ですが、目標設定等をまず行います。受付に来た生徒に、大学生のスタッフが今日何をやるか、何をどこまでやろうかということとまず確認をします。そこで聞き取りをしながら、人間関係をつかっていく入口を準備しまして、学習サポートということで夏休みの宿題をやってもいいですし、興味のあるものを大学生と一緒に話しながら、パソコンを使いながら広げていくということもやっております。また、大学生が専門としているゼミの発表をしたりとか、あとはただ何も目標を持たず雑談をしたり、将来や進路について話をしたりという時間もあります。また、ワークショップといって全員を集合させて、AIツールを使ったイラストをつくってみようですか、振り返りでレゴを使ったワークショップなど、かなり専門的な要素も入れながら展開をしております。その中で、アンケートを取っております、新しく知ったことや新しい考え方がありましたかということ、100%の子たちがそういう考え方をしたというような回答をいただいております。また、また来たいと思える場所かどうかという質問についても、100%の回答をいただいております。その中で、参加者をいかに増やしていくかという方策についても、夏休み中に開催をしているところなんです、どうしても中体連や夏休みの事業などもありまして忙しいということもありますので、選択肢として、まだ決定はしてございませんが、夏休み明けの学校祭やテストが終わった落ちついた時に、例えばですけど平日も絡めた木・金・土・日・祝日などのような開催も検討してみたいと考えております。また、今年度の事業の様子を動画にまとめてございますので、募集を図る時にはそういった動きのある動画も学校のほうに協力をいただきながら放送して、できるだけ広く周知を図っ

ていきたいと考えてございます。

星委員 地域おこし支援事業のほうは理解いたしました。やはりICTに関係して、町外の高校、さらにその先へという事業の取組に対して素晴らしいことだなと思いますし、子どもたちは目で見たものの吸収力が高いという話も聞いたのですが、これはお願いみたいになってしまうんですけども、さらにそこから子どもたちの主体性というか、学ぶ楽しさなども引き出していただければ、さらにこう子どもたちの発信する力や主体性なども伸びてくるのではないかなというところで期待をしたいと思います。

次の、コンピューター施設整備に関しては理解いたしました。

あとは青少年健全育成事業に関しても細かく説明いただきまして、理解いたしました。やはりすごくいい取組だと思いますので、もう少し参加人数を増やして行って、大学生や大学でやっているような様々な学びだとか、自分たちのやりたいこと、教えてもらいたいことをいろいろ吸収できるように、事業の設定日ですとかそういうところを工夫しながら、なるべく多くの子どもたちが参加できるようにつなげていただきたいと思います。

石川委員長 ほかにございませんか。

家塚委員 私のほうから2点なんですけど、まず予算書の118ページ、公設学習塾事業です。これは委託を5年しているうちの今回が2年目ですよね。5年から始まって、昨年度からみると50万円弱ほど予算が増えているのですが、この辺の要因をお伺いします。

それともう1点、予算書133ページの芸術・文化推進事業に多分なってくるのかなと思うんですが、今うちの郷土芸能では、南幌俵積み保存会が残念ながら令和4年に解散しているんですね。残る南幌音頭と南幌太鼓の拓心会も、高齢化によって今は休止状態とっていいのかなという状況なんですね。本町にとっては本当に昔からの郷土芸能ということで、これは当然のことながら、何とか残していく必要があると思っています。そういう中で、町の関わり方を教えていただきたいと思っています。

学校教育G主査 公設塾の件について説明いたします。公設塾は平成30年から実施してまして、今年度、2回目のプロポーザルを実施しました。増額の理由なんですけれども、例年中学校で参加者が少ないことから、参加者を集めるために周知用のチラシの制作費用、講師の研修費、学校での長期休み期間、夏休みですとか冬休みでも塾が実施できるような取組ですとか、参加人数が多くなるよう取り組むために、47万7,000円の増額を計上しております。

社会教育G主幹 芸術・文化推進事業の、郷土芸能の伝承についてお答えをいたします。委員ご指摘のとおり、コロナ禍の影響も追い打ちをかけまして、もともと少人数、高齢化となっていた文化芸能団体が非常に活動に困って解散をしているというのはご指摘のとおりで、私ども教育委員会にとっても非常に苦慮している内容、項目でございます。ただ、そのような中でも昨年は俵積み唄の様子を残した映像をぼろろのロビーで放映したり、歌詞を大きくレタリングした紙を張り出したり、郷土資料室の前には俵や法被なども飾って、伝承に至るまでのその

前段でございますが、まずはしっかりその記録を情報として発信するといった、記憶をあまり風化させないというような取組を、まずはできるところから行っているところでございます。ただ、それが実際の芸能活動として伝承されていくかどうかというところがもう一つ大きな問題でございますが、まずは小学生を対象としました遊びの達人教室という、放課後の様々な活動を行っている地域の方がボランティアとして協力をしていただいている事業があります。単発ではございますが、南幌太鼓や俵つみ唄、また南幌音頭の体験などをできればということで、こちらにも既に解散されている団体もございますが、個人にもご相談をして、まずは南幌町にはこのような郷土芸能があるんだよというようなことを、子どもたちの体験として伝えていければというようなことで考えてございます。

家塚委員 まず公設塾の関係だったのですが、今後広く周知をするのに経費をかけますということだったと思うのですが、それによって少し質問が変わってくるのでそこだけ先に聞いてもいいでしょうか。

学校教育G主幹 今回、確かに参加人数も少ないということもあるのですが、まずは業務の内容と申しますか、やり方をちょっと検討してみようということもありまして、夏休み・冬休み明けのテスト対策に対応した塾を新たに設けるといふところの趣旨が主な理由となっています。それに加えて周知もやっていきましようというような内容になっています。

家塚委員 わかりました。その事業者を決めるのにプロポーザルで決めて、単年度ごとに特命随契で年間の事業費を出していただいて、その中では今回上がった分はそういうテスト対策に要する経費、それと周知に対する経費ということで理解していいんですね。そちらのほうはわかりました。

それと、今の芸能の関係で、やはりうちの町は本当に歴史は浅いですけど、郷土芸能はこれしかないの、やはり言われるように遊びの達人を通してといひますか、そういう形の中で小さいお子さんが南幌にはそういうものがあってこういうことをやっていたということを通じて伝えていく必要があるのかなと思うので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

石川委員長 ほかにございせんか。

高橋委員 スポーツセンター使用料についてなんですけど、ちょっと安過ぎるなと思っていて、高くないのかなと。高くしたところで何も影響がないんだったらいいんですけども、ちょっと安過ぎるなと思います。僕が札幌にいた時は1回600円くらいだったので、30円というのは随分安いなと思って質問させていただきます。

それともう一つが、給食運営事業です。給食の食べ残しについて確認なんですけれども、出した量に対して、どのぐらいの食べ残しがあって捨てているのかということを確認させてください。

社会教育G主幹 スポーツセンターの使用料についてのお尋ねでございます。使用料につきましては、平成22年に自立緊急実行プランというものに基きまして、各公共施設、スポーツセンター単独ではなくて、公共施設によって不公平が出ないように統一した算定方法で定めております。各施設の直近3カ年の平均

の人件費、物件費などの維持管理費をもとに、受益者の負担を何割いただくかといったことも定めておきまして、その中で現行の使用料と比較をして決めているところになります。例えば、スポーツセンターの受益者負担の割合30%ということでございます。こちらにつきましては、影響が出る、出ないというところがどのような観点からかというところが、施設自体をより多くの人に使うという視点なのか、単純に町内の方の利用を促進するためのものなのか、その部分が目的にもよって変わってくるかと思いますが、まずは公共施設全体が同じ基準の中で料金を策定しているのです、単独でスポーツセンターのみ町外を上げるということには今の仕組みの中では至っておりませんので、説明をさせていただきます。

給食センター主査 給食の食べ残しの量についてでございます。給食は出す重さと戻ってきた重さを計量しまして、残食率というものをしております。令和4年度につきましては、全体で残食率が19.6%となっております。

高橋委員 多分足りる量を出すというところが目的としてもあると思うんですけども、この食べ残しについては多いとかわるいとかではなくて、僕はやはりあってはいけないものだと思っているので、それについては何か今まで残す量をもっと減らそうというような取組みたいなものはございましたか。

給食センター主査 給食の残食率を減らす取組というところでございます。まず給食の出す量につきましては、給食で児童生徒に必要な栄養量を定めている学校給食摂取基準というのがあるんですけども、そちらで栄養を満たすように量を計算して出しているところでございます。今お話のありました残食率を減らす取組というところだったんですけども、基本的に今お話しした栄養量の基準を満たすために、計算して量を出しているというところもでございます。残食率が多いからといって減らすということができないので、残食率を減らす取組といたしましては、例えば町内の農産物を多く活用して、そういった野菜が南幌町でつくられているということを紹介しながら給食に取り入れて、食育といった部分をやるということと、あとは残食率のお話をしたと思うんですけども、栄養教諭のほうで献立ごとの残食率も見ていまして、残食が多いものでも組み合わせによって残食率が違うケースというのもあるので、残食率の記録からどのような組み合わせが食べられているのかというのを分析して、残食率が減っていくように今後の献立作成に役立てているところでございます。

高橋委員 国のそういう基準みたいなものにのっかってやっているということとは確かにそうなんですけど、食べ物とかは足りないぐらいでちょうどいいとは思っていて、学校で食べ残しがあって、捨てて、そして他の生徒を見ていて、捨ててもいいんだというような考え方になるというのは、やっぱりそれも教育だと思うんですね。全部ひっくるめて捨ててもいいんだ、残してもいいんだというところ、そういうところもしっかりと教育していくというのが大事なのかなと何となく僕は思いますので、もう少しこの先もそのことについては考えていったほうがいいのかなと思います。

石川委員長 スポセンについてはよろしいのですか。(はいの声)

それではほかにございませつか。

細川委員 予算資料18ページの、小学校改修事業について質問いたします。災害発生時の避難所として長期継続していくということで、今回は改修の実施設計ということなんですけれども、こちらの避難場の関係で何か改修する予定があるのかどうか、もしあれば内容を教えていただきたいと思います。

学校教育G主幹 小学校改修事業の内容の、実施設計についてです。避難場としての改修も含まれているかというような内容でございます。今回の小学校の改修工事の実施設計の改修内容なんですけれども、主な内容は校舎と体育館の屋上防水、体育館の暖房設備の更新、校舎のボイラー及びポンプの更新、音楽室の暖房・空調の追加、校舎と体育館アリーナを抜いた照明のLED化、また屋外のキュービクルの更新に伴いまして、非常用発電装置に接続する外部の電源盤の新設、これが災害における改修の項目になっています。

細川委員 最近災害が多くて、今お話があったように非常用のものが設置されるということで、よかったなと思います。ありがとうございました。

石川委員長 ほかにございませつか。

佐藤委員 資料18ページの国際留学プログラム事業ですが、10名ほどということで先ほどお話がありました。それで、令和5年の予算では687万9,000円で、令和6年では698万3,000円と10万円ほどの増額なんですけれども、現在相当物価が高騰しておりまして、海外に行くとなると航空代金とかも値上がりしていると思うんですが、この10万円程度の増額で大丈夫なんですかということか1点です。

それともう1点、資料28ページの生涯学習センター管理費の中の、図書室等運営経費なんですけれども、これも令和5年から令和6年に187万5,000円上がっているんですけれども、この中身について教えていただきたいと思います。

学校教育G主査 中学生国際留学事業の予算10万円増額についてなんですけれども、一応燃料代の高騰ですとか、為替レートの増額も見込んだ形で10万円を見込んでおります。

社会教育G主幹 図書室等運営経費の増額の理由でございますけれども、図書室職員の勤勉手当の分が増額の要因になってございます。

佐藤委員 10万円ほどのアップでよかったなと思うんですけれども、国際留学プログラムは10名の子どもたちが行くので、途中で補正予算とかが出たら困るなと思ったものですから、今のお話を聞いて安心しました。

それと図書室等運営経費なんですけれども、これは人件費の中で精査しているという経費だということで確認しました。それで、読書活動推進事業ということで関連してお話ししたいんですけど、読書活動を推進するために、今いろんなことを工夫していただいているんですけれども、さらに今ICTの時代とかデジタル化ということで、なかなか読書離れの子どもたちが多くなりつつあるんですけれども、そういう中で読書を進めるために、来期こういう事業をやっているのか、何かそういうお考えがあれば教えていただきたいと思います。

社会教育G主幹 図書離れという部分での事業の展開というお尋ねでござい

ます。こちらのほうは、町内には読み聞かせサークルの皆様非常に尽力をさせていただいて、春のおはなし会ですとか、幼稚園のほうに出張に行っていたりして読み聞かせをしていただくなどの事業を既に展開してございます。また、小・中学生には読書感想文のコンクールで非常に昨年・今年と参加人数も増えておりまして、図書に関わる機会が定着してきているというところがあります。十分今の事業を展開している部分がございますので、新しい事業をとということももちろんあるのですが、まずは現在行っている事業の改善・周知と、あとは広報などの機会に町民の方に促すといったものを、それぞれの事業ごとに精査していきたいと考えてございます。

佐藤委員 読書感想発表会というところでは私も審査員をさせていただいて、本当に本好きな子どもが多いなということは感じています。それで一つの提案なんですけれども、年間ランキングとして、1年間でどういう本が読まれているのかを一般・児童書などで分けて年間ランキングを出していただいて、図書室や広報などに出していただければ、より増えるのではないかなと思いますので、そういうところも考えていただきたいと思います。これは要望です。

石川委員長 ほかにございせんか。

熊木委員 4点伺います。1点目は、先ほど家塚委員が質問した公設学習塾について関連で質問します。いろいろ取組をされていて、今年はずっと広げる形で、宣伝などもするというご答弁でした。それで、やはり公費で学習塾をやっているというところは全道の中でもそんなにたくさんはないと思うんですよね。それで、無料でこういうことができるということは、やはり町の取組としてはもっと宣伝もして、確かに学力のレベルアップを図るためにいろいろ取り組むけれども個人差がいろいろあるので、そこではなくてもっとレベルの高いところに行くということとか、あとは町内でも学習塾とかをいろいろ個人でやっているところがあるので、そういうところを選択していくというのはそれはそれでももちろんいいんですけれども、やはりせつかく公費でやっているの、そのよさというか、そういう部分について、今後宣伝すると言っていたので、そこももう少し力を入れてほしいなということで要望したいと思います。

2点目は、パソコン教室の改修について125ページに出ていました。具体的にどういう内容で改修するのか、今ICTの地域おこし協力隊も来るということもあって、その辺との絡みもあるのかなと思ったりするので、その内容を伺います。

それから学校図書の充実というところで、先日生涯学習課に行ってお話を聞いてきました。それで、小・中学校で新聞の活用がされているのかということをお聞きしたら、南幌では小学校・中学校とも2誌置いているということで、それは本当によかったなと思います。学校図書館に新聞はありますかということで、国の予算が190億円とか、それから蔵書の整備にいくらという形で予算を組んでいます。南幌町もそういうものを使いながら入れていると思うんですけれども、この前調査した中では今入っているのは読売新聞と朝日新聞ということでした。私は道内のというか、この空知管内の記事がたくさん載るという意味では、北海

道で出している新聞を一部入れるべきではないかなと思います。毎週土曜日に子ども新聞というのが入ってくるのですが、ほかの江別市などに聞いたら、江別では結構どういう形で入るのかはわからないんですけども、教室にこういうのが何部かあって、子どもたちがよく見てクイズをやったり、工作とかいろんなものもあるので、それを使って活用しているというようなことをお聞きしました。それで、ほかの新聞にもこういうものがあるのかもしれないんですけども、やはり今購読している一部をそういうものに変えることをぜひ検討できないかなというところで質問します。それから、私たちも委員会とかいろんな中で、議員のなり手不足とか選挙の投票率が下がっているという、いろんな話を今委員会などの中で話しているんですけども、それが子どもたちにどのように結びつくかというのは、やはり小学生・中学生のうちから世界に目を向けていくということで、新聞の記事や内容に関心を持つということもすごく大きなことだと思うので、そういう意味でもぜひ検討してほしいなと思います。

それからもう一つは、先ほど土木グループのほうに通学路の除雪のことでちょっとお聞きしたんですけども、通学路の見直しということになると教育委員会のほうではないかということだったのでお聞きします。今、美園は学校からすぐ通学できるんですけども、東町とかですごく住宅が増えていて、現在の通学路で全く見直す必要がないのかどうか。それから今除雪体制がもう少し細かい形での変更とか、何かそういうことをする必要があるのではないかとも思うんですけども、その辺で検討しているのかどうかを伺います。

学校教育G主幹 まず、小学校パソコン教室の改修内容はというご質問です。転入の増加に伴いまして、令和7年度に新1年生が3クラスになる予定であります。また、児童の増加に伴いまして、普通教室の確保を行うために、コンピューター室を簡易的にブース化しまして、教室として活用するための工事を行う内容となっています。

次に2点目の、学校図書、子ども新聞の関係です。現在小学校では、朝日の小学生新聞と読売の子ども新聞を購読しています。これは図書室の前に掲示しています。中学校に関しましては、大人が読む朝日新聞と読売新聞、そして英字新聞の3つを購読しています。この朝日新聞と読売新聞につきましては、公務補の方が台をつくってくれまして、生徒玄関の前に掲示するような形で子どもたちが好きな時間にめくって見るような対応を取っているのと、英字新聞は3年生の教室の前に掲示しているところです。北海道新聞も購読してみてもというお話だったのですが、こちらの新聞につきましては学校からの希望によりまして購読しているということですのでございます。ただ、この子ども新聞は道新のほうも毎週土曜日に子ども向けの新聞があるとお話しされていまして。ただ、読売に関しましても、子どもがニュースを理解できるようわかりやすく説明されて書かれていたりとか、あとは漢字に平仮名が振ってあったりとか、すごく読みやすい新聞の内容にもなっております。ですので学校からの要望も、そういうところも含めて購読しているという内容もございますので、学校等でまた違う新聞を購読したいという希望があれば変更する可能性もありますけども、今のところは変更する予定は

ございません。また、道新に関しましては実は小・中学校とも教材費ではないんですけれども学校として購読してしまっていて、空知版であったりとかを見る機会がございます。授業の中でも道新を活用しているということも聞いてしまっていて、全く道新を注文していないということではありませんので、その部分をご理解いただければと思っています。

また、通学路の見直しです。今後子どもたちが増えていくということで、通学路の見直しというか、増やすということの考えなんですけれども、まず、通学路に関しては安全が確保されていることが第一優先、第一基本と考えております。現在の通学路は道も広く、冬の場合でも排雪が広くされているということで、安全面は確保して通学できるということから、今のところ通学路を増やすということ、また変えるということは考えていないということでご理解いただければと考えております。

熊木委員 パソコン教室の改修は、令和7年に1年生が3クラスになることに伴うということで、それはわかりました。

学校図書については、学校の希望ということが今言われましたけれども、このような意見があったということはぜひ伝えてほしいと思います。朝日新聞と読売にずっと固定されてしまうということはどうなのかなというふうに思いますので、別に道新の味方をしているわけではないんですけれども、やはり地元の記事がすごく多いので、そういうことを検討してほしいなと思うので要望します。

それから通学路については、今は見直しはないということで、これは引き続き私たちが委員会の中で通学路の調査もしていますので、その辺をまたしながら、いろいろ意見などがあれば委員会に伝えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

それでは質疑を終了いたします。

これをもちまして、教育費の審議につきましては終了いたします。職員の入替えがありますので、ここで2時30分まで休憩いたします。

(午後 2時20分)

(午後 2時30分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

なお、本日は13年目になりますけれども、東日本大震災の発生日であります。ということで、全国各地で黙祷をされているということですので、我々予算委員会としましてもその時間になりましたら黙祷いたしますので、御起立の上御賛同いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず先ほどの土木費の関係の説明をいただきます。お願ひいたします。

都市施設G主幹 先ほど家塚委員からご質問ありました、合併浄化槽の関係です。令和6年3月1日現在で、町全体の世帯数は3,692世帯となっておりまして、そのうち公共下水道と農業集落排水をあわせた全体世帯数が2,688件、今までの合併浄化槽の整備事業と単独浄化槽の全体をあわせた基数というのが、

326基整備されています。全体をあわせると、全体の3,692世帯から、公共下水道、農業集落、合併浄化槽、単独浄化槽をあわせて水洗化が3,014件ございますので、678件がまだ未整備、いわゆる汲み取りの形となっております。今の浄化槽の整備計画は、令和2年から令和6年までの5年間で各年七基ずつ要望してございます。今後についても令和7年以降、また5年間で整備計画書を出していくのですが、この678件の未整備に対して、年間7基ずつ今までと同様な形で整備を進めていきたいと考えているところです。以上です。

石川委員長 これにつきまして、よろしいでしょうか。

側瀬議長 合併浄化槽というのは、下水道の本管についている所にも、もしかしたら今の説明でいくと、うちは合併浄化槽だからって、そうやってつけさせることは可能なんですか。

都市施設G主幹 基本的に、公共下水道のエリアで合併浄化槽というのはできません。

側瀬議長 完全に本管とか、そういう接続できない所に大体何件あるんだと言ったほうがわかりやすいかなと思うんですが。

都市施設G主幹 今の678件というのは、公共下水道のエリアと農業集落のエリアと、それ以外のエリアでもう既に終わっている所を除いた件数になっているので、いわゆる農家宅地で、汲み取りで浄化槽をつけていないという全体戸数が678件ということです。

石川委員長 農家宅地であって建物もあるんですか。

都市施設G主幹 そうですね。基本的には全体戸数で計算していますので、通いみたいな形でやられている所も入っているのかとは思いますが、町の全体の世帯数から考えていくと、それだけ汲み取りという形になっています。

石川委員長 それでは、この件につきましては終了いたします。それでは暫時休憩します。

(午後 2時32分)

(午後 2時33分)

石川委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。審査順序13番目、第8款消防費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは消防費の説明を行います。予算書の114ページをお開きください。8款1項1目消防費、本年度予算額3億1,155万1,000円。ここでは、南空知消防組合負担金事業として、本部費並びに南幌支署費、消防団費、支署施設費に係る一切の負担金を計上しています。続きまして、予算書の159ページをごらん願います。

消防費に関する明細書になります。まず、歳入では消防水利整備事業に係る充当財源として6,910万円の起債借入れを計上しています。

次に160ページ、歳出では、説明欄になります。消防組合本部運営助成事業として1,957万8,000円。本部運営に係る経費について、構成4町がそれぞれ負担するもので、例年並みに計上しています。

次に、消防南幌支署運営事業として2億125万8,000円。163ページ

中段にかけて、支署職員23名分の人件費や活動費、庁舎並びに車両の維持管理経費、各種負担金などを計上しています。

次に、南幌消防団運営事業として2,662万9,000円。164ページにかけまして、団員88名分の報酬、共済費、費用弁償、被服代などを計上しています。

次に、施設資機材更新事業として6,408万6,000円。14節工事請負費で、第1分団3分庁舎改修工事及び耐震性貯水槽整備工事費を計上しています。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行います。(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、消防費についての審議は終了いたします。

続きまして、審査順序14番目、あわせて15番目、第10款公債費及び第11款予備費についての審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の142ページをお開きください。10款1項1目元金、本年度予算額6億849万円。地方債元金の償還で、前年度と比較して497万4,000円の減額計上となっています。

次に2目利子、本年度予算額3,367万1,000円。次ページにかけまして、地方債償還利子のほか、一時借入金及び基金繰替運用に係るそれぞれの利子を計上しています。

続きまして、予備費の説明を行います。予算書の143ページになります。

11款1項1目予備費、前年度と同額の100万円を計上しています。以上です。

石川委員長 ただいま説明が終わりました。これにつきまして、質問ございませんでしょうか。(なしの声)

なければ審議を終了いたします。

続きまして、審査順序16番目、一般会計歳入のうちの、まず第1款の町税です。説明をお願いいたします。

税務課長 説明に先立ちまして、本日お配りした用紙でございますが、昨年1月の全員協議会におきまして、3月中に提出させていただくとしておりました、本年4月より改正する行政サービスの制限条例により委任されております、対象となるサービスの一覧の別表でございます。それでは、予算書15ページをお開きください。

1款町税1項1目個人、本年度予算額3億2,274万円。1節現年課税分3億2,171万1,000円。均等割、納税義務者数3,881人を見込み、1人当たり3,000円で、1,152万6,000円。所得割、3億1,018万5,000円、収納率は、99%で計上しています。なお、均等割については、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年以降、復興特別税として、均等割に町民税、道民税にそれぞれ500円、計1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了となり、令和6年度からは、国税である森林環境税が町民税均

等割にあわせて年額1,000円賦課徴収されます。2節滞納繰越分102万9,000円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目法人、本年度予算額4,774万円。1節現年課税分4,770万5,000円。均等割は216法人を見込み2,251万4,000円、法人税割は2,519万1,000円、収納率は、いずれも99%で計上しています。2節滞納繰越分3万5,000円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

次に、2項1目固定資産税、本年度予算額3億3,462万6,000円。1節現年課税分3億3,398万5,000円。土地は、評価替えによる課税標準の減で7,240万4,000円。家屋は、新築住宅増加により課税客体の増加を見込み1億9,892万6,000円。償却資産については6,265万5,000円、収納率は99%で計上しています。2節滞納繰越分64万1,000円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目国有資産等所在市町村交付金、本年度予算額165万3,000円。北海道が所有する学校公宅、道営住宅等の土地・家屋と北海道森林管理局所有の防風林敷地に係る価格により計上しています。次ページへまいります。

3項1目環境性能割、本年度予算額178万5,000円。

2目種別割、本年度予算額2,715万9,000円。1節現年課税分2,710万3,000円。原動機付自転車41万9,000円、軽自動車2,376万7,000円、小型特殊自動車291万7,000円、収納率は99%で計上しています。2節滞納繰越分5万6,000円、実績を考慮し計上しています。

次に、4項1目町たばこ税、本年度予算額6,742万1,000円。

5項1目入湯税、本年度予算額1,343万5,000円。前年度等実績見込により計上しています。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑を取りたいと思います。(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは職員が入れ替わりますので、暫時休憩いたします。

(午後 2時43分)

(午後 2時46分)

石川委員長 それでは、震災の発生時刻がまいりますので皆さん御起立ください。それでは黙祷いたします。(黙祷する)

御協力ありがとうございました。

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き審査順序16番目、一般会計歳入の2款地方贈与税から22款町債です。詳細についてお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書17ページをお開きください。2款1項1目地方揮発油譲与税、本年度予算額2,200万円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税の一定割合分が譲与されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、本年度予算額6,900万円。国税として徴収される自動車重量税の一定割合分が譲与されるものです。

3 項 1 目森林環境譲与税、本年度予算額 9 0 万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が譲与されるものです。

3 款 1 項 1 目利子割交付金、本年度予算額 5 0 万円。北海道に納付された利子割額のうち一定割合分が交付されるものです。

次に 1 8 ページ、4 款 1 項 1 目配当割交付金、本年度予算額 2 0 0 万円。上場株式などの配当に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額 1 5 0 万円。上場株式などの譲渡所得に課税される、道税の一定割合分が交付されるものです。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金、本年度予算額 1, 1 0 0 万円。北海道に納付された法人事業税の一定割合分が交付されるものです。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金、本年度予算額 1 億 7, 1 0 0 万円。消費税 1 0 %のうち 2. 2 %が都道府県に配分され、その 2 分の 1 が市町村に交付されるものです。

次に 1 9 ページ、8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額 5 0 0 万円。リバーサイドゴルフ場利用税の 7 0 %が交付されるものです。

9 款 1 項 1 目環境性能割交付金、本年度予算額 7 0 0 万円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

1 0 款 1 項 1 目地方特例交付金、本年度予算額 7 0 0 万円。減税の影響による地方の減収分を補てんすることを目的に交付されるものです。

1 1 款 1 項 1 目地方交付税、本年度予算額 2 7 億 3, 0 0 0 万円。内訳は、普通交付税 2 3 億 2, 0 0 0 万円、特別交付税 4 億 1, 0 0 0 万円。前年度と比較して、6, 0 0 0 万円の増額計上です。普通交付税は国の地方財政計画を勘案し、また、特別交付税は近年の実績を考慮し計上しています。

次に 2 0 ページ、1 2 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金、本年度予算額 8 0 万円。交通違反の反則金を原資に、一定割合分を交通安全施設整備のために交付されるものです。

次に、1 3 款 1 項 1 目農林水産業費分担金、本年度予算額 9 7 万 9, 0 0 0 円。1 節農業費分担金では、排水路整備等に係る分担金を計上しています。

次に、2 項 1 目民生費負担金、本年度予算額 1, 0 2 8 万 2, 0 0 0 円。1 節では高齢者保護措置費用徴収金、2 節では学童保育料、3 節では保育所保育料、4 節では滞納繰越分をそれぞれ計上しています。

2 1 ページ、2 目衛生費負担金、本年度予算額 9 6 万円。長幌第 2 浄水場改築事業に係る一般会計出資債利子の長幌上水道企業団負担分を計上しています。

3 目土木費負担金、本年度予算額 3, 7 3 6 万 8, 0 0 0 円。1 節では、南 6 線道路維持費負担金、2 節では、準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社からの負担金を計上しています。

1 4 款 1 項 1 目衛生使用料、本年度予算額 2 3 4 万 3, 0 0 0 円。1 節では墓地の使用料及び管理料、2 節では保健福祉総合センター使用料をそれぞれ前年度並みに計上しています。

2 目農林水産業使用料、本年度予算額 3 6 万 4, 0 0 0 円。1 節では農村環境

改善センター使用料、2節ではふれあい館使用料をそれぞれ前年度並みに計上しています。

3目商工使用料、本年度予算額68万円。ふるさと物産館使用料は、前年度の実績見込みを考慮し計上しています。

4目土木使用料、本年度予算額2,769万5,000円。1節では道路占用料、2節では普通河川占用料、次ページの3節では公営住宅及び子育て支援住宅使用料、4節では滞納繰越分をそれぞれ前年度並みに計上しています。

5目教育使用料、本年度予算額281万1,000円。1節では生涯学習センター使用料、2節では町民プールを含めたスポーツセンター使用料、3節では学校開放使用料を、それぞれ前年度実績を考慮して計上しています。

次に、2項1目総務手数料、本年度予算額427万円。戸籍や住民票などの証明手数料です。

2目衛生手数料、本年度予算額29万2,000円。畜犬登録及び狂犬病予防注射などの手数料です。

3目農林水産業手数料、本年度予算額16万9,000円。営農証明などの手数料です。次ページにまいります。

15款国庫支出金は、歳出でそれぞれ説明いたしました事業について、法令等に基づいた国の負担割合相当分に係る負担金、補助金、委託金が主なもので、項目のみを中心に説明させていただきます。

1項1目民生費国庫負担金、本年度予算額4億6,309万8,000円。1節では国民健康保険基盤安定等の負担金、2節では自立支援医療給付費負担金、3節では障がい者自立支援給付費負担金、4節では介護保険低所得者保険料軽減負担金、5節では養育医療給付費負担金、6節では障がい児施設措置費給付費等負担金、7節では児童手当負担金、8節では子どものための教育・保育給付費等の負担金をそれぞれ計上しています。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、本年度予算額2,839万3,000円。1節では社会保障・税番号制度システム整備事業補助金、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル基盤改革支援補助金、2節ではマイナンバーカード交付事務費補助金、戸籍総合システム改修に係る補助金を計上しています。

2目民生費国庫補助金、本年度予算額2,447万1,000円。1節では地域生活支援事業費補助金、2節では子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金、保育対策総合支援事業費補助金などを計上しています。

3目衛生費国庫補助金、本年度予算額1,638万9,000円。1節では疾病予防対策事業費等補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金、出産・子育て応援支援金給付事業費補助金、2節では、循環型社会形成推進交付金を計上しています。

4目土木費国庫補助金、本年度予算額7,695万6,000円。1節では道路事業に係る社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、2節では都市公園・緑地等事業に係る社会資本整備総合交付金、3節では、地域住宅計画

事業に係る社会資本整備総合交付金を計上しています。次ページにまいります。

5目教育費国庫補助金、本年度予算額34万7,000円。1節では小学校特別支援教育就学奨励費補助金、2節では中学校特別支援教育就学奨励費補助金をそれぞれ計上しています。

次に、3項1目総務費委託金、本年度予算額21万3,000円。1節では、自衛隊募集事務委託金、2節では中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額223万4,000円。1節では国民年金事務費交付金、2節では特別児童扶養手当事務取扱委託金を計上しています。

次に、16款道支出金につきましても、国庫支出金と同様に法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金、委託金が主なものですので、項目のみを中心に説明させていただきます。

1項1目民生費道負担金、本年度予算額2億6,468万2,000円。1節社会福祉費道負担金から、次ページ、10節児童福祉費道負担金までの内容については、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

2目土木費道負担金、本年度予算額360万2,000円。道営住宅管理費負担金を計上しています。次ページにまいります。

2項1目総務費道補助金、本年度予算額261万9,000円。北海道権限移譲事務交付金、土地利用規制等対策事業交付金、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金のほか、地域づくり総合交付金では、災害備蓄品整備事業、ハザードマップ作成事業分を計上しています。

2目民生費道補助金、本年度予算額4,067万円。1節障がい者福祉費道補助金から、6節児童福祉費道補助金までの内容については、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

3目衛生費道補助金、本年度予算額578万6,000円。次ページにかけて、疾病予防対策事業費等補助金、北海道不妊治療等助成事業補助金などを計上しています。

4目農林水産業費道補助金、本年度予算額4億9,387万8,000円。内容につきましては、農業委員会活動促進事業交付金から、水利施設等保全高度化事業補助金まで、それぞれ記載のとおりです。

5目教育費道補助金、本年度予算額162万4,000円。放課後子どもプラン推進事業費補助金などを計上しています。

次に、3項1目総務費委託金、本年度予算額1,264万円。1節では道税徴収委託金、2節では経済センサス委託金から、次ページ、農林業センサス委託金を計上しています。

2目民生費委託金、本年度予算額1万円。人口動態調査委託金を計上していません。

3目土木費委託金、本年度予算額18万5,000円。1節及び2節について、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

次に、17款1項1目財産貸付収入、本年度予算額2,715万9,000円。

1節では、土地貸付料として町有地34件、工業団地2件分を、建物貸付料は教職員住宅や移住体験住宅分などを見込み計上しています。2節では、光ファイバ整備に伴い、NTTからの貸付収入を見込み計上しています。

2目利子及び配当金、本年度予算額15万3,000円。各基金から生ずる利子を計上しています。

3目基金繰替運用収入、本年度予算額10万円。基金等から資金を繰り替えての運用を見込み、計上しています。次ページにまいります。

2項1目不動産売払収入、並びに2目物品売払収入は科目設定のための計上です。

次に、18款1項1目一般寄附金、並びに2目教育費寄附金についても科目設定のための計上です。

3目ふるさと応援寄附金、本年度予算額2億円。前年度実績を考慮し計上しています。

次に、19款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額2億6,330万8,000円。本年度予算の編成にあたり、不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して5,231万7,000円の増額計上となります。

2目減債基金繰入金、本年度予算額1億1,329万4,000円。財政調整基金と同様に不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して8,670万6,000円の減額計上となります。次ページにまいります。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、本年度予算額1,430万円。指定管理料、町民入館料負担事業に充当するものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、本年度予算額2億60万円。子育て支援や高齢者支援などの寄附指定事業を中心に充当するもので、前年度と比較して1,720万円の増額計上となります。

5目森林環境譲与税基金繰入金、本年度予算額22万4,000円。地域材活用推進事業に充当するものです。

6目教育振興基金繰入金、本年度予算額10万円。生涯学習センター運営経費に充当するものです。

次に、20款1項1目繰越金、令和5年度会計からの繰越金で、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、21款1項1目延滞金は、科目設定です。次ページにまいります。

2項1目町預金利子は、科目設定です。

次に、3項1目地域総合整備資金元金収入、本年度予算額266万6,000円。町内事業者によるサービス付き高齢者向け住宅及びグループホームなどの整備事業に対して、町が資金貸付を行った分割償還分で、前年度と同額を計上しています。

2目水洗化資金貸付金元金収入、本年度予算額12万円。水洗化資金貸付金の元金収入を見込み計上しています。

次に、4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、本年度予算額1,245万円。北海道住宅供給公社が所有する管理用地の草刈り業務などを受託するもので

す。

2 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額 1, 223 万 6, 000 円。後期高齢者医療広域連合受託事業収入、高齢者保健事業と介護予防特別調整交付金です。

3 目土地改良事業調査受託事業収入、本年度予算額 989 万円。全 3 地区に係る換地業務分です。次ページにまいります。

5 項 1 目総務収入、本年度予算額 325 万 4, 000 円。まちづくり・人づくり推進交付金、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を計上しています。

2 目民生収入、本年度予算額 478 万 8, 000 円。介護予防サービス計画費収入を計上しています。

3 目農林水産業収入、本年度予算額 6, 869 万 3, 000 円。内容につきましては、農業者年金業務委託手数料から揚水機場維持管理負担金まで、それぞれ記載のとおりです。

4 目給食費収入、本年度予算額 2, 833 万 1, 000 円。1 節では、児童・生徒及び教職員分の給食費を、2 節では、滞納繰越分を見込み計上しています。

5 目雑入、本年度予算額 2, 108 万 5, 000 円。内容につきましては、北海道町村会町村助成金から、35 ページ、その他雑入まで記載のとおりです。

次に、22 款 1 項 1 目総務債、本年度予算額 680 万円。1 節では、低公害車購入事業、2 節では、全国瞬時警報システム改修事業に係る起債の借入です。

2 目農林水産業債、本年度予算額 6, 730 万円。1 節では、農業競争力基盤強化特別対策事業、2 節では、水利施設等保全高度化事業などに係る起債の借入です。

3 目土木債、本年度予算額 4 億 1, 550 万円。1 節では、町道及び橋梁長寿命化整備、河道浚渫事業、2 節では、準工業用地等整備事業、3 節では、公園施設長寿命化整備、次ページ、4 節では、公営住宅改修事業に係る起債の借入です。

4 目消防債、本年度予算額 6, 910 万円。消防水利整備に係る起債の借入です。

5 目教育債、本年度予算額 1, 980 万円。小学校改修事業の実施設計に係る起債の借入です。

6 目臨時財政対策債、本年度予算額 700 万円。地方交付税の振替分として借入ができるもので、国の地方財政計画に基づき、前年度と比較して、1, 100 万円を減額計上しています。

以上で歳入の説明を終わり、次に、予算書の 9 ページをごらんください。

第 2 表、債務負担行為です。中小企業総合振興資金利子補給は、北海道の融資制度資金借入金の利子補給分です。なお、期間及び限度額については、それぞれ記載のとおりです。次に、10 ページをごらんください。

第 3 表、地方債です。15 事業分に係る起債を予定しており、それぞれの限度額は、先程 22 款町債の中で説明した予算額と同額です。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。以上です。

石川委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようでしたら、質疑を終了いたします。

続きまして審査順序17番目、債務負担行為に関する調書及び18番目、地方債に関する調書について審議を行います。説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の156ページになります。債務負担行為に関する調書でございます。156ページから157ページにかけて、全27事業分です。

表下の合計欄、左が限度額で、2億2,863万5,000円、その右は令和5年度末までの支出見込額で、1億8,372万1,000円、その右は令和6年度以降の支出予定額で、4,491万4,000円となっています。

それでは、予算書158ページをごらんください。地方債に関する調書の説明です。全20事業分です。左の令和4年度末現在高から、右端の令和6年度末現在高見込額について記載しています。

表下の合計欄ですが、令和4年度末現在高は72億9,355万4,000円で、既に決算により確定しています。

次に令和5年度末現在高見込額は、75億1,147万2,000円です。

次に当該年度、令和6年度中増減見込ですが、起債見込では、1番・一般公共事業債3,350万円、2番・財源対策債2,680万円、11番・一般単独事業債1億7,180万円、13番・緊急防災・減災事業債1億130万円、18番・臨時財政対策債700万円、19番・道貸付金2億4,510万円で、その合計は5億8,550万円です。その隣の令和6年度中、元金償還見込額合計は6億849万円です。最後に令和6年度末現在高見込額合計は74億8,848万2,000円で、前年度末と比較して2,299万円の減額となっています。以上で説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりました。これにつきまして質疑を取りたいと思います。(なしの声)

ないようでしたら質疑終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、本日予定しておりました審査項目が全て終了いたしました。よって明日12日、午後1時まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時13分)

予算審査特別委員会記録

(3日目 R6.3.12 13:00~13:57)

石川委員長 昨日より延会となっております予算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は10名全員であります。なお、議長も出席をいただいております。それでは直ちに会議を再開いたします。

審査順序の19番目、病院事業会計について審査を行います。説明をよろしく願います。

病院事務長 令和6年度病院事業会計予算を説明いたします。主に要点や、前年度予算とを比較しまして増減が大きい項目を中心に説明をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。最初に予算書の7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、収入です。1款病院事業収益、1項1目入院収益、本年度予算額3億5,040万円。前年度比1,368万円の増です。入院患者を1日平均40人、平均単価は実績を踏まえて、前年度2万3,000円から1,000円増の2万4,000円を見込み計上しています。

2目外来収益、本年度予算額1億1,648万1,000円。前年度比773万円の増です。それぞれ実績を踏まえて、外来患者を1日平均64人、平均単価を前年度7,163円から310円増の7,473円と見込み計上しています。

3目その他医業収益、本年度予算額7,301万4,000円。前年度比379万円の増です。1節医業相談収益のうち予防接種収入で379万円の増です。令和6年度の新型コロナワクチン接種につきまして、集団接種が令和5年度をもって終了します。これを踏まえて、町保健福祉課では令和6年度当初で個別接種の関連予算を計上しておりますが、町立病院も町からの要請を受けまして、個別接種の実施を予定しており、収入では予防接種収入、支出ではワクチン購入などといった現段階で見込みうる所要予算を計上しています。8ページをお開き願います。

2項医業外収益、本年度予算額2億2,241万7,000円。前年度比1,782万2,000円の減です。

このうち4目他会計繰入金で、本年度予算額1億9,245万円。前年度比2,113万7,000円の減です。資金不足に伴う繰入金は、令和4年度に策定しました経営強化プランや医業収益の直近実績を踏まえ、前年度当初予算額3,000万円から1,000万円減額し、2,000万円とします。この額は、病床転換及び病床数削減前の、令和2年度当初予算7,000万円と比較して、5,000万円の減額となります。7ページにお戻り願います。

収益的収入全体で、本年度予算額7億6,231万2,000円。前年度比737万8,000円の増となります。9ページをお開き願います。

ここからは、収益的支出の説明に入ります。1款病院事業費用1項1目給与費、本年度予算額4億5,038万6,000円。前年度比2,224万6,000円の増です。正職員の看護師1名追加と定期昇給、会計年度任用職員の勤勉手当の追加などが主な理由です。12ページをお開き願います。6節賞与引当金繰入金で、前年度比

235万4,000円の増です。定期昇給や賞与の支給率増によるものです。13ページをごらん願います。

2目材料費、本年度予算額5,627万2,000円、前年度比601万円の増です。1節薬品費で、688万円の増です。単価上昇及び実績を踏まえたワクチン購入量の増、先ほど説明いたしました令和6年度から実施予定の個別接種用新型コロナワクチンの購入などによるものです。14ページをお開き願います。

3目経費、本年度予算額1億9,219万円。前年度比604万6,000円の増です。患者さんや職員環境の整備及び充実を図るため、6節消耗備品費で110万円増のほか、17ページの20節委託料で、人件費や物価上昇などにより837万3,000円増などとなる一方、16ページの18節手数料では、実績を踏まえて、新型コロナの外注分検査料となります臨床検査などで295万3,000円の減となります。この他の科目説明は割愛をさせていただきます、9ページにお戻り願います。

1項医業費用全体の本年度予算額7億5,606万円。前年度比3,482万5,000円の増です。21ページをお開き願います。

2項医業外費用、本年度予算額307万3,000円。前年度比112万9,000円の減です。

3目雑損失で、消費税納税分の減による100万円の減です。9ページにお戻り願います。

上段です。収益的支出全体では、本年度予算額7億5,923万4,000円。前年度比3,369万6,000円の増となります。以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。続きまして、22ページをお開き願います。

資本的収入及び支出に入ります。初めに資本的収入について説明いたします。

1款資本的収入、予算額4,554万5,000円。前年度比382万8,000円の増です。

2項1目繰入金、本年度予算額412万5,000円。前年度比112万5,000円の増です。補助金を活用した医療機器整備によるものです。

3項1目企業債、本年度予算額1,470万円。前年度比330万円の増です。病院事業債を活用した医療機器整備及び病院設備整備によるものです。23ページをごらん願います。

資本的支出について説明いたします。1款資本的支出、本年度予算額5,898万8,000円。前年度比347万5,000円の増です。

1項建設改良費、1目固定資産購入費、本年度予算額1,126万3,000円。前年度比301万7,000円の増です。内容は説明欄に記載のとおりです。

2目病院整備事業費、本年度予算額764万5,000円。前年度比135万3,000円の増です。今年1月中旬から院内で行ってございます発熱外来の診察室につきまして、より安全な医療環境の提供を目的に室内の空気が室外に出ないように陰圧室化を図るものです。24ページをお開き願います。

24ページから32ページにかけましては、給与費明細書ですが、概要説明とさせていただきますのでご了承願います。24ページは、職員数や職員給与費などにおける令和6年度と前年度の比較増減を示した総括表となります。25ページは、会計年

度任用職員以外の職員に係る職員数や給料などについて、26ページは、会計年度任用職員に係る職員数や報酬などについて、それぞれ前年度との比較増減を示しています。27ページ及び28ページは、給料及び手当の増減額の明細、29ページから32ページにかけましては、(1)の職員1人当たりから(6)その他の手当まで、給与給料及び職員手当等の状況となっています。以上が給与費明細書関係です。33ページをごらん願います。

33ページから39ページにかけましては、財務諸表となっています。こちらも概要説明とさせていただきます。33ページ及び34ページは、令和6年度予定貸借対照表となっています。34ページ下段の、7剰余金、(2)欠損金、ロの当年度純利益です。令和6年度当初予算における収益的収入と支出の差し引き、307万8,000円を見込んでいます。

35ページ及び36ページは、令和5年度予定損益計算書となっています。

37ページ及び38ページは、令和5年度予定貸借対照表となっています。いずれも直近の経営状況を踏まえて、令和5年度の収支を見込み作成しています。

39ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。令和6年度における病院事業会計の資金の流れを表しているものです。40ページをお開き願います。

注記事項です。記載のとおりとなっています。

最後の41ページは企業債に関する調書で、令和6年度借入予定の2件を含む、全13件の企業債の明細となっています。それでは1ページにお戻り願います。

第2条、業務の予定量です。病床数を一般病床60床、年間延患者数は、入院1万4,600人、外来1万5,587人、1日平均患者数は入院40人、外来64人を見込んでいます。

続きまして第3条、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入7億6,231万2,000円、支出7億5,923万4,000円とし、収入と支出との差し引き307万8,000円の純利益を見込んでいます。2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入4,554万5,000円、支出5,898万8,000円とし、収入と支出との差し引きで不足する1,344万3,000円を、損益勘定留保資金で補てんするものです。

第5条、企業債です。医療機器購入事業に係る借入限度額を710万円、病院設備整備に係る借入限度額を760万円とし、起債や償還の方法、利率を記載しています。3ページをごらん願います。

第6条、一時借入金です。限度額を5,000万円とします。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費です。給与費を4億5,038万6,000円、交際費を30万円とするものです。

第8条、たな卸資産の購入限度額を5,200万円とするものです。

以上で、令和6年度病院事業会計予算の説明を終わります。

石川委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を取りたいと思います。

星委員 私のほうから2点質問させていただきます。まず23ページの発熱外来診

察室の改修工事について伺います。先ほど説明の中で少し理解できたのですが、この工事の完成時期がいつ頃なのかと、今の発熱外来は救急のほうから入っていきますけれども、今度完成してからはどのような流れになるのか、その辺を詳しく教えていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、予算とは関係ないかもしれませんが、今常勤の先生が3人で、病院業務がうまくいっているのかなというふうに私は感じているんですけれども、先生の勤務体系として、3人体制で先生一人ひとりにあまり負担がかかっていないのかどうか、働き方として伺いたいと思います。

町立病院事務担当主幹 先ほど事務長も少し経緯を申し上げましたけれども、私のほうから工事につきまして詳しくご説明させていただきます。まず経緯ですけれども、新型コロナウイルス感染症発生後、町立病院といたしましては発熱外来を屋外診察にて行っておりました。令和5年5月からの5類感染症移行後、町立病院として医師、看護師、技師等のスタッフにおいて、今後の発熱外来診察のあり方について検討してきたところです。その間、患者さんの利便性を図るための臨時会計窓口の設置などの取組を経まして、5類感染症の特性やスタッフの医療体制の確保などを含め検討した結果、先ほど申し上げたとおり、本年1月中旬から病院の救急入口を入り、左手の部屋を発熱外来診察室として、発熱外来診察に該当される患者さんの診察を行っているところです。診察に当たりましては、換気はもちろんのこと、必要な備品をそろえて実施しておりますけれども、今後感染症の拡大や、新たな感染症などが発生した場合においても、患者さんが診察や、もとより医療スタッフがより安心して診察を提供できるよう、発熱外来診察室の陰圧化、空調等の環境整備を行うものです。工事は、病院の性質上休日工事を予定しておりますけれども、日程におきましては、年度が始まりましてということですのでまだ未定でございます。財源は、病院事業債を活用して行います。なお、病院としてこれまで行っておりましたドライブ診察機能、外で行う機能につきましては、設備を廃止せずそのまま残してあることを申し添えます。以上です。

病院事務長 2点目のご質問です。医師の3人体制の働き方についてというご質問に対してお答えをさせていただきます。まず現状の先生方の勤務の体制と申しますか、状況でございますが、外来につきましては、院長が基本3コマまで、棟方先生と近藤先生が隔週で4コマ担当していただいております。救急発熱外来につきましては、院長と棟方先生が基本3コマで、近藤先生が4コマとなっております。訪問診療につきましては、その時々患者さんの体調や状況によりましては、対象実人数ベースで大体30人前後となっております。院長がおおよそその半分、残りの患者さんを棟方先生と近藤先生が週1回ずつということで担っております。また両先生は、この訪問診療に加えまして、それぞれ週1回ずつ特別養護老人ホームを訪問してございます。次に入院でございますが、3人の先生がほぼ同程度か、院長がやや受け持ち患者さんが多いような状況となっております。このほか当直でございますが、院長と近藤先生が平日の週1回ですね。棟方先生は当直なしということで、院長と近藤先生が週1回です。あとは訪問診療に係ります夜間・休日のオンコール当番と申しますか、電話当番なんですけれども、そちらにつきましては3人の常勤の先生方では

ば均等にこちらの業務を担っていただいているところでございます。

令和6年度につきましても、令和5年度に引き続きまして外来は火曜日と木曜日の午後、今日も入っていただいておりますけれども、出張医の先生に来ていただいております。また、第2・第4金曜日も、午後から札幌医科大学の消化器内科の先生に来ていただいているところでございます。また、当直につきましてはうちの常勤の先生方が入らない平日、そして休日はいずれも外部の先生に来ていただいて、そういったところで診療面での先生方の負担軽減を引き続き図っていく考えでございます。また、事務的なところで申し上げますと、医療クラークを令和5年度に導入できましたけれども、令和6年度も引き続きこの医療クラークの活用を図って、先生方の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。なかなか3人というところで、時にももちろん業務が大変な時もあるかと思えます。また、そもそも町民の皆さんの健康や命を預かるとても尊いお仕事をされていますので、我々が計り知れない精神的あるいは肉体的な負担もあるかと思えます。そういったことも十分斟酌しまして、先生方にできるだけ負担がかからないように我々としても取り組んでいるところでございます。以上です。

石川委員長 ほかにございませんか。

熊木委員 経営強化プランが昨年2023年度発表になって、令和5年度から令和9年度ということで今始まっていますよね。その中で、先ほども医療クラークのことでお話があったんですけども、導入することによって医師の働き方改革とか、そういうのはどのように変わっているのか、それを1点伺います。

それから経営改革プランの中に、施設設備の最適化ということで、病院はもう築38年ということで、かなり老朽化している所とか手を入れる所があるかと思うんですけども、その辺の計画というのはどういう時期に示されて、検討などがもうされているのか、計画などがあれば示していただきたいと思えます。

町立病院事務担当主査 私のほうから医療クラークの活用状況についてお話しさせていただきます。1月の全員協議会で説明させていただいたとおり、1月から毎日業務に従事していただいているところでございます。従事しています業務の内容としましては、外来診察室で医師の指示のもと電子カルテ入力代行業務、処置、検査、CT、MRIのオーダーや医療文書の作成のお手伝いなど、多岐にわたっているところでございます。このことで、医師の事務負担軽減とあわせて、一層診療時間を確保することにつながっているものと認識しているところでございます。

病院事務長 2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。熊木委員おっしゃるとおりで、確かに病院は建設から約40年経過してございまして、これまでところどころ小規模な修繕を対応してきたんですけども、ここに来て、時に水回りの不具合が出るようになったところでございます。また、町内の公共施設はある程度照明のLED化が進んでいるのかなというところでございますが、町立病院はまだそちらのほうに対応できてございません。LED化を進めますと、当然電気料の節減につながるというメリットもありますので、今の段階ではまず、今申し上げましたけれども、水回りの設備の更新と照明のLED化を中心に、このほかに将来的にこういった修繕が必要かということ、令和6年度中に検討してまいりたいと思っております。

す。ただ、昨今の建設費の高騰がなかなか大きいものがございます、病院が将来的にいつかというところはなかなか申し上げられませんけれども、耐用年数が来ましたら、次は建て替えの検討も始めなければいけないのかなというふうに考えています。これはいつということはまだ現段階では申し上げられませんけれども、将来的にはそういったことも検討しなければいけないのかなと思っています。そういった中で、費用対効果として何をどこまでやっていくべきかというのも十分見極めながら、こちらの検討を進めていかなければいけないと考えてございます。いずれにいたしましても、令和6年度中にそういった設備の更新を検討した上で、予算化と以降の計画につきましては改めて議員の皆さんにお示しをしたいと考えてございます。

熊木委員 医療クラークについては全員協議会の中で説明されて、今機能しているということで、それによって医師の煩雑な事務などが緩和されているということでは理解しました。

もう1点の病院の改修は、LED化や水回りということで、以前トイレとかを直したりしたんですけれども、やはりこの次に改修する時は、かなり大がかりなものになるのではないかなと思うんですよね。それで、そうなってくるとやはりしっかりした予算とか、先ほど事務長も言われたように費用対効果ということもあるので、慎重に検討しながら計画をつくっていかねばならないのかなと思っています。令和6年度中にいろいろ検討するということなので、検討が始まった段階でぜひ議会のほうにもお知らせしていただきたいと思います。答弁は求めません。

石川委員長 ほかにございませんか。

西股委員 5年度の外来の患者数の予想を見ていくと、若干計画を下回るのかなというような気持ちでいたんですが、6年度計画を見ると、それを上回るような形で今患者数をみているわけなんですけど、患者を集める策、増やす方法・方策というのはどのようにみているかというのが1点です。

また、総合内科の部分で、医師1名で1日当たりの患者数をどのぐらいまで診られるのかということをお教えください。

町立病院事務担当主幹 まず、今回の全員協議会において、令和5年度の決算は経営状況をお示しする予定でございますけれども、今現在の外来患者数の見込みにつきまして、令和4年の1年間では外来患者数1万5,651人でしたけれども、おおよそ見込みでは同数行くのではないかと考えております。令和4年度の1日平均外来患者数が64.4人、これもおそらく64.4人%は行くのではないかなと考えております。本年、何度もご説明申し上げたとおり、春先にクラスターがありましたけれども、眼科、小児科におきましては、おかげ様をもちまして、患者数におきましては令和4年度を上回る見込みでございます。

病院事務長 外来患者数を増やす方策といったご質問でございますけれども、正直なかなか妙案といえますか、これというものは持ちあわせてございません。地道ではありますけれども、これまで同様地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援するという理念の実現に向けまして、院長のもと職員一丸となって、身近なかかりつけ医、これを標榜して、外来そして訪問診療をはじめ、我々事務も含めて患者さんと関わる全ての分野で丁寧親切な対応を心がけまして、満足度を上げる一方、病院だよ

りやSNS、あるいは出前講座、そして乳幼児健診などを通じまして、当院の取組の理解と町民の信頼をより一層いただくことが、結果的には外来患者さんの確保につながっていくのかなと考えてございます。

あとは、先生1人につき患者さんが何人ぐらいまで診られるのかというご質問でございまして、正直今数字は持ちあわせてございませぬけれども、発熱外来でいいましたら、現在基本の枠が大体1日15人です。例えば今シーズンでいいましたら、年前に一度インフルエンザのピークがございましたけれども、そういった時は15人の枠を超えて、25人前後といった患者さんを診ていただきました。それ以外の通常の外来でいいまして、先生1人当たり1コマに当たり10人とか15人とか、その時々患者さんの入り込みや体調といったことも含めまして、その辺の人数が出てくるのかなと思います。あまり答えになっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。以上です。

西股委員 コロナ終息後、大分変わってはきているのかなというように思うんですが、今の主幹のほうから言われた部分で、小児科と眼科が増えているという話なんですけど、総合内科医を2人置いていて、その中で数が増えていないというのはちょっと寂しいのかなという感じがするんですよね。ですから、64人中で眼科だとかそちらほうも大切なんですけれども、やはり総合内科のほうで力を入れていくという部分は、やはりこれからもやっていかなければならないのではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはどのように思っているんでしょうか。

病院事務長 おっしゃるとおりで、確かに眼科あるいは小児科の患者数が増えていると申しましても、やはり最大の患者さんの数がおられるのは、おっしゃるとおりで内科の部分かなと思います。そういった意味では、患者さんの数を増やす大事な柱の一つが、総合内科にかかる患者さんの数を増やすことだというように考えてございます。総合内科の患者さんの大多数が、いわゆる生活習慣病、高血圧であったり糖尿病であったり、そういった患者さんが主体となってございます。なのでそういった患者さんを増やす取組、こちらにつきまして医局の先生と十分協議しながら令和6年度も進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

西股委員 病院でいろんな企画を組みながらやっていることは見えていますので、これからもいろいろ検討していただく中で、患者数の獲得に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

石川委員長 ほかにございませぬか。

高橋委員 ちょっと気になったことだったんですけど、病院の外来のほうで、コロナワクチンの接種後、いわゆる接種後症候群というやつですね。これじゃないかというように感じて来られた患者さんはいらっしやったんでしょうか。

病院事務長 正直、その件に関する正確な患者数は事務のほうでは把握してございませぬが、先日高橋委員が一般質問されましたけれども、1名の方が救済措置申請をされたということでございました。その患者さんにつきましては、当院で診察をさせていただいております。

高橋委員 あともう1点いいですか。PCR検査なんですけど、これは前からちょっと気になっていたのですが、PCR検査の陽性反応というのは基本的にコロナの感

染者が全て感染者ではないということなんですね。それで、今でもやはり町民さんでもそうなんですけど、PCR検査の陽性が出た場合、自分はコロナだというふうに思い込んでいるという方が圧倒的に多いんですけれども、国の方針でいうと、一応PCR検査の陽性反応は全て一旦コロナにしてくれということでは言われているとは思いますが。ただ、ちょっとその方に安心感を与えるためということではないかもしれないんですけど、必ずしもこれはコロナではないからというようなこととかは町立病院のほうではお伝えしたりとかはされているんですか。

町立病院事務担当主査 PCR検査につきましては、5類以降は診察の時から患者様のご意向に沿い、PCR検査もしくは抗原検査、インフルエンザ、ノロやアデノ等ございますけれども、費用がかかるものもございますから、例えば職場や学校ですとか、そういう要件を詳細にお聞きして診察に当たっているところでございます。診察内容につきましては事務で申し上げられることはありませんけれども、医師が専門的な知見を持って申し上げているものと認識しております。以上です。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

湯本委員 ちょっと細かいことだけ教えていただきたいのですが、今は院外処方ですので病院の扱っている薬というのはあまり多くはないと思うんですけど、薬剤の材料の廃棄率というのは経営上出しているというふうには思いますので、それは何%ぐらいになっているのでしょうか。

町立病院事務担当主幹 委員おっしゃるとおり、病院にはいわゆる診療材料、お薬等々ございまして、それは当然棚卸し等々を行っているところでございます。パーセントは出しておりませんが、毎月支払い、棚卸等を押さえておりますが、基本的には使用期限が過ぎたもの、また最近ですと、コロナワクチンを休日・夜間等も一応在庫しておりますので、そういった使用期限が過ぎたものと、コロナ特効薬といったものが近年ではあるのかなと思っております。申し訳ありません、パーセンテージにつきましては今押さえておりませんが、例年大体同じぐらいかなと思います。特に突出したことはございません。

石川委員長 ほかにいかがでしょうか。

側瀬議長 1点いいですか。これと全然関係ないのですが、自分たちが議員になった時には、この予算特別委員会に直々に院長が来て、久しくいろんな形でやった経過がしばらく続いていたんだけど、いつの間にかここに来られなくなったと。やはり原課の先生が直接、緊急が入った時は事務長で十分いいんだけど、そういうのも必要でないのかなという気がするんだよね。あと、これからの病院の建て替えまで話していたんだけど、やはりこれからの人口動向とかいろんなものを考えて、過大なものにはなっていないし、そうすると江別を含め長沼を含め、やはり連携でその辺をしっかりとまとめておかなければ、過大なものになってしまうというのがあるからね。だからその辺をよく考えてやっていかなければならないなというのが自分の感覚なんですけど。本当に1年に1回ぐらい院長も出てくれたら、もっと議員さん方も病院のためにも理解できるのかなと思ったりするんだけど。事務長も大変だと思うので答えは何もありません。

石川委員長 何かあれば。

病院事務長 ここコロナ禍でございましたけれども、院長は全員協議会の場には1年に1回は御出席いただいているかなというところです。本年度は、確かクラスターが発生した後に院長に御出席いただいたところなんですけれども、令和6年度につきましても、院長と理事者と調整しまして、一度は議員さんの皆さんの前で院長の考えを皆さんにお伝えさせていただいたり、あるいは皆さんから意見をいただいて、そういった意見交換などの機会をぜひ設けたいと考えてございます。また、先ほど建て替えのお話を議長されましたけれども、これはありきではなくて、将来的にはそういうことも考えて検討していかなければいけないのかなというところでございます。大規模修繕、そちらの検討を先に示させていただいて、その先に年数が経った時に、そういったことも将来的には考えていかなければいけないというように考えてございます。

側瀬議長 よくわかったんだけど、やはり予算特別委員会というのは1年の始まりだから、前年度のものも含めて途中で来てもらうのも結構だし、たくさん来てくれればありがたいんだけど、業務に支障をきたしてまで来てもらっても思っているの。大事な時期には来てもらえれば、もっと理解を得られるのかなと思います。大規模改修も、先ほどは水回りと言ったんだけど、やはり内部配管を直すといったら大変なことだから。それを逆に言ったら格好わるいけども、これから直すのであれば、その見える所に囲いながら入れていくと、予算だって半額ぐらいになると思うんだよね。だからその辺のこともやはり考えていかなければ、わざわざ内部配管になっているものを取り壊して、そしてまた入れて修繕するとなると、ものすごく大変なことになるから。そうではなくて、見栄えはわるいけどもそういう考え方も必要でないのかなと思うし、あとは今管の中に全部カメラを通して、逆に言ったらFRPでも配管も全部そういう修正ができるものもあるので。そういうことも含めていったら、結構水回りについてはほかにコンサルに出したほうが、逆にそこに委託したら高いものとかいろんな形があるものだから、相当安くはできると思うんだけど。そのことも、そちらもプロだからその辺は考えてやってくれば結構だなと思っているの、それだけです。

石川委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

それでは質疑を終了いたします。病院会計につきましての審議は終了いたします。職員が退室しますので、暫時休憩いたします。

(午後 1時43分)

(午後 1時45分)

石川委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、理事者に対する総括質疑について議事に入ります。8日から本日までの3日間にわたり各説明員からの説明により、令和6年度一般会計ほか5特別会計予算並びに関連5議案の審査を行ってきたところです。会計ごとの審査が終了しましたので、これより理事者に対する総括質疑についてお諮りします。

初めに、3日間の質疑の状況を事務局長が記載しておりますので、そのなかで説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

議会事務局長 それでは私のほうから、3日間に係る審査の質疑の部分についてお話しいたします。まず、質問者、それから質問項目ですけれども、49人、延べ13

3の質問をしています。昨年は一応52人、87件ということですので、記録を見ると、再質問、再々質問ということで、質疑の深堀りをしていったというような感じのイメージかと思えます。それからDX推進の観点から、町担当についてはパソコンを持ち込んで、このケーブルを見てもわかると思うんですけども、LANにつないで実際にデータを見ながらということも今回から初めてやっております。そういった部分でいきますと、答弁のほうも主査職は今回初めての者もいたと思うんですけども、なかなか質問に対してしっかりとした説明をしていたのかなというふうに考えます。答弁漏れ等については、これまでの中で後ほど説明などという形でやってきて、特にないのかなというように思います。以上です。

石川委員長 局長報告のとおりと考えますが、特に理事者に質問すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

それではなしと認めますので、理事者に対する総括質疑は行わないことに決定いたしました。

特別委員会の意見についてお伺いいたします。特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

それではなしということで、意見は付さないとして報告することに御異議ありませんか。(なしの声)

それでは御異議なしと認めます。よって、意見は付さないということに決定いたしました。

それでは、本特別委員会に付託されました議案第11号から議案第21号までの11議案の審査が終了しましたので、11議案について一括採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 令和6年度南幌町一般会計予算

議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和6年度南幌町病院事業会計予算

議案第19号 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和6年度南幌町下水道事業会計予算

以上、11議案について賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

全員起立であります。よって、本11議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの採決のとおり、本委員会に審査付託された11議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成ということで可決すべきものとして議長に報告書を提出いたします。

その他で皆様から何かあれば賜ります。(なしの声)

それでは、以上で予算審査特別委員会の議事日程全てを終了いたしました。本日までの3日間、委員各位の御協力をいただき誠にありがとうございました。ただいまをもって予算審査特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午後1時57分)